

仙 台 市 地 域 防 災 計 画

【地震・津波災害対策編】

平 成 2 6 年 4 月
仙 台 市 防 災 会 議

目 次

第 1 章 自助・共助

市民・地域が行政と協働して行う災害対応

【市民の命を守る】

第 1 節 地震による被災をふせぐ	1
第 2 節 災害情報を入手する	3
第 3 節 適切な避難行動を行う	5

【市民の命をつなぐ】

第 4 節 地域で組織的に活動する	10
第 5 節 災害時要援護者を支援する	12
第 6 節 避難所を主体的に運営する	14
第 7 節 物資の円滑な供給に協力する	21
第 8 節 交通・ライフライン等に関わる情報を入手する	22
第 9 節 広聴相談を利用する	24
第 10 節 災害支援のために活動する	25
第 11 節 生活の復旧・復興に関する支援を利用する	26

第 2 章 公助

第 1 節 応急対策の流れ	29
第 2 節 災害対策活動体制	31
第 3 節 職員の配備・動員計画	41

市民と協働して行う災害対応

【市民の命を守る】

第 4 節 避難計画	47
第 5 節 津波災害応急計画	55
第 6 節 帰宅困難者対策	64
第 7 節 災害情報の収集伝達計画	65
第 8 節 災害広報・広聴計画	74
第 9 節 救急・救助計画	80
第 10 節 医療救護・保健・防疫計画	82
第 11 節 消防活動計画	93

【市民の命をつなぐ】

第 12 節 避難所運営計画	96
第 13 節 災害時要援護者への対応計画	105
第 14 節 物資供給計画	109
第 15 節 緊急輸送計画	115
第 16 節 廃棄物処理計画	121
第 17 節 二次災害の防止	127
第 18 節 災害支援活動のサポート	134

行政における災害対応

第 19 節 燃料確保・供給計画	138
第 20 節 災害救助法適用計画	141
第 21 節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	145
第 22 節 応援協力要請（受援）計画	149
第 23 節 災害警備活動・交通規制計画	158
第 24 節 応急公用負担	161

市民生活を取り戻す社会基盤の復旧

第 25 節 文教対策計画	163
第 26 節 応急給水・水道復旧計画	168
第 27 節 電力施設災害応急計画	172
第 28 節 電気通信施設災害応急計画	174
第 29 節 ガス施設災害応急計画	175
第 30 節 下水道施設災害応急計画	177
第 31 節 交通施設災害応急計画	179
第 32 節 JR 鉄道施設災害応急計画	181

被災から立ち上がる生活再建支援

第 33 節 住宅応急対策計画	184
第 34 節 農林水産業対策計画	192
第 35 節 民生安定のための緊急措置に関する計画	195
第 36 節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保	209
第 37 節 復興に関する計画	212

仙台市地域防災計画の策定及び修正等の状況

昭和 39 年 9 月	策 定
昭和 47 年10 月	全面修正〔地震対策〕
昭和 51 年 3 月	一部修正〔避難所の指定〕
昭和 58 年 3 月	全面修正
昭和 60 年 2 月	一部修正〔林野火災・津波・海上災害対策〕
昭和 63 年 2 月	一部修正
平成 2 年 3 月	全面修正〔災害対策本部の設置と運営・非常配備計画・災害情報の収集伝達計画・津波対策〕
平成 4 年 3 月	全面修正〔地震災害対策編及び風水害等災害対策編の二編構成〕
平成 9 年 4 月	全面修正〔地震災害対策編〕
平成 10 年 3 月	全面修正〔風水害等災害対策編〕（災害種別対策計画の策定）
平成 15 年 4 月	一部修正〔地震災害対策編〕（本編と附属資料編に分冊）
平成 17 年 4 月	一部修正〔風水害等災害対策編〕（本編と附属資料編に分冊）
平成 19 年 3 月	一部修正〔地震災害対策編及び風水害等災害対策編〕（附属資料編を共通化） 策 定〔日本海溝型地震対策推進計画編〕
平成 25 年 4 月	全面修正〔共通編、地震・津波災害対策編〕（東日本大震災を踏まえた地震津波対策の充実強化、編構成の変更）
平成 26 年 4 月	全面修正〔共通編、風水害等災害対策編〕（風水害対策の充実強化、編構成の変更） 一部修正〔地震・津波災害対策編〕 策 定〔原子力災害対策編〕

地震・津波災害対策編とは

大規模な地震災害からの「減災」を考えたとき、行政や防災関係機関だけでなく、市民、企業、地域団体等も、それぞれの役割を果たし、「自助・共助・公助」が互いに補い合い、連携し合って災害対策を進めていくことが重要です。

地震災害は風水害と比べて、突発的に発生することが特徴であり、現在の科学技術では、その発生を高い精度を持って予知することはできません。特に大規模な地震災害の場合、広域的に被害が発生し、同時に多くの災害対策を行う必要があることや時間の経過などによって必要となる対策が変わっていきますので、「自助・共助・公助」がそれぞれの状況に応じて適切にその役割を果たしていくことが重要です。

この「地震・津波災害対策編」は、災害が発生した際に必要な行動を示したものが、突発的な災害に対して、普段から意識していない行動をとっさの判断で行うことは難しいため、平時からそれぞれの役割や取り組みの内容を十分理解し、災害発生時の行動をできるだけ具体的にイメージしておくことが必要です。

地震・津波災害対策編の構成について

本編は、災害対策を進めていく上で重要な取り組みである「自助・共助」の章と「公助」の章の大きく2つに分かれています。

「第1章 自助・共助」では、市民や地域が行うべき取り組みを災害発生後にまず行わなければならない「市民の命を守る」と、その後に行う「市民の命をつなぐ」に分けて記述するとともに、関連する公助の取り組みも併せて紹介しています。

「第2章 公助」は、4つの部分からなっており、1つ目の「市民と協働して行う災害対応」は、「第1章 自助・共助」と関連のある「公助」の取り組みをまとめています。2つ目の「行政における災害対応」、3つ目の「市民生活を取り戻す社会基盤の復旧」、4つ目の「被災から立ち上がる生活再建支援」は、主として行政や防災関係機関のみで対応する取り組みを標題に示す内容ごとにまとめています。

第 1 章 自助・共助

第 1 節 地震による被災をふせぐ

地震は、現在の科学技術で予知することは困難であり、いつどこで発生するかは予想が付きません。したがって、地震に強い都市づくり、建築物等の耐震化、発生時の行動等について、平時から減災の対策を行い、いざというときに備えることが最も重要です。市民、企業、地域団体等は、「共通編 第 2 部 災害予防計画」にあるような予防減災の取り組みに努めるとともに、地震発生時には、次のようなことに留意しておく必要があります。また、本計画の記載事項は、発災時に必要な行動を示したものですが、平時に意識していない行動を発災時にとっさの判断で行うことは困難であるため、平時から内容を理解し、発災時の行動をあらかじめイメージしておくことが必要です。

1. 緊急地震速報を利用する【市民・企業】

震源で地震が発生してから自分がいる場所に地震動が伝わるまでには、数秒～数十秒の猶予時間がある場合が多いため、この時間差を利用して揺れる前に地震の発生を伝える仕組みが、気象庁が提供する「緊急地震速報」です。緊急地震速報は震源で発生した地震動を最も近くの地震計でとらえ、過去の地震観測データと対照して、各地に伝わる地震動の大きさや到達時間を予測し、伝達します。したがって、発表された予報や警報の震度や猶予時間には誤差が生じる場合がありますし、震源が近い場合には、緊急地震速報が伝わる前に揺れが始まってしまう場合があります。しかし、現在のところ、地震による揺れが到達する前に地震が来ることを把握できる唯一の方法ですので、これらの点に留意した上で、市民や企業等は、緊急地震速報を活用して地震の揺れに備えることが有効です。

(1) 緊急地震速報の種類と伝達方法

緊急地震速報は、以下のように大きく分けて 2 種類の情報伝達システムがあり、発表の基準や伝達方法が異なります。

ア 緊急地震速報（警報）

警報は、国内で予想される最大震度が 5 弱以上の場合に、震度 4 以上の揺れの強さが予想される地域（都道府県単位）に対して発表されます。仙台市では、NTT ドコモのエリアメール、KDDI (au) の緊急速報メール、ソフトバンクの緊急地震速報メールが設定されている機種種の携帯電話・スマートフォンに対して、震度 4 以上の揺れが予想される地域にいる場合に自動的にメールが送信されます。また、テレビやラジオ等でも該当する地域のローカル局（NHK は全国一律）に即座に発表されます。

イ 緊急地震速報（予報）

予報は、国内で予想される最大震度が 3 以上、又はマグニチュード 3.5 以上の場合に、震度 1 以上の揺れが予想される地域の専用端末に、予想震度、予想猶予時間などが伝達されます。予報を受信するには、パソコンやスマートフォン等の専用ソフト・専用アプリをあらかじめダウンロードしているか、緊急地震速報の専用端末を設置し、地点登録や受信する震度等をあらかじめ設定しておく必要があります。

(2) 緊急地震速報を入手した場合

緊急地震速報を入手したとき、数秒～数十秒の間にできる行動はほんの僅かです。市民や企業は、あらかじめ緊急地震速報を入手したときにとるべき最も有効な方法を決めておき、とっさの場合にも確実にその行動をとることが、地震から身を守る最も有効な方法です。以下は行動の一例ですが、自宅の状況、家族構成、事業所内の設備状況等を考慮して、最適なものを家族単位や事業所単位で決め、訓練等で身につけるよう努めます。

ア 自分の身の安全を確保する行動を

とにかく自分の身の安全を守ることを最優先に考えます。自分がけがなどをして身動きがとれなくなれば、周囲の人の負担が増えることになり、自分が助けるべき大切な人などを守ったり、その後の復旧・復興を行うことができなくなってしまいます。

イ 大切な人の身の安全を確保する行動を

揺れるまでに多少余裕があり、その場の状況から間に合いそうな場合には、子どもや高齢者、乳幼児などの身の安全を守る行動を考えます。家庭で子どもを守るとき、助けが必要な高齢者を守るとき、どこに移動し、どのように守るのか、訓練をしたり、イメージをしっかり持っておくことが大切です。

ウ 屋内が危険な場合は、逃げ道の確保を

自分の身の安全を確保するまでに多少の余裕があるときは、玄関のドアや窓を開放して、揺れが収まった後の逃げ道を確保します。地震の揺れでドアや窓が歪んで家などに閉じ込められてしまう場合があるからです。ただし、2階以上で窓を開ける場合には、揺れで転落しないように十分注意します。

エ 余裕があれば周囲の人に声かけを

自分が緊急地震速報を受け取ったら、上記の行動をするとともに周囲の人に「地震が来る」ということを大きな声で伝えます。緊急地震速報に気付いていない周囲の人は、揺れが来ることを事前に知り、身構えたり、心構えを持つことができます。

2. 地震動による被災を回避する【市民・企業】

緊急地震速報の受信環境がない場合や、緊急地震速報が伝わる前に揺れが始まってしまった場合には、自らの身の安全を確保します。

(1) 揺れが始まった場合の行動

揺れの強さにもよりますが、周囲の固定されていないものが飛んできたり、家具の転倒、自らの転倒などによりけがをすることを防ぐため、周囲のものが倒れてきたり飛んでこない安全な場所で身を低くし、自らの安全を図ります。

(2) 揺れ収束後の行動

火の元の確認や周囲の人の安全確認は、揺れがある程度収まり、自らの安全が確実に確保できる状態になってから行います。その際、最初の地震に引き続き、大規模な余震や津波、火災などが発生する場合がありますので、テレビやラジオ等で情報収集を行うとともに、できるだけ迅速に行動し、安全な場所に移動するよう心がけます。

第 2 節 災害情報を入手する

市民や企業、地域団体等は、災害発生時や災害の危険が迫ったときに市や防災関係機関が伝える以下の情報を速やかに入手するよう努めます。発災時に迅速かつ適切に行動するために、平時からこれらの情報の入手方法や内容を理解しておくことが大切です。

【参考】市の取り組み

1. 災害情報等の広報内容

市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。

市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。

時 期	内 容
災害発生直後	①災害の発生状況 ②余震・津波・洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）
生活再開時	①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）
復興期	①り災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）

2. 災害情報等の広報の方法

市は災害発生時には、迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等への伝達方法は主に以下の手段を活用します。市民や企業、地域団体等は、災害が発生した際や災害発生の危険が高まったことを感じた場合、以下の情報に注目し、確実に情報を得るよう努めます。

(1) テレビ・ラジオの活用

災害発生直後は、迅速かつ広範囲に情報を伝えることができる媒体であるテレビ・ラジオ局と連携し、市民への広報を行います。

(資料 4-21 「報道機関一覧表」参照)

(2) 広報車による広報

市では、災害の状況に応じて、必要な場合は広報車を出動させ、広報を実施します。なお、特に必要と認められる地域に対しては、市職員を派遣するなどして広報を行います。

(3) 広報紙等による広報

市では、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成、配布します。広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供することができるだけでなく、読み返すことができるため、よりの確な広報を行うことができます。

平常どおりの町内会等を通じた配布が不可能であると予測される状況のときは、避難所や区役所等被災者が多く集まる場所へ配布するとともに、街頭での貼り出しを行い、発行部数の増加の程度に応じて、段階的に配布場所の拡大を図ります。

(4) 通信メディアによる広報

市では、市ホームページや電子メール等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を充実させるとともに、国内外へ情報発信を行います。

第 3 節 適切な避難行動を行う

地震・津波災害における避難行動は、津波の浸水が予想されない場合、予想される場合によって大きく 2 通りに分けられます。

本節では、津波の浸水が予想されない場合を「地震発生後の避難行動」、津波の浸水が予想される場合を「津波からの避難行動」に分け、避難のあり方について記載しています。市民等の避難行動については以下を基本とし、市や関係機関等からの情報を得ながら適切に行動します。

1. 地震発生後の避難行動【市民・企業・地域団体等】

地震災害により、火災やがけ崩れ、危険物・高圧ガスの災害等が発生する危険があり、人命に危険があると認められる場合、市は、該当地域に避難勧告等を発令し、迅速な避難を呼びかけます。

市民等は、次により迅速な避難を行います。

(1) 地震災害等における避難勧告等

地震災害等の場合は、次の区分により避難勧告等が発令されます。

勧告等の種類	発 令 基 準
避 難 勧 告 (※)	○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき
避 難 指 示 (※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき

※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。

※避難指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。

(2) 地震災害等における避難開始の時期

ア 避難勧告等が、次により伝達されたとき

- ① 消防署、消防団、区役所、警察等の広報車等やヘリコプターによる伝達
- ② テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達や杜の都防災メール、緊急速報メールやホームページ等のインターネットを通じた伝達

イ テレビ、ラジオ等の情報又は住家の被害状況や付近の出火状況等から判断し、生命の危険を感じたとき

(3) 地震災害等における避難時の原則

ア 避難は、原則として徒歩によります。

イ 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努めます。

ウ 避難に当たっては、高齢者及び障害者等の災害時要援護者の安否確認、支援に努めます。

エ 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切ります。

オ 次のような必要最小限のものを携行します。

【携行品例】

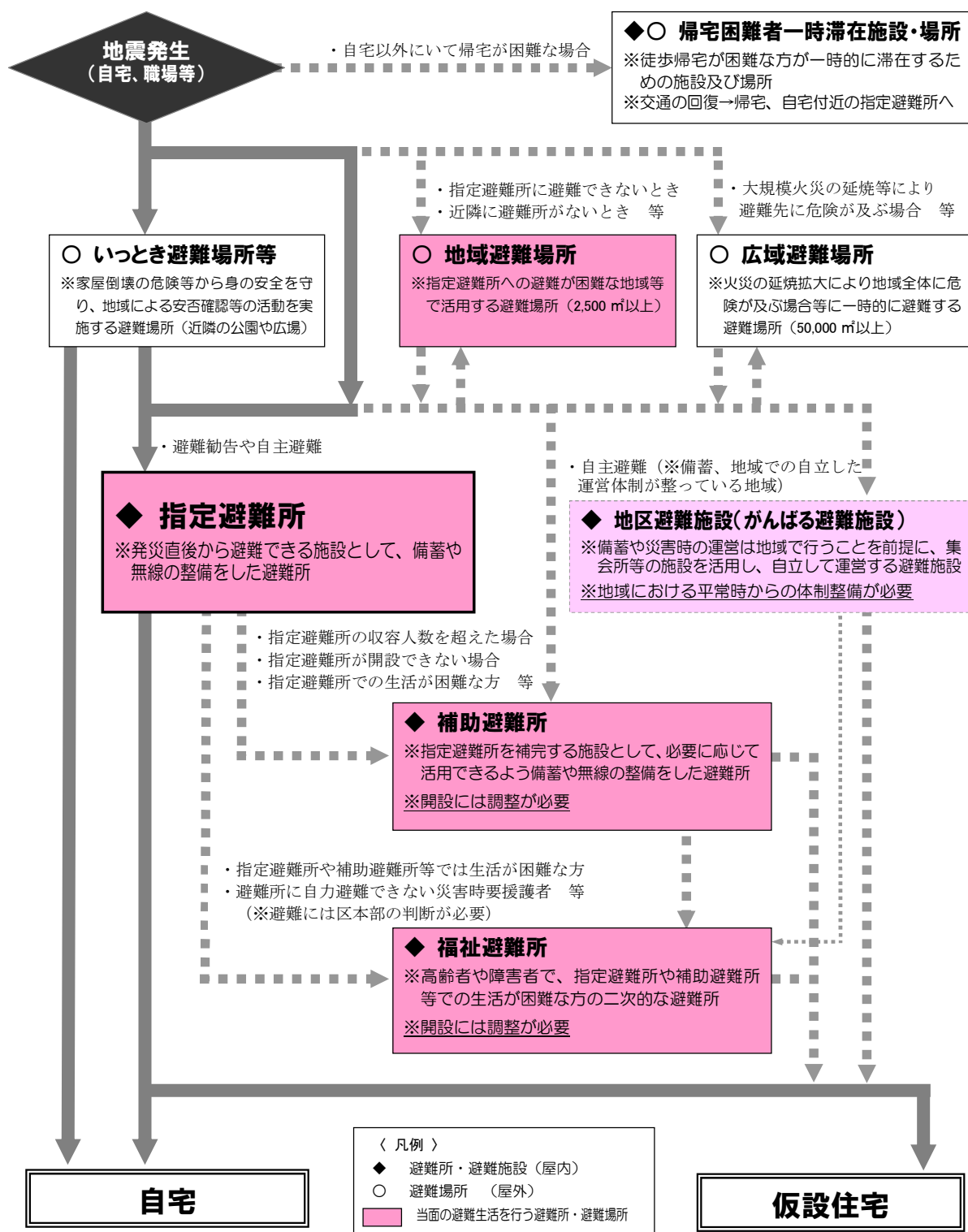
- 食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、携帯電話の充電器、現金等
- 服装は、身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等
- 家族の名札（住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載） など

(4) 地震災害等における避難方法

一時的に身の安全を確保できる近隣の公園や広場等（いっとき避難場所）に避難した後、指定避難所等の避難所又は避難勧告等により指示された避難先等に避難します。

ただし、災害の状況等により他の避難先への避難が必要になった場合は、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示に従い避難します。

< 住民等による避難フロー図（地震等） >



2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】

仙台市では、東日本大震災の津波被害、津波浸水区域等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定し、浸水のおそれの高い方から順に、エリアⅠ・エリアⅡと設定しています。

また、津波災害の発生のおそれがある場合、津波避難エリアに避難勧告等を発令し、迅速な避難を呼びかけます。該当する地域にいる人は、次により迅速な避難を行います。

(資料 3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照)

(1) 津波災害における避難勧告等

気象庁から津波警報等が発表された場合は、次の区分により避難勧告等が発令されます。

種 類	避難指示等	区 域
大 津 波 警 報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。
津 波 警 報	避難勧告	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を促す。
津 波 注 意 報	—	沿岸部及び河口部に対して避難を呼びかける。

※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為。

※避難指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為。

(2) 津波災害における避難開始の時期

ア 強い揺れを感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れが続いたとき

イ 津波警報等や避難勧告等が、次により伝達されたとき

- ① 仙台市津波情報伝達システム（エリア内の屋外拡声装置）からの伝達
- ② ヘリコプターや消防車両等による伝達
- ③ 町内会長等からの伝達
- ④ テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達
- ⑤ 杜の都防災メールからの伝達
- ⑥ 緊急速報メールからの伝達

(3) 津波災害における避難時の原則

ア 津波警報等や避難勧告等を確認した場合は、迅速に避難を開始します。

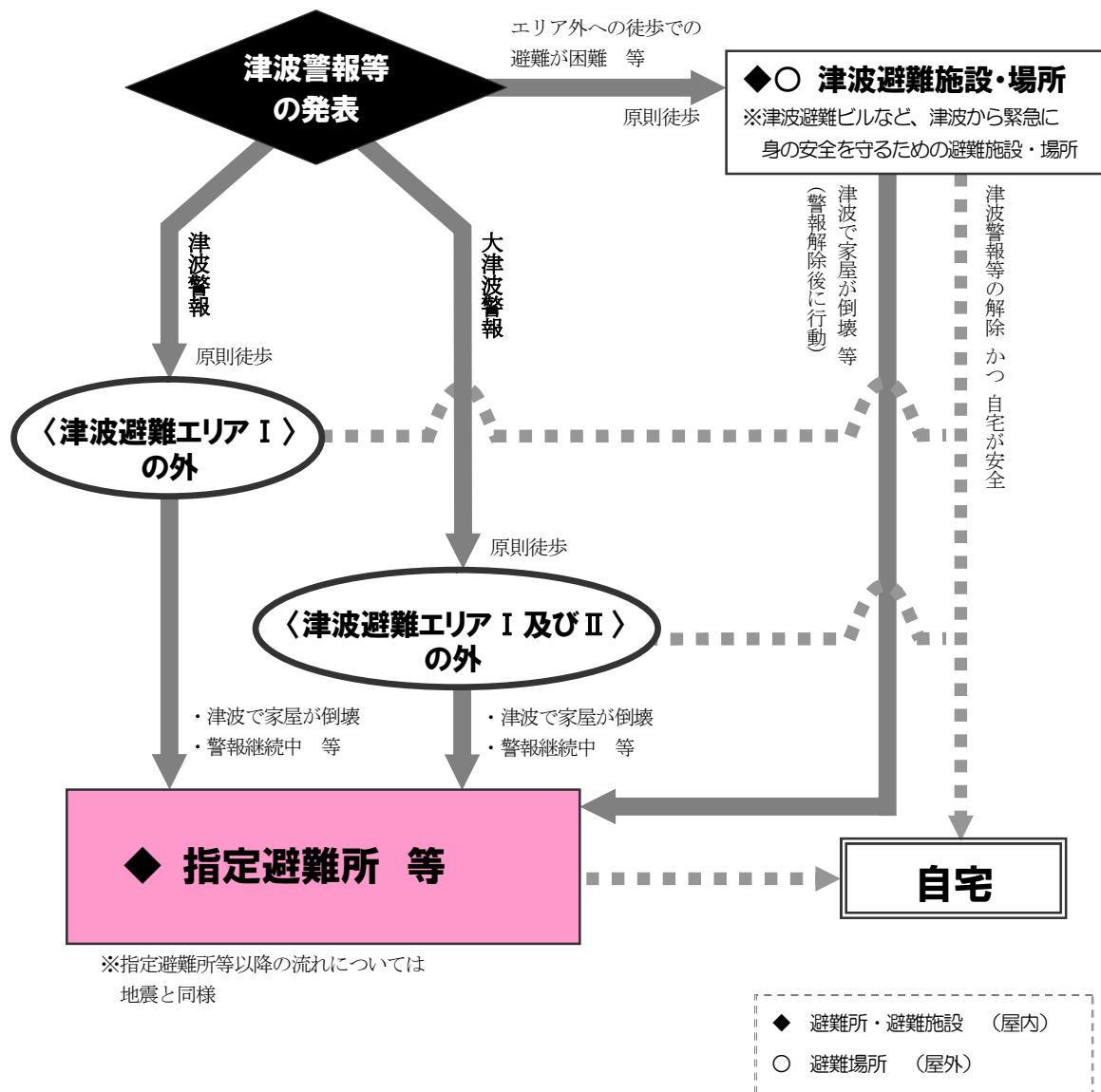
イ 避難は、原則として徒歩によります。ただし、身体的な条件等により徒歩での迅速な避難が困難な方については、自動車での避難を考慮します。

(4) 津波災害における避難方法

- ア 津波警報発表時（避難勧告発令時）は、津波避難エリア I の区域外へ避難します。
- イ 大津波警報発表時（避難指示発令時）は、津波避難エリア I・II の区域外へ避難します。
- ウ 津波避難エリアの区域外へ時間的余裕を持って避難することが困難な場合は、近くの津波避難施設へ避難します。

(5) 津波避難エリアからの避難

<住民等による避難フロー図（津波）>



第 4 節 地域で組織的に活動する

災害時において地域団体等は、事前の役割分担に基づき、防災関係機関等と互いに協力して、災害の拡大防止と被害の軽減を図るよう努めます。

1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】

災害発生時、地域団体等はあらかじめ策定した防災体制や活動計画に基づき、次のような活動を行います。

(1) 情報収集・伝達活動

災害時の情報は、その後の自主防災活動や住民行動を決定する指標となります。情報収集と情報伝達を的確に行い、地域住民の安全確保に努めます。なお、津波災害の場合には、各自による迅速な避難行動が最も重要です。情報伝達については、津波の到達予定時間等を考慮し、隣近所と声を掛け合う等、可能な範囲で協力し、避難行動につなげます。

ア テレビ、ラジオ、緊急速報メール、杜の都防災メール、広報車等、マスメディアや行政から発信された災害情報や避難勧告等の情報を収集し、地域住民に周知します。

イ 地域内の安否確認を行うとともに、被害状況やけが人の有無等を調査し、消防機関への通報などを行います。

ウ 行政等から発信する支援情報等は、災害情報と同様に収集し、地域住民に周知します。

(2) 消火活動

大規模災害では、火災の多数発生や道路被害等により、消防機関の到着が遅くなる場合があります。地域団体や住民は安全が確保できる範囲内で、火災の初期消火等を行います。

ア 消火器等による初期消火活動

イ 消防機関が行う消火活動への協力

(3) 救出救護活動

地域団体や住民は、安全を確保できる範囲内において、簡易な救助活動や応急手当を行います。

ア 助けを求めている人の救出

イ けが人に対する応急手当や医療機関への搬送

(4) 避難誘導活動

避難勧告等が発令された場合や、地域の被害状況から避難の必要がある場合は、地域住民の避難誘導を行うとともに、災害時要援護者の避難支援を行います。

ア 指定避難所等への避難誘導

イ 人員の確認、誘導員の配置、災害時要援護者の避難介助

(注) 津波災害の場合は、各自による迅速な避難行動が最も重要です。避難支援については、津波の到達予定時間等を考慮し、支援者自身の安全が確保できる状況下で、可能な範囲で行うようにします。

(5) 避難所運営

避難所に避難した場合は、地域版避難所運営マニュアルなどに基づきまとまった行動により、避難所の混乱防止に努め、避難所運営の様々な活動に参加します。

ア 町内会や班単位でまとまった行動

イ 地域の避難者の確認や報告等

ウ 避難所運営活動への参加・協力

(6) 給食・給水活動・生活物資の配付

避難所での炊き出しや、地域の在宅被災者への食料や物資の配付などの活動を行います。

ア 避難者に対する炊き出しや備蓄している食料や水、生活物資の配付

イ 食料等の購入ができない状況が長期化する場合などは、災害時要援護者などで自宅から避難することができない方に対する食料や水、生活物資の配付の支援

(7) その他地域の特性を考慮した実態把握と地域住民の支援

2. コミュニティ防災センターの資機材を活用した防災活動【地域団体等】

地域団体等はあらかじめ策定した防災体制や活動計画に基づき、消火・救助活動や様々な支援活動を行う際に、必要に応じてコミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫に備蓄されている各種資機材を活用し、地域の防災活動を行います。

(資料 6-13 「コミュニティ防災センター及び
簡易型防災資機材倉庫の所在・施設概要一覧」

6-15 「コミュニティ防災センター及び
簡易型防災資機材倉庫備蓄資機材基準数量」

参照)

3. 地域の企業と地域団体等との連携【企業・地域団体等】

災害発生時、企業は自衛消防の組織等の活動により、従業員や利用者の安全の確保に努めるとともに、地域団体等が行う活動に積極的に協力するなど、地域の一員としての連携を図り、二次災害の防止や被害の軽減に努めます。

第 5 節 災害時要援護者を支援する

災害時要援護者は、災害発生時及びそのおそれがあるときに、災害情報の入手が困難、若しくは自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人です。状況によって妊産婦、乳幼児、外国人も含まれます。災害情報や避難に関する情報を伝えることをはじめ、避難誘導や避難所での生活において必要な支援を行うなど、地域の災害時要援護者が周囲にいる場合には、「共助」の精神で、率先して支援するよう努めます。

1. 災害時要援護者支援窓口の利用【市民・地域団体等】

市は、災害時要援護者支援窓口を各区本部保健福祉班に開設し、相談等の受付等を行います。また、外国人の言葉の問題に対応するため、仙台国際センターに仙台市災害多言語支援センターを設置して多言語による情報提供・相談に対応します。

支援者は、必要な場合には、災害時要援護者に支援窓口の情報を伝え、直接支援窓口にご相談するよう努めます。

※ 区本部とは、大規模な災害時等に各区役所に設置される「区災害対策本部」を指します。以下この章において同じ。

2. 災害時要援護者とその家族の方の対応【市民】

支援する方が被災したこと等により、すぐに支援を受けられない場合があります。避難が困難な場合は速やかに、隣近所や消防署、区役所に支援の要請を行ってください。

また、電話が使えない場合もあることから、平時より無線機を設置してある避難所等を地域の方や区役所に確認しておくことが必要です。

3. 地域団体等の行う支援【地域団体等】

地域団体等は、自分や家族の身の安全を最優先とした上で在宅の災害時要援護者の安否確認や災害情報の伝達に努め、また状況に応じて救護・救出や災害時要援護者の特性に配慮した避難誘導を行います。対応が困難な場合は、消防署や区本部への支援要請を行います。

4. 社会福祉施設等の対応【企業】

社会福祉施設等は、入所者等や職員の安否確認、施設の被害状況等を確認し、市へ報告します。

また、負傷者が発生した場合は必要な救護を行うとともに、施設の損壊状況などから必要と認める場合は、入所者等を避難所に避難させます。

5. 避難所での配慮【市民・地域団体等】

多数の人が出入りする避難所において災害時要援護者は、健常の人よりも強いストレスを受けたり、体調に悪影響を受けることがあります。避難所の運営者や周囲の支援者は、「避難所運営マニュアル」等に基づき災害時要援護者の健康の状態等に応じて、以下の点に十分配慮します。

【参考】避難所運営マニュアルー災害時要援護者への支援

1. 他の避難者の協力を得て、環境の良い避難スペースを災害時要援護者に優先的に確保することとします。避難所での生活が困難な場合は、地域版マニュアルで定めた事項に基づき、より環境の良い補助避難所（市民センター等）や福祉避難所への移送について市と協議します。
2. 災害時要援護者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に配慮することとします。
3. 健常な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努めることとします。
4. 必要に応じ、災害時要援護者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者、災害時障害者ボランティアの派遣を要請することとします。
5. 仙台市災害多言語支援センターから発信される情報や、各避難所に設置してある災害時多言語表示シート、必要に応じて災害時言語ボランティアの派遣などを活用し、避難所においても外国人がスムーズに情報を入手できるよう配慮することとします。

【参考】市の対応

1. 市は災害時要援護者の状況に応じて福祉避難所の開設及び受入れ要請など必要な措置を講じることとします。
2. 食料、飲料水など生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行うこととします。
3. 障害者も利用可能な仮設トイレ及びプライバシー確保のための間仕切りの設置のほか、避難所のバリアフリー化等生活環境に対する配慮を行うこととします。
4. 市は、身体的、精神的に虚弱な状態にある等の理由により、避難所での生活が困難と認められる高齢者、障害者等及びその家族に対しては、応急仮設住宅への優先的入居に配慮することとします。

第 6 節 避難所を主体的に運営する

避難所は、地域団体、避難者、市の避難所担当職員、避難所の施設管理者等が協働して運営し、「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難者が自主的に管理運営できる体制へと移行します。

また、災害時要援護者や男女のニーズ、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に十分留意して運営します。
(参考：「避難所運営マニュアル」)

本節では、主として指定避難所の開設及び運営について記載し、指定避難所を補完する補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき開設及び運営を行います。

1. 避難所の開設

避難所は、「避難所開設基準」に基づき、区災害対策本部の判断による開設を基本としますが、地震災害では判断を仰ぐいとまがないことが想定されるため、その場合は、市から派遣される避難所担当職員、避難所の施設管理者、地域団体等の判断により、避難者を収容するなどの応急的な対応を行うこととしています。

地域団体は、市や施設との事前協議で定めた方法に基づき、夜間などで避難所担当職員や施設管理者の到着が遅くなる場合は、避難所の開錠、安全確認、避難者の収容を行います。

【参考】市の避難所開設基準

市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。

<避難所開設基準>

条 件	開 設 方 法
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・平日日中 $\left(\begin{array}{c} 8:30 \\ \sim \\ 17:00 \end{array} \right)$ ・休日 <ul style="list-style-type: none"> ・平日夜間 $\left(\begin{array}{c} 17:00 \\ \sim \\ \text{翌}8:30 \end{array} \right)$ <p>○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</p> <p>○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。</p>
②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき	<p>○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。</p>
③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等	<p>○区本部は事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</p>
④その他の場合	<p>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。
<p>○上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。</p>	

※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。

※福祉避難所の開設については、第2章第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.105)で定める。

2. 避難所の運営【市民・地域団体等】

避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、連合町内会等の地域団体及び避難者、市が派遣する避難所担当職員、施設の管理者・職員からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。

避難所では、そこにいる人全員がそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。

(参考:「避難所運営マニュアル」)

(1) 地域団体とその役割

連合町内会や町内会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。また、地域によって民生委員児童委員や地区社会福祉協議会等も密接に関わるなど、形は様々です。

円滑な避難所運営を開始するために避難所運営委員会を立ち上げ、避難者中心の自主運営が行われるようになるまでは、地域団体が中心となって運営の各種活動を行います。

大規模な地震が発生した場合は、避難所担当職員の迅速な派遣が困難な場合も想定されます。地域団体は、地域版避難所運営マニュアルを活用しながら、地域の組織力を生かし、避難者をまとめて各種活動に当たります。

(2) 避難者とその役割

避難所に避難される方です。避難者はおおむね避難所が設置されている地域の住民ですが、それ以外の方が避難される場合もあります。

避難者は、地域団体等の指示の下、避難所運営委員会の活動班や居住組の活動を積極的に行います。また、避難所運営委員会は、時間の経過と共に地域団体中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的運営を行うこととしています。市の支援体制の下、避難者同士が協力して各種活動に取り組みます。

【参考】市・区・施設の対応

1. 市・区の役割

市や区では、避難所担当職員を派遣し、避難所の立ち上げを共に行い、その後は、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。

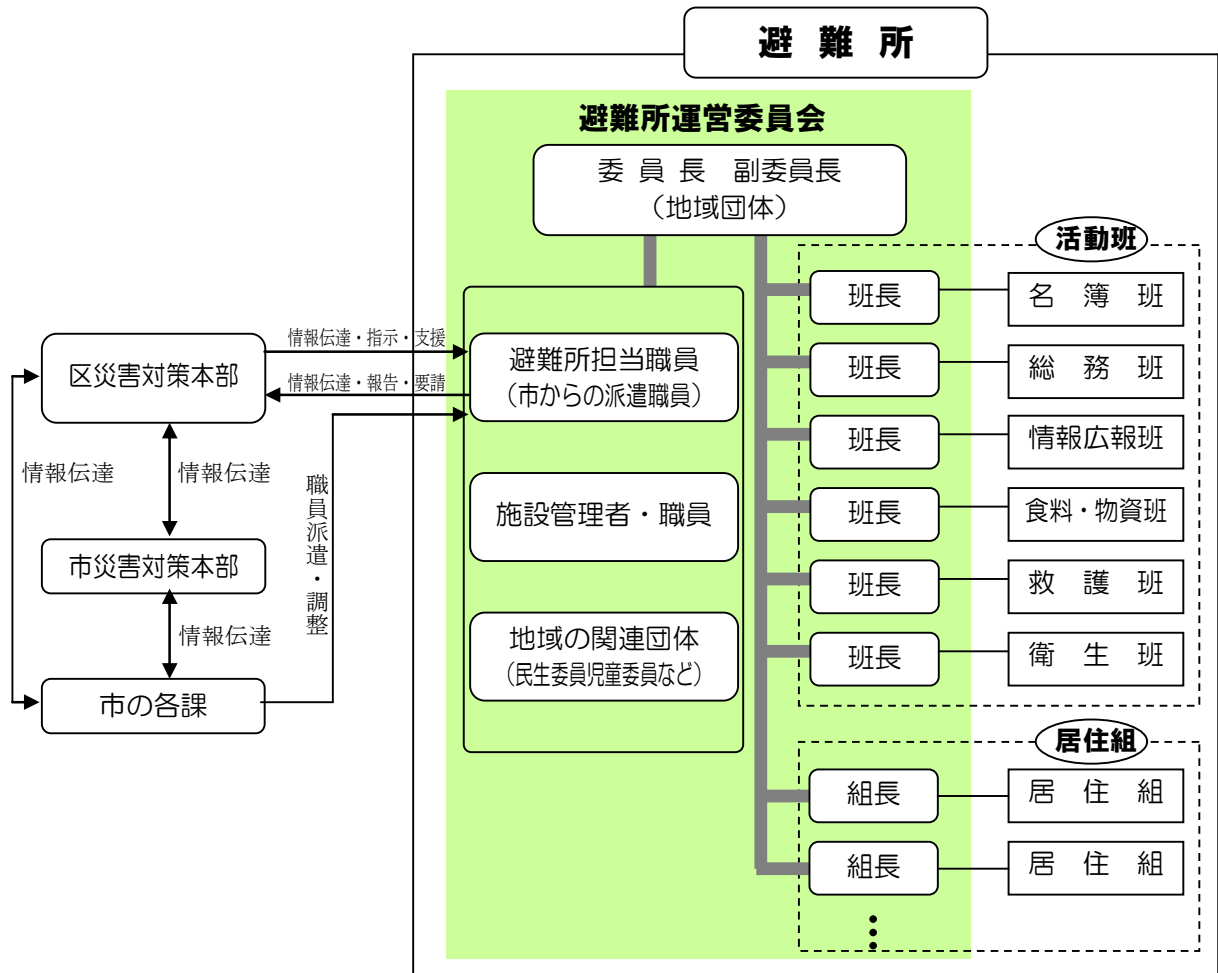
2. 避難所担当職員の役割

市が避難勧告等を発令した場合、又は市内で震度6弱以上の地震が発生した場合に、各指定避難所へ職員を派遣します。避難所担当職員は、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。また、避難者のニーズの把握、災害時要援護者や男女のニーズへの配慮、健康管理やプライバシーへの配慮等に努めます。

3. 施設管理者・職員の役割

避難所施設の施設管理者や職員は、避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際の調整や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に、運営の支援を行います。

<避難所運営委員会組織図>



3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】

避難所運営委員会による運営は、避難所運営マニュアルに基づき、主に以下のことを行います。

(1) 避難者への配慮

避難所では、年齢、性別、国籍、障害の有無など、避難者の形態も様々であることから、避難所運営の各種活動については、以下のような点に配慮しながら実施します。

ア 災害時要援護者への配慮

居住空間や物資、避難所での行動など、災害時要援護者への配慮を十分に行うとともに、必要に応じて、福祉避難所や医療機関等の他施設での受入れ等について、区本部との協議を行います。

(第5節「災害時要援護者を支援する」P.12参照)

イ 男女のニーズへの配慮

男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、男女のニーズに対する配慮に努めます。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮します。

ウ 多様な文化的背景への配慮

様々な文化や習慣の違いがあることを踏まえ、可能な範囲で環境の整備や食料の配付などに配慮します。

(2) 避難所運営で行う主な活動

ア 避難者の把握（名簿班）

避難者の状況確認や安否確認への対応を行うため、避難者名簿の作成を行い、区本部へ報告します。避難所開設当初は多数の避難者により混乱を招くことがあるため、人数の確認と報告に重点をおき、名簿の作成は避難所の状況を考慮して実施するなど、柔軟な対応により実施します。

イ 避難所の空間配置（総務班）

避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行います。居住スペースは可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、災害時要援護者に配慮した割り振りを行います。また、共有スペースはトイレ等必要性の高いものから確認・設置し、男女のニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努めます。

ウ 避難所の規律・防火・防犯（総務班）

避難所内のルールを明確にし、避難者への周知徹底を図ります。また、防火・防犯のため、避難所内の巡回確認等を協力して実施します。

エ ボランティアの要請・管理（総務班）

避難所の活動に関して支援が必要な場合には、各区災害ボランティアセンターに連絡し、支援を要請するとともに、ボランティアの受入れ及び活動の指示を行います。

オ 各種情報の受発信（情報広報班）

避難所運営マニュアルの各種様式により、避難所の状況、避難者数、必要物資等を区本部へ報告するとともに、区本部からの情報を掲示し避難者に提供するなど、避難所と区本部間の情報伝達を逐次実施します。

カ 食料・物資の確保（食料物資班）

避難所内で必要な食料や物資について把握するとともに、不足する場合は要請して確保します。開設当初は、避難所の備蓄物資や避難者が持参した家庭内備蓄等を活用するとともに、区本部あてに要請を行います。物資集配拠点からの支援開始後は、避難所に配送を行う配送業者等に直接要請します。

必要な食料や物資の把握を行う際には、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーへの配慮に努めます。

キ 救護・支援（救護班）

けが人や急病人に対する応急処置や救急車の手配等、救護や支援を実施します。また、避難長期化に備えて避難者の健康状態に配慮するとともに、必要に応じてボランティアの要請や医療機関への受入れの要請を行います。

ク 水の確保（衛生班）

避難所における断水時の飲料水、生活用水については、以下の方法により確保し、効率的に活用します。

- ① 備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用
- ② 施設の受水槽の活用
- ③ 非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通じて水道部へ給水所の開設を要請
- ④ 給水車による応急給水について、区本部を通じて水道部に要請
- ⑤ 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用

ケ トイレの確保（衛生班）

トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早急に確認するとともに、被害状況により用水を確保して使用したり、災害用簡易組立トイレを設置する等、対応を決定して確保を図ります。

なお、災害用簡易組立トイレを設置する場合には、災害時要援護者や性別、プライバシーに配慮した設置に努めます。

コ 衛生環境の整備（衛生班）

ごみ集積場所を設置し、分別等の利用計画を徹底するなど、避難所の衛生環境の整備に努めます。また、ごみ処理・し尿処理について、区本部を通して環境部へ定期的に要請します。

サ ペット飼育管理の指導（衛生班）

ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置して受け入れます。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努めます。

4. 避難が長期化した場合【市民（避難者）・地域団体等】

(1) 避難所運営委員会の自主運営

2-(2)「避難者とその役割」に記載のとおり、避難所運営が長期化する場合は、地域中心による運営から避難者による自主運営へと移行します。

(2) 生活環境の確保

避難生活が長期化する場合は、防犯などの安全確保やストレス・衛生環境等の対策が必要となります。間仕切りの設置等によるプライバシーの確保や入浴・洗濯等の日常生活の確保、避難所での生活に関する相談・健康相談・指導を、区本部と連携しながら行います。

5. 避難所の集約・閉鎖

市では、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供が行えるよう対応します。避難者の退所や仮設住宅の提供により避難者の減少する時期には、避難所の状況に応じて避難所の集約・閉鎖を段階的に実施します。

(第2章 第33節「住宅応急対策計画」P.184 参照)

6. 保健活動

【参考】市・区の対応

1. 健康支援活動

避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響を及ぼします。このため市では、被災者からの健康相談に応じる体制として公衆衛生看護活動・栄養改善活動・歯科保健活動・その他必要な保健活動を行います。

また、状況に応じて避難所に健康相談所を設置したり、仮設住宅や被災者宅等に対して巡回型の健康相談等を実施しますので、健康に問題や不安のある方は相談するようにしてください。

2. 精神保健活動

災害時には、被災者が心的外傷等によって心身が不安定な状態になることがあります。このため市では、健康相談活動等の中で被災者の心のケアを行うとともに、必要に応じて精神科等の紹介を行います。

非常時に心身が不安定になることは至極当然のこととして、少しでも心身に不安のある方は相談するようにしてください。

7. 補助避難所の運営

指定避難所を補完する施設として位置づける補助避難所については、地域、市、施設の事前協議により定めた「地域版避難所運営マニュアル」に基づき、指定避難所との連携の下、地域団体を中心として運営します。

第 7 節 物資の円滑な供給に協力する

市では、避難所に避難した被災者や避難しなくとも住家等の損壊によって生活に支障のある被災者等を対象に、食料や生活物資を供給します。避難者や地域の住民は、炊き出しや物資の供給のための支援に協力します。

また、避難所に避難する場合は、3 日分程度の食料や毛布等を持参するように努めます。

【市民・企業・地域団体等】

【参考】市の取り組み

1. 食料の配付

避難所に避難した被災者、あるいは避難するまでではないが住家が被害を受け、炊事ができなくなった被災者等は、備蓄食料や協定に基づく調達、産業給食等により、応急的に食料の配付を受けることができます。

(1) 対象者

- ア 避難所に避難された方
- イ 住家の被害により、炊事ができない方
- ウ 救出救援活動に従事する方
- エ その他、市災害対策本部長（市長）が必要と認めた方

(2) 食料の配付

配付は、原則として避難所において行います。ただし、災害時要援護者等で自宅から避難することができない方に対しては、食料の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、地域団体等の協力を得て巡回配付を行います。

2. 生活物資の供給

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な方に対しては、日常生活に最小限必要な生活必需品を配付します。

(1) 対象者

- ア 避難所に避難された方
- イ 住家の被害により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損したために日常生活を営むことが困難な方
- ウ その他、市災害対策本部長（市長）が必要と認めた方

(2) 物資の配付

配付は、原則として避難所において行います。ただし、災害時要援護者等で自宅から避難することができない方に対しては、生活物資の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、地域団体等の協力を得て巡回又は地域の拠点において配付を行います。

第 8 節 交通・ライフライン等に関わる情報を入手する

市では、日常生活を送るために不可欠な交通やライフライン等に関わる情報を随時提供します。市民や企業、地域団体等は、これらの情報の入手方法や内容をあらかじめ理解し、情報が欲しいときに的確に情報を得て、災害時の行動や生活に活用します。

【市民・企業・地域団体等】

【参考】市や防災関係機関の取り組み

1. 応急給水に関する広報

災害発生時には、水道局ホームページや広報車両のほか、テレビ・ラジオ・新聞等のメディアの活用などにより、水道施設の被害状況や応急給水場所、断水等の復旧見通しなどの情報をお知らせします。

2. 医療情報に関する広報

災害発生時には、第 2 章 第 8 節「災害広報・広聴計画」(P.74)に定めるところにより、医療情報の広報を行うとともに、保健福祉センターや救護所を通じて情報提供を行います。

3. 電力施設に関する広報

災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去と公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のためテレビ、ラジオ、新聞、広報車、ホームページ、携帯サイト等を利用し、電力施設被害状況、復旧見通し、及び公衆感電事故、電気火災の防止等について広報を行います。

4. ガス施設に関する広報

あらかじめ報道機関に協力要請を行っているマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ホームページにより周知します。また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努めます。

5. 下水道施設に関する広報

災害発生時には、下水道ホームページやテレビ・ラジオ・新聞等のメディアの利用、場合によりチラシなどを用い、復旧対策の第 1 段階においては下水道施設の被害状況の概略及び緊急措置などを、第 2 段階においては下水道施設の詳細な被災状況と応急復旧及び復旧の見通しなどを、第 3 段階においては本復旧の進捗状況などを市民に広報します。

6. 列車運行に関する広報

利用者の不安を除き、更に利便を図るため、駅頭に不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを掲示する等して周知を図るとともに、新聞・ラジオ・テレビなどの報道機関に対し、随時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図ります。

7. 交通秩序の維持

警察は、災害が発生した場合に交通の混乱や交通事故等の発生を防止し、市民等の円滑な避難と緊急交通路の確保のため、以下の方針に基づいて交通規制を実施します。

市民は警察の指示に従い、交通秩序の維持に協力してください。

- (1) 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制
- (2) 避難路の流入規制と緊急交通路への流入禁止
- (3) 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出規制
- (4) 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施
- (5) 道路管理者と連携した交通規制の適切な運用

なお、緊急交通路を確保するために障害となる放置車両のレッカー移動や運転者への車両移動の措置命令、やむを得ない限度において車両その他を破損することがあります。

第 9 節 広聴相談を利用する

市では、災害発生時に市民からの問合せに対応するため、以下のような問合せ窓口を設置します。市民や企業、地域団体等は必要なときにこれらの窓口にご相談することができます。

ただし、混雑する場合がありますので、事前に相談内容をまとめておくなど、相談者がお互い効率的に窓口を活用できるよう配慮しましょう。【市民・企業・地域団体等】

【参考】市の取り組み

1. 電話による問合せ窓口の設置

市では、災害の状況により必要な場合、電話による市民からの問合せや相談、情報提供などに対応するため、「問合せ専用チーム」を組織して電話相談窓口を設置します。

2. 総合市政相談窓口の設置

市では、必要な場合に市民からの問合せや相談などに対応するため、市民のための総合市政相談窓口（総合市政相談所）を市役所内に、また市政相談窓口（市政相談所）を各区役所内に設置して相談に対応します。

（資料 9-4 「主な相談内容及び関係機関、担当部一覧」参照）

3. 移動巡回相談の実施

市では、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、避難所等における移動巡回相談を実施します。

4. 専門相談窓口の設置

市では、災害の状況により必要と認めたときは、法律問題や災害時に増えるといわれているドメスティックバイオレンス被害などの女性相談等、専門的な問題の迅速な解決に資するための専門相談窓口を設置します。

5. 女性支援センターの設置

市民部は、専門相談窓口の1つとして女性のための相談窓口を設置するとともに、仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置し、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行います。

第 10 節 災害支援のために活動する

市民等は、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティアや NPO 等が行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違や、災害支援活動を行う方に対する理解を深めます。また、自らの地域や、被害の大きい地域での災害支援活動へ積極的に参加します。

【市民・企業・地域団体等】

【参考】市の取り組み

1. 一般ボランティアの受入れ

仙台市（区）災害ボランティアセンターを公設民営で設置し、一般ボランティアの受入れを行います。仙台市（区）災害ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れのほか、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行います。

2. 専門ボランティアの受入れ等

市は、関係機関と連携し、専門ボランティアの受入れや調整、支援を行います。

専門ボランティアの資格保有者や事前登録者で、災害ボランティア活動に参加される方は、関係機関に設置される窓口を通して活動を行います。

区 分	主 な 対 応 内 容
仙台市災害時言語ボランティア （ 市 民 部 ）	・仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行います。 ・登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行います。
障害者災害時ボランティア （ 健 康 福 祉 部 ）	・仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行います。 ・登録者は、避難所等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行います。
医 療 ボ ラ ン テ ィ ア （ 健 康 福 祉 部 ）	・災害時医療連絡調整本部に、医療ボランティアの相談窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班が連携し、医療情報、医薬品の提供等の活動支援を行います。
被災建築物応急危険度判定士 （ 都 市 整 備 部 ）	・宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口としています。市は、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行います。
被災宅地危険度判定士 （ 都 市 整 備 部 ）	・宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口としています。市は、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行います。

第 11 節 生活の復旧・復興に関する支援を利用する

災害発生後、市民の生活復旧のために、市では様々な支援を行います。市民や企業は、個人では十分に行うことができない復旧活動について、様々な制度を利用して早期の生活復旧を図ります。【市民・企業】

【参考】市の取り組み

1. 被災住宅の応急修理や土石等の障害物除去

災害によって半壊又は半焼した住家や土石・竹木等の障害物が運び込まれて日常生活に支障のある住家等に対し、居室、玄関等日常生活に必要な最小限度の部分に限定して応急修理や障害物除去を実施します。

(1) 被災住宅の応急修理

災害のために被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分の応急的な補修を行います。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊（半焼）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では住宅の応急修理ができない世帯

イ 期間

災害発生の日から 1 か月以内

(2) 土石等障害物の除去

災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むことに支障を来している世帯に対し、土石等障害物の除去を行います。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊（又は床上浸水）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では障害物の除去ができない世帯

イ 期間

災害発生の日から 10 日以内

2. 廃棄物の収集処理

(1) 生活ごみの収集

ア 収集体制の確保

可能な限り迅速に（発災後数日以内を目途に）、通常の収集体制の回復・確保に努めます。

イ 広報

収集の方法や集積所の変更等を報道機関や市の広報紙等により市民に広報します。市民は広報の内容に従い、ごみの分別排出を徹底するよう努めてください。

(2) がれき（粗大ごみ、倒壊家屋等解体ごみ）の処理

ア 仮置場等の設置

多量の廃棄物が発生し、また交通の遮断等によって、通常の収集運搬が困難な場合には、必要に応じて仮置場等を設置します。

イ 排出困難者対策

自力での排出が困難な粗大ごみ等が発生した場合、災害の規模や状況に応じて、戸別収集の実施を検討します。

ウ がれきの撤去

がれきの撤去については、原則として管理者、所有者自らが行うこととしますが、住民からの申入れがある場合には、事業者の紹介を行います。

エ 倒壊家屋等の解体・撤去

倒壊家屋等の解体・撤去が必要な場合は、原則として建物の所有者が行うこととしますが、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担）の適用について、速やかに県・国と協議し、被害の程度に応じてなされた特別措置の適用がなされた場合にあっては、市が業者等にその解体処理を依頼します。

3. その他

災害発生後に、市が直接又は間接に関与して行う経済援護等の措置については、第2章 第35節「民生安定のための緊急措置に関する計画」（P.195）を参照してください。

第 2 章 公助

第 1 節 応急対策の流れ

〔各部、区災害対策本部〕

本節では、発災後に実施すべき各応急対策における経過時間ごとの目標について定める。

時間 応急対策	地震発生 ～ 24 時間位まで	発災後 24 時間位 ～ 3 日後位	発災後 3 日位 ～ 1 週間後位
災害対策本部運営	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の方針決定・指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示 	※同左
避難・避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の実施、伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立トイレの設置 ○避難人員、状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物資の供給 ○避難人員、状況の把握 	※左欄のほかに ○避難者の生活実態の把握 ○避難所の集約、閉鎖
津波対策	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集 ○避難勧告等の実施、伝達 ○避難広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集 ○避難勧告等の実施、伝達 ○避難広報の実施 	
帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉帰宅抑制の呼びかけ ○一時滞在施設の運営 ○徒歩帰宅の支援 ○帰宅のための情報提供 	※同左	
災害情報の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○地震・津波に関する情報 ○人命に関する情報 ○被害拡大に関する情報 ○応急対策活動上必要な情報 ※ 災害初動期は上記情報を中心に、右欄の情報等の収集伝達を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○人的被害情報 ○建物被害情報 ○公共施設被害情報 ○土木施設被害情報 ○ライフライン情報 ○消防情報 ○避難情報 ○医療救護情報 ○その他の情報 	※左欄のほかに ○生活関連情報
市民への広報・広聴	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生状況 ○余震、津波等に関する情報 ○避難勧告等に関する情報 ○避難所等に関する情報 ○二次災害防止に関する情報 ○被害状況の概要等 	※左欄のほかに ○ライフラインに関する情報 ○道路、交通に関する情報 ○医療に関する情報 ○教育関連情報 ○災害ごみに関する情報	※左欄のほかに ○り災証明、義援金関連情報 ○住宅関連情報 ○各種貸付、融資制度情報 ○各種減免措置等の情報 ○復興関連情報

時間 応急対策	地震発生	発災後 24 時間位	発災後 3 日位
	～ 24 時間位まで	～ 3 日後位	～ 1 週間後位
救急救助・ 医療救護・ 保健・防疫	○救助活動の実施 ○救急活動の実施 ○医療救護の実施 ○後方医療体制の確保	※左欄のほかに ○保健活動の実施 ○精神保健活動の実施 ○防疫活動の実施	※同左
消防活動	○火災の警戒、鎮圧、 延焼防止 ○人命の救助、救護 ○災害の拡大防止	※同左	※同左
災害時要援護者対策	○支援窓口の開設 ○指定避難所等での支援 ○福祉避難所の開設	※同左	※同左
物資供給	○備蓄食料、飲料水の供給 ○協定に基づく支援の要請	※左欄のほかに ○生活物資の供給 ○物資集配拠点の準備、運営	※左欄のほかに ○支援物資の受入れ、調整
交通規制・緊急輸送	○交通の規制、秩序の維持 ○緊急輸送の実施	※同左	※同左
廃棄物処理		○ごみ、し尿等の処理 ○災害廃棄物の処理 ○仮置場の設置（準備） ○収集方法変更の広報	※同左
ボランティア 活動支援	○支援センター設置の検討	○ボラセンの設置 ○ボラセンの支援 ○専門ボラの受入れ	※同左
行方不明者の捜索・ 遺体の収容	○行方不明者の捜索 ○遺体の捜索、収容 ○遺体安置所の設置 ○検視、検案	※左欄のほかに ○遺体の引渡し ○遺体の埋火葬	※左欄のほかに ○身元不明遺体の処置
応援協力要請（受援）	○災害救助法適用の要請 ○協定に基づく応援の要請 ○協定に基づく支援の要請 ○自衛隊の派遣要請	○先遣隊の受入れ ○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ	○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ
ライフライン	○各ライフラインの復旧	※同左	※同左
生活再建支援		○被災建物の応急危険度 判定 ○被災宅地の危険度判定	○相談窓口の設置 ○り災証明書の発行 ○義援金等の給付 ○住宅応急対策の実施 ○各種減免措置の実施 ○復興計画

第 2 節 災害対策活動体制

〔全部局〕

本節では、地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要最小限度の市民サービス業務を除き、平常業務を停止し応急対策を行うための防災組織体制について定める。

1. 防災組織体制

市内で地震の発生及び津波警報等が発表されたときは、次の体制をもって対処する。

災害区分	発令基準	発令者	組織体制	職員の配備区分
地震	市内で「震度4」を観測する地震が発生したとき	危機管理監	情報連絡体制の強化	
	市内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備
	市内で「震度5強」を観測する地震が発生したとき			非常2号配備
	市内で「震度6弱」以上を観測する地震が発生したとき			非常3号配備
津波	宮城県に津波注意報が発表されたとき	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備
	宮城県に津波警報が発表されたとき	市長	災害対策本部体制	非常1号配備
	宮城県に大津波警報が発表されたとき	〃	〃	非常2号配備

* 震度は、気象台が発表する市内震度のうち最大の震度とする。

(資料2-5「非常配備等に関する要領」参照)

2. 情報連絡体制の強化

市内で震度4を観測する地震が発生したときは、危機管理監が指示し、関係局主管課、各区区民生活課及び関係課の職員の連絡体制を強化する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。

なお、危機管理監不在時は、消防局長が指名する消防局次長及び総務企画局総務部長（災害警戒本部体制も同様とする。）が代行する。

対象部局

地震	総務企画局(*)、復興事業局、市民局、健康福祉局、子供未来局、経済局、都市整備局、建設局、消防局、教育局、水道局、交通局、ガス局、各区
----	---

* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。

* 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。

3. 災害警戒本部体制

仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、津波注意報が発表されたとき「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。

（資料 2-4 「仙台市災害警戒本部運営要領」参照）

(1) 設置場所

警戒本部は、原則として、青葉区役所内に設置する。

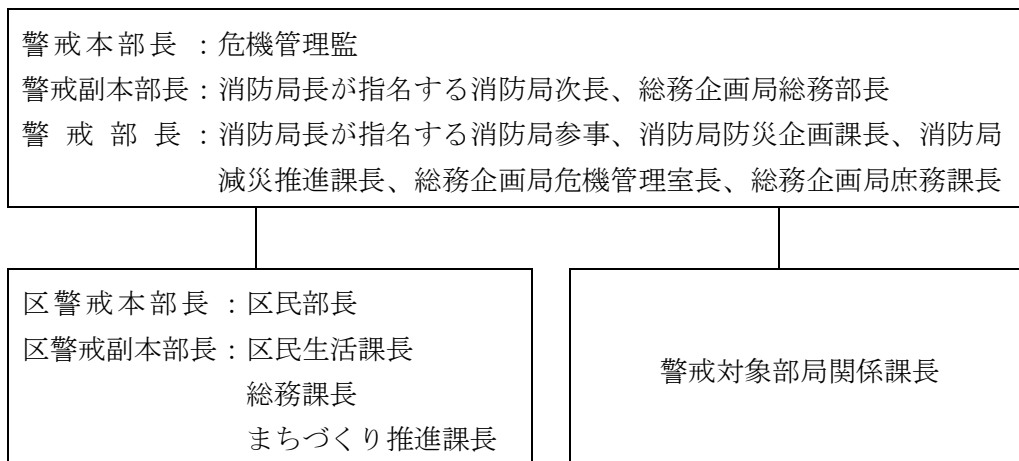
(2) 警戒対象部局

津波	総務企画局(*)、復興事業局、市民局、健康福祉局、子供未来局、経済局、消防局、教育局、交通局、ガス局、宮城野区、若林区
----	---

* 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。

* 総務企画局は、危機管理室、庶務課及び広報課のみとする。

(3) 警戒本部の組織



(4) 警戒本部の業務

- ア 災害初期における情報の収集、伝達及び処理
- イ 警戒本部運営に必要な職員の配備
- ウ 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報
- エ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(5) 情報連絡員の派遣

警戒対象部局等の長は、速やかに警戒本部に情報連絡員を派遣する。

(6) 警戒本部の庶務

警戒本部の庶務は、消防局防災企画課、消防局減災推進課、消防局指令課、総務企画局危機管理室、及び総務企画局庶務課が行う。

(7) **災害対策本部への移行**

警戒本部は、被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められる場合は、災害対策本部に移行する。

(8) **現地災害警戒本部の設置**

警戒本部長は、必要に応じて現地災害警戒本部を設置することができる。

(9) **区災害警戒本部**

区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）は、警戒本部長より指示があった場合に設置する。また、警戒本部が設置されていない場合でも、区長が必要であると判断したときは、設置することができる。

ア 区警戒本部は、原則として、区役所内に設置する。

イ 区警戒本部は、区の区民部長を区警戒本部長、区民生活課長、総務課長及びまちづくり推進課長を区警戒副本部長とする。

ウ 区警戒本部に係る庶務は、区の区民生活課、総務課及びまちづくり推進課が行う。

エ 区長は、区警戒本部を設置又は廃止した場合、直ちに危機管理監に報告する。

(10) **区現地災害警戒本部の設置**

区警戒本部長は、必要があると判断したとき、区現地災害警戒本部を設置することができる。

4. **災害対策本部体制**

市長は「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき② 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき③ 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき④ 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき（③の場合を除く）⑤ 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき⑥ その他市長が必要と認めるとき |
|--|

（資料 2-2 「仙台市災害対策本部運営要綱」 参照）

（資料 2-3 「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」 参照）

(1) **災対本部の設置場所**

原則として、青葉区役所内に設置する。

なお、災害の状況により機能が維持できない事態に陥った場合は、速やかに市役所周辺の施設を選定し代替施設として利用する。

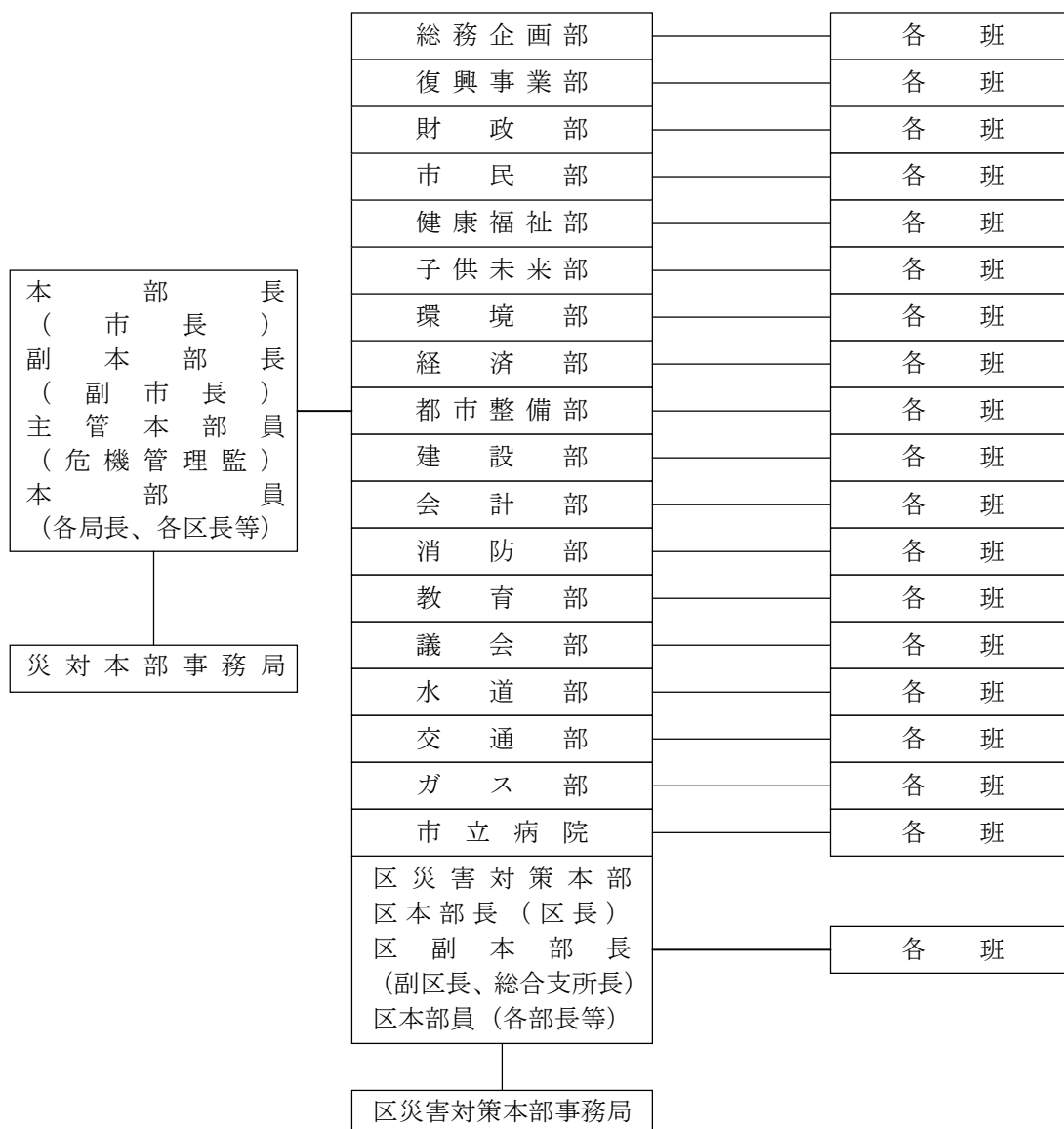
(2) 報告等

災対本部を設置又は廃止したときは、次の機関に対し、速やかに報告等を行う。

- ア 関係機関に対する通知
- イ 報道機関等を通じた市民への周知

(3) 災対本部の組織

<仙台市災害対策本部組織図>



(4) 本部長及び職務権限の代行並びに幹事等

- ア 市長を本部長、副市長を副本部長、各局長、区長、事業管理者及び危機管理監を本部員とする。なお、本部長不在時は副本部長が職務を代理し、その順序は、市長職務代理順序規則（平成17年仙台市規則第46号）に定める順序の例による。本部長、副本部長が不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位とし、以下、災対本部組織図に定める順により代行する。
- イ 本部員の属する局主管課長及び各区区民生活課長等を幹事とする。
- ウ 本部員及び幹事の代行は、各部であらかじめ指名する。

本部長	市長		
副本部長	副市長		
本部員	主管本部員：危機管理監		
	総務企画局長	都市整備局長	ガス事業管理者
	復興事業局長	建設局長	病院事業管理者
	財政局長	議会事務局長	青葉区長
	市民局長	会計管理者	宮城野区長
	健康福祉局長	消防局長	若林区長
	子供未来局長	教育長	太白区長
	環境局長	水道事業管理者	泉区長
経済局長	交通事業管理者		
幹事	総務企画局庶務課長	都市整備局総務課長	ガス局総務課長
	復興事業局震災復興室長	建設局総務課長	市立病院総務課長
	財政局財政課長	議会事務局庶務課長	青葉区区民生活課長
	市民局区政課長	会計室会計課長	宮城野区区民生活課長
	健康福祉局総務課長	消防局総務課長	若林区区民生活課長
	子供未来局総務課長	教育局総務課長	太白区区民生活課長
	環境局総務課長	水道局総務課長	泉区区民生活課長
	経済局経済企画課長	交通局総務課長	

(5) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災対本部における最高意思決定機関として、災害対策に関する重要な事項について協議する。

なお、本部長は必要に応じ、国、宮城県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。

- ア 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、その会議を主宰する。
- イ 開催場所は、原則として、青葉区役所4階会議室とする。

ウ 主管本部員は、特定の災害対策について協議する必要がある場合は、本部長の命を受け、関係本部員で構成する関係本部員会議を開催し、これを総括する。

エ 本部員会議の所掌事務は、災害状況に係る認識の統一及び災害対応の目標設定並びに災害対応の方針決定を主眼とし、おおむね次のとおりとする。

- ① 災害救助法の適用申請に関すること
- ② 自衛隊その他関係機関に対する災害派遣要請及び応急活動の調整に関すること
- ③ 現地災害対策本部の設置及び運用に関すること
- ④ 避難の勧告、指示に関すること
- ⑤ 被災市民等に対する支援策に関すること
- ⑥ 応急対策に要する予算及び資金に関すること
- ⑦ 職員の応援に関すること
- ⑧ 国会、政府関係機関に対する要望及び陳情に関すること
- ⑨ その他災害応急対策の重要事項に関すること

(6) 災対本部事務局

ア 構 成

災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。

事 務 局 長	消防局長が指名する消防局次長
事 務 局 次 長	総務企画局総務部長 消防局長が指名する消防局参事
総括担当課長	消防局防災企画課長 消防局減災推進課長 総務企画局危機管理室長 総務企画局庶務課長
広報担当課長	総務企画局広報課長
事 務 局 員	消防局防災企画課員 消防局減災推進課員 消防局指令課員 総務企画局危機管理室員 総務企画局庶務課員 総務企画局広報課員 指定動員職員

イ 連絡調整会議

事務局長は、関係部、区災害対策本部又は防災関係機関等と調整が必要である場合、幹事又は防災関係機関の代表者等を招集して連絡調整会議を開くことができる。

ウ 局・区等の情報連絡員の派遣

各局長及び区長は、あらかじめ係長相当職にある者のうちから3名を指名し、派遣順位を定め、1名を災対本部事務局に派遣するものとする。なお、事務局長は、必要に応じ部及び区災害対策本部に情報連絡員の増員を求めることができる。

エ 防災機関への連絡調整員の派遣依頼

事務局長は、自衛隊等の防災関係機関に対し、必要がある場合、連絡調整員の派遣を求めることができる。

オ 所掌事務

災対本部事務局の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- ① 災対本部の運営に関すること
- ② 災害情報センターの設置及び運営に関すること
- ③ 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること
- ④ 災害応急対策活動の総合調整に関すること
- ⑤ 各部、区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑥ 災害派遣及び災害応援の要請に関すること
- ⑦ 各部、区災害対策本部間の応援職員の調整に関すること
- ⑧ 市民への災害広報に関すること
- ⑨ 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること
- ⑩ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運営に関すること
- ⑪ 防災行政用無線の運用に関すること
- ⑫ その他災害対策の実施に必要な事項

(7) 部

ア 組 織

部に、部長、副部長及び班長を置き、局長相当職にある者を部長、次長及び部長相当職にある者を副部長、課長相当職にある者の中から部長が指名した者を班長とし、「仙台市災害対策本部運営要綱」に定める事務を分掌する。

(資料 2-2 「仙台市災害対策本部運営要綱」 参照)

イ 部長の措置

① 支援職員の派遣要請

部長は、部が実施する応急対策活動等において、部の職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、本部長に支援職員の派遣を要請することができる。

② 情報連絡室の設置

部長は、災対本部の設置と同時に部に情報連絡室を設置し、部における指揮体制及び情報連絡体制を確保する。

(8) 区災害対策本部

ア 設置場所

設置場所は、原則として、区役所内とする。

イ 自主設置

区長が必要であると判断した場合、災対本部が設置されていない場合でも区災害対策本部（以下「区本部」という。）を自主的に設置することができる。

区本部長は、区本部を設置又は廃止したときは、直ちに危機管理監に報告する。

ウ 組 織

区長を区本部長、副区長及び総合支所長を区副本部長、部長相当職にある者を区本部員、課長相当職のうちから区本部長が指名した者を班長とし、「仙台市災害対策本部運営要綱」に定める事務を分掌する。

区 本 部 長	区 長
区 副 本 部 長	副 区 長 総合支所長
区 本 部 員	区 民 部 長 保健福祉センター所長 建 設 部 長 総合支所次長

エ 区本部員会議

区本部員会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成する。

オ 協議事項

- ① 自衛隊その他防災関係機関との応急活動の調整に関すること
- ② 避難の勧告及び指示に関すること
- ③ 被災市民等に対する支援策に関すること
- ④ 職員の応援に関すること
- ⑤ その他災害応急対策の重要事項に関すること

カ 区本部事務局

① 構 成

区本部事務局の構成は、次のとおりとする。

事務局 長	区 民 部 長
事務局 次長	区民生活課長
総 括 課 長	総 務 課 長 まちづくり推進課長
事 務 局 員	区民生活課員 総 務 課 員 まちづくり推進課員 指定動員職員

② 所掌事務

- a. 区本部の運営に関する事
- b. 区災害情報センターの設置及び運営に関する事
- c. 災害情報等の収集、整理及び伝達に関する事
- d. 区各班の分担任務に係る応急対策活動等の総合調整に関する事
- e. 災対本部及び関係機関との連絡調整に関する事
- f. 防災行政用無線の運用に関する事
- g. その他区の災害応急対策の実施に必要な事項

キ 区本部長の措置

① 支援職員の派遣要請

区本部長は、区域の被害が甚大で応急対策活動において、区本部の職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、本部長に支援職員の派遣を要請することができる。

② 応急措置の要請

区本部長は、区域の防災対策について必要があると認める場合、局長又は出先機関の長に対し、応急措置を講じるよう要請することができる。

③ 情報連絡員の派遣

区本部長は、災対本部の設置と同時に災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

(9) 現地災害対策本部

ア 設置及び廃止

現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、局所的な災害、又は特定の地域における応急対策活動を推進するため、本部長が必要であると判断したときに設置し、災害応急対策等が完了したときに廃止する。

なお、災対本部、又は区本部が設置されていない場合でも設置することができる。

イ 設置場所

現地本部は、原則として、被災現場に近い公共施設又は被災地を管轄する区役所等に設置する。

ウ 現地本部長等の指名

① 現地本部長の指名

現地本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。

② 現地本部員の指名

現地本部員は、現地本部長が関係する部の部長相当職にある者のうちから指名する。

③ 現地本部要員の要請

現地本部長は、必要に応じて関係する部及び区本部の職員の派遣を当該部長及び区本部長に求めることができる。

エ 庶務

現地本部に係る庶務は、現地本部長が所属する部又は区が行うものとする。

オ 所掌事務

- ① 被災現地における情報の収集、伝達及び処理
- ② 被災現地における災害対策関係機関との連絡・調整
- ③ その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

第 3 節 職員の配備・動員計画

〔各部、区本部〕

本節では、地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動を実施するために必要な職員の配備・動員計画について定める。

各局区は職員の配備体制基準、職員動員計画（配備の伝達を含む）及び安全管理体制について、定期的に見直し、確認を行い所属職員に周知を行う。

1. 配備計画

(1) 警戒配備等

警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。

また、市内で震度 4 を観測する地震が発生した場合のほか、各種災害が発生するおそれがある場合に情報連絡体制の強化を行う。

（資料 2-5 「非常配備等に関する要領」 参照）

＜警戒配備等基準＞

区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
情報連絡体制の強化 ----- 発令者：危機管理監	(1) 市内で震度 4 を観測する地震が発生したとき (2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制。
警 戒 配 備 (災害警戒本部体制) ----- 発令者：災害警戒本部長	(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (2) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに当たる体制。

ア 警戒配備の指示

① 配備の指示

警戒本部長は、警戒指示書をもって警戒対象部局の長に対し、指示する。

② 自主配備

各局長及び区長は、災害に係る情報を入手し、災害の警戒及び応急対策等が必要である場合は、自主的に警戒配備を指示する。

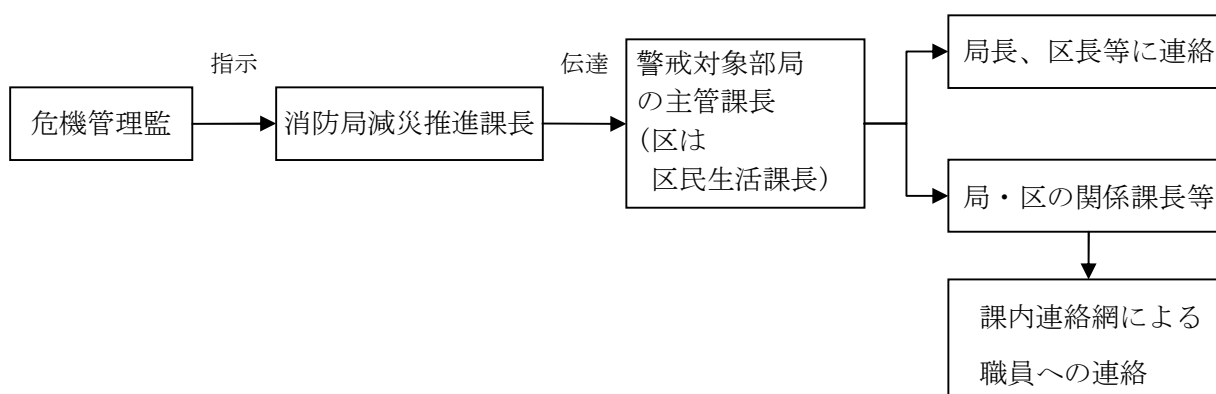
イ 警戒配備の伝達

警戒配備は、消防局減災推進課長から警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。

① 伝達方法

- a. 警戒対象部局に一斉 FAX 及び電話等で伝達する。
- b. 職員非常呼出システムにより警戒対象部局の主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。

② 伝達系統図



ウ 警戒配備の報告

警戒対象部局の長は、警戒配備の状況を取りまとめ、定期的に危機管理監に報告する。

エ 情報連絡体制の強化

情報連絡体制の強化の指示については、危機管理監が行い、伝達については消防局減災推進課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。

(2) 非常配備

非常配備は、災対本部及び区本部を設置し、総合的に災害の警戒及び応急対策等を行うため、全庁的に職員を動員する配備である。

(資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)

<非常配備基準>

配備区分	配備基準	配備体制
非常 1 号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき（(3)の場合を除く） (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めたとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 1/3 の職員をもってこれに充てる。
非常 2 号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき (4) その他市長が必要と認めたとき	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね 2/3 の職員をもってこれに充てる。
非常 3 号配備 ----- 発令者： 災害対策本部長	(1) 市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される とき (3) その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力を挙げて対処する体制とする。

※消防部、水道部、交通部、ガス部及び市立病院部の非常配備編成は、別に定める。

ア 発令及び解除

① 発 令

本部長は、災対本部を設置した場合、非常配備発令基準に基づき防災指令書により、非常配備を発令する。

② 自主配備

各部長及び区本部長は、災害の状況により、職員の増強が必要であると判断したときは、本部長の配備指令にかかわらず、自主的に上位の配備体制をとることができる。

③ 解 除

本部長は、予測された災害の発生危険が解消したと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策等の措置が完了したときに非常配備を解除する。

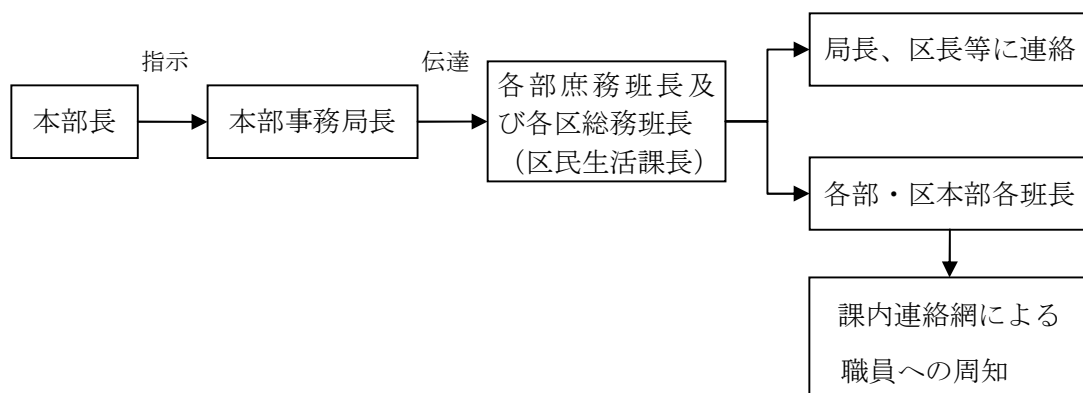
イ 非常配備の伝達

非常配備の指令は、災对本部事務局長から各部の庶務班長及び各区の総務班長（区民生活課長）に伝達する。

① 伝達方法

- a. 各局・区に、一斉 FAX 及び電話等で伝達する。
- b. 職員非常呼出システムにより各局主管課長及び各区区民生活課長に伝達する。
- c. 通信施設等の障害により伝達の手段が確保できない場合は、報道機関の放送等を活用して伝達する。

② 伝達系統図



ウ 配備状況の報告

各部長及び区本部長は、職員の配備状況を取りまとめ、定期的に危機管理監に報告する。

2. 動員計画

(1) 動員の原則

職員は、勤務時間外においても、非常配備基準に達する災害の発生又は発生が予想される事態若しくは災对本部及び区本部の設置を知ったとき（以下「非常配備基準に達したとき」という。）は、「非常配備等に関する要領」（資料 2-5 参照）に基づき、非常配備の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに勤務場所又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならない。

(2) 動員区分

ア 所属動員

各部及び区本部の初動対応機能を確保するため、下記の職員は、非常配備基準に達したときは、あらゆる手段を活用して自らの勤務場所に参集する。

- ① 課長相当職以上の職員
- ② 部の庶務班及び区本部の総務班の職員
- ③ 部及び区本部において、災害活動上、欠くことのできない職員

イ 指定動員

下記の職員は、非常配備基準に達したときは、勤務場所以外の指定された場所に参集する。

- ① 災対本部・区本部事務局員
- ② 各部及び区本部の情報連絡員
- ③ 震度6弱以上を観測する地震発生時における避難所担当職員（勤務時間外に発災した場合において速やかに避難所を開設するため、指定避難所の近隣に居住する職員の中からあらかじめ指定された者）
- ④ その他参集先を指定しておく必要がある職員

ウ 直近動員

交通の途絶、道路の損壊等により勤務場所に参集しがたい場合は、一時的に所在地の直近の区役所、総合支所等に参集し、その後、上司の指示に従い防災活動を行う。

(3) 市長等の出勤

市長、副市長は、災害発生後、最寄りの消防署所の緊急自動車で災対本部に出勤する。

なお、遠隔地の場合で自動車による送迎が困難な場合には、最寄りの臨時ヘリポートからヘリコプターにより行う。

(4) 参集時の職員の留意事項

ア 服装

参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。

イ 参集手段

参集時は、原則として徒歩、自転車、オートバイにより参集する。

※自動車の使用については、禁止するものではなく状況により判断するものとする。

※参集時においては、交通事故等の防止に十分留意するものとする。

ウ 参集途上の措置

① 被害状況等の把握

職員は、参集途上に知り得た被害状況を参集後、参集場所の責任者に報告する。

② 緊急措置

職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

3. 通常業務の取扱い

大規模な災害等が発生し、全市を挙げての災害対応が必要とされる場合には、災害対応に必要なマンパワーを確保するため、業務継続計画に基づき、実施する通常業務は必要最小限にとどめるものとする。

ただし、各部及び区本部の長は、災害発生時において極力必要な市民サービス業務の維持に努めるとともに、可能な限り速やかな通常業務の再開に努めるものとする。

4. 支援体制の構築

応急仮設住宅、被災住宅の応急修理、災害弔慰金、義援金、り災証明に係る業務等、災害の程度が大きく、担当部のみでの対応では実施が困難と見込まれる場合、災対本部事務局は、各部の業務実施状況等を踏まえ、必要に応じ他部からの職員の派遣を要請するなど、庁内支援体制の構築を図る。

第 4 節 避難計画

〔災対本部事務局、健康福祉部、都市整備部、消防部、各部、区本部、宮城県警察本部〕

本節では、地震発生後の火災や家屋の倒壊等により、被害の拡大等が予測される場合において、市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な避難行動を実施するための計画を定める。

なお、沿岸部における津波警報等発表時の避難計画については、第 5 節「津波災害応急計画」に別途定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事
各部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事
宮城県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事

※「警戒区域の設定」とは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることをいう。

2. 避難勧告等の実施〔都市整備部、消防部、区本部〕

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準

避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

	発 令 基 準
避難勧告 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ○次のような事象が発生又は予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ・地震による火災の拡大 ・がけ崩れ等の地変の発生 ・有毒ガスその他の危険物質の流出拡散 ○その他災害の状況により、事前に避難を要すると認めるとき
避難指示 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき

※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。

※避難指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。

(2) 実施責任者

避難勧告等の発令は、都市整備部、消防部及び区本部等からの情報に基づき、原則として市災害対策本部長である市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。

ア 補助機関による代行（地方自治法第153条第1項）

- ① 副市長及び危機管理監等は、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理人として権限を代行する。（代行は、仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）
- ② 消防署長は、管轄区域内において、災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、避難勧告等を発令することができる。
- ③ 区長は、応急対策活動中において、地域住民の生命、身体に危険が急迫し、市長又は代行者による避難勧告等の発令を待ついとまがない場合、避難勧告等を発令することができる。

イ その他の機関による代行（災害対策基本法第 60 条及び第 61 条）

- ① 警察官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
- ② 海上保安官（災害対策基本法第 61 条）
- ③ 水防管理者（水防法第 29 条）
- ④ 知事又はその命令を受けた県職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
- ⑤ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第 94 条〕）

（資料 6-4 「避難の勧告・指示の根拠法令一覧表」参照）

(3) 避難勧告等の伝達

市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。

ア 伝達の手段

① 報道機関との連携

テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示を幅広く市民に伝達するため、公共情報コモンズを通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。

（資料 7-1 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）

② 自主防災組織との連携

区本部は、町内会等で構成される自主防災組織の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。

③ ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部等）による巡回広報

消防車両、及び区役所・警察署の広報車両による関係地区の巡回による伝達を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、必要に応じヘリコプター又は船艇の活用による伝達を行う。

④ 個別巡回等

必要により、上記の伝達方法と併せ、安全を確保の上、市職員、消防吏員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により関係地区を巡回し、携帯メガホン等を利用して口頭伝達を行うほか、必要がある場合には、各家庭を個別に訪問して伝達の周知を図る。その際、高齢者及び障害者等の災害時要援護者宅等に確実に伝達するよう努める。

⑤ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール及び市ホームページ

災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難勧告等の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。

⑥ 緊急速報メール

災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。

イ 伝達の内容

- ① 避難勧告等の発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難対象区域
- ④ 避難先（名称・所在地）
- ⑤ 避難経路（必要に応じ）
- ⑥ その他必要な事項

(4) 避難勧告等の解除

市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除する。解除の伝達は、「(3) 避難勧告等の伝達」を準用する。

また、避難勧告又は指示を解除したときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。

(5) 報告・通知

ア 知事への報告

市長は、避難勧告等を発令したとき、警察官等から避難勧告等を発令した旨の通知を受けたとき又は解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。

イ 代行者の報告

避難勧告等を発令した代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。

ウ 関係機関への通知

市長は、避難勧告等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を直ちに通知する。

3. 警戒区域の設定 【都市整備部、消防部】

災害対策基本法第 63 条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(1) 警戒区域設定の実施基準

警戒区域の設定は、区域内の居住者等の保護を目的とした立入りの制限、禁止又は退去命令等の制限行為を伴い、また、その履行違反には罰則規定が適用されることから、災害による居住者等の生命又は身体に対する危険が急迫した場合で、その危険が一定の区域内で明白な場合を基準として実施する。

(2) 実施責任者

警戒区域設定は、消防部及び都市整備部、区本部等からの要請に基づき、原則として市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。

ア 補助機関による代行（地方自治法第 153 条第 1 項）

- ① 副市長及び危機管理監等は、災害による危険が切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理人として権限を代行する。（代行は仙台市災害対策本部組織図に定める順による。）
- ② 消防署長は、管轄区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で市長又は代行者の警戒区域の設定を待ついとまがない場合は、警戒区域を設定することができる。この場合、消防署長は直ちに市長及び区長に報告しなければならない。

イ その他の機関による代行（災害対策基本法第 63 条第 2 項及び第 3 項、第 73 条）

- ① 警察官（災害対策基本法第 63 条）
- ② 海上保安官（災害対策基本法第 63 条）
- ③ 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第 21 条）
- ④ 消防吏員又は消防団員（消防法第 36 条）
- ⑤ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第 94 条、災害対策基本法第 63 条〕）

(3) 警戒区域設定の伝達

警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示するとともに、避難勧告・指示の伝達方法に準じて、必要な情報を設定区域の居住者に伝達する。

(4) 警戒区域の解除

市長は、対象区域の危険がなくなったときは、警戒区域の明示物を撤去するとともに、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。

(5) 報告・通知

ア 知事への報告

市長は、警戒区域の設定を行ったとき、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けたとき又は解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。

イ 代行者の報告

警戒区域の設定を行った代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。

ウ 関係機関への通知

市長は、警戒区域の設定を行ったとき又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を通知する。

4. 避難の誘導〔消防部、区本部、宮城県警察本部〕

(1) 避難誘導の基本

ア 区本部は、避難勧告等が発令される場合は、被害状況又は想定される被害等を踏まえ適切な避難所を選定した上で、選定先への誘導を行うものとし、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協力し避難誘導体制を確保する。

イ 地震災害では、避難勧告等の発令の有無に関わらず発災直後から広域で住民の避難が予想される。各部・区及び各関係機関は、被害状況確認等の際に避難誘導の必要を認めた場合は、災害の状況から近隣の指定避難所等の適切な避難施設への誘導を実施するとともに、区本部への報告を行う。

ウ 誘導に当たっては、当該避難所への火災、津波、がけ崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。

エ 事業所、学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、従業員、児童、生徒、患者、高齢者、障害者及び施設利用者等について、避難勧告等が発令された場合は指示された避難先への避難誘導を行い、それによらない場合は、あらかじめ定められたそれぞれの避難計画に基づき、安全な場所まで避難誘導を行う。

オ 災害時要援護者の避難支援については、地域住民相互の「共助」による避難誘導を基本に、高齢者及び障害者等の災害時要援護者を優先的に避難させる。

なお、地域による避難支援が困難あるいは危険と判断される場合には、区本部及び消防部は二次災害を避けるために必要な支援を行う。

(2) 区本部の措置

ア 避難所及び避難経路の選定

区本部は、避難勧告等が発令される場合は、地域の被害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定するとともに、施設管理者への連絡により開設体制を整える。

イ 避難所及び避難経路の安全確保

選定した避難所については、火災、津波、崖崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。また、必要に応じて避難経路の障害物の撤去等を行い、安全を確保する。

(3) 消防部の措置

消防部は、火災等からの避難所及び避難経路の安全を確保するとともに、消防団員を活用し、避難者の誘導及び避難経路の警戒等避難時の安全対策を講じる。

(4) 警察の措置

ア 警察署長は、市長等が行う避難勧告等について、必要な助言と協力を行う。

イ 警察は、避難勧告等がなされた場合は、速やかに住民等に伝達するとともに、住民等を安全に避難させる。

(5) 自主防災組織等の措置

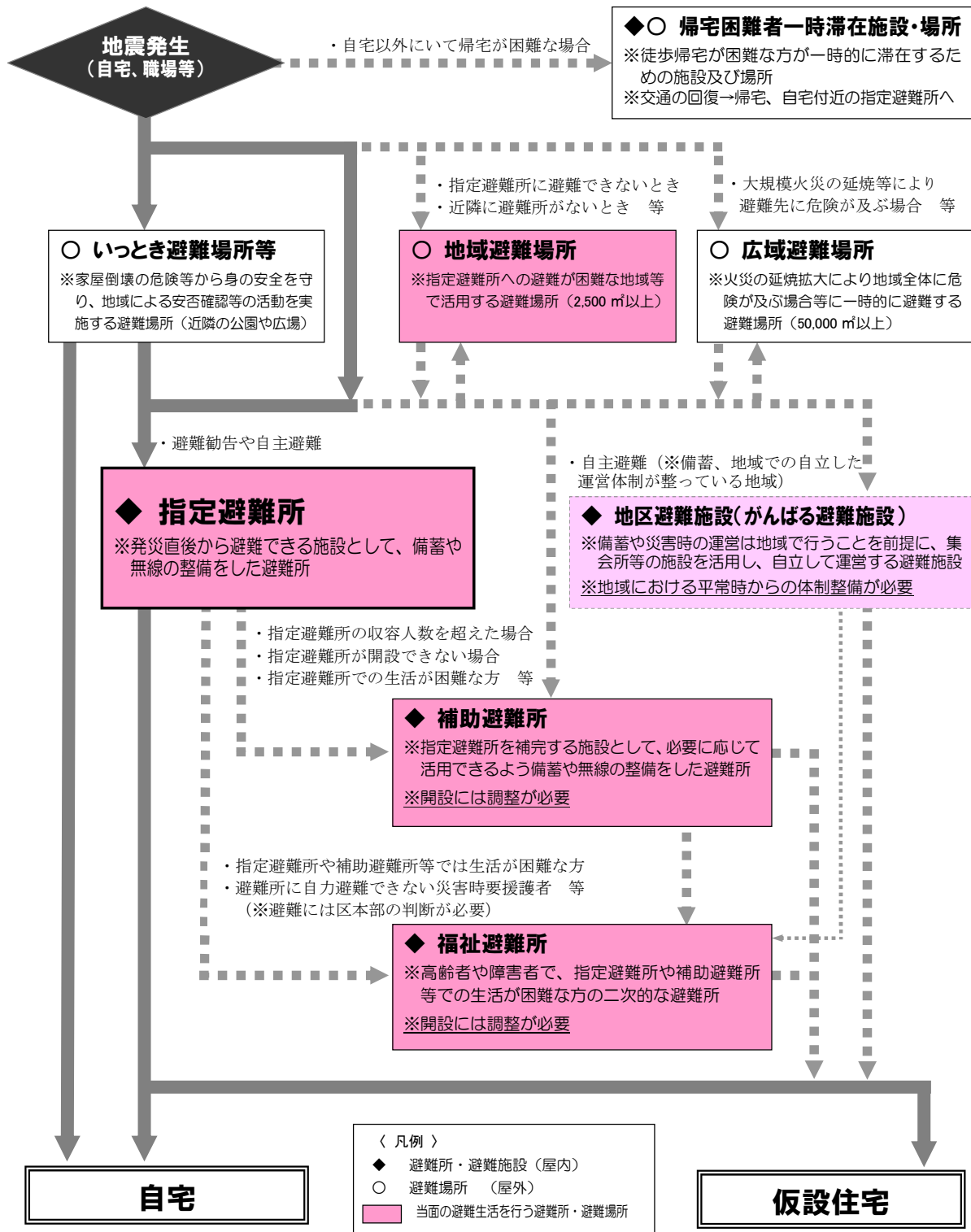
自主防災組織等は組織を活用し、あらかじめ定めていた避難所、又は避難勧告等で指示された避難所へと組織的な避難を行う。

(6) 避難経路の確保

避難を誘導する者は、最も安全と考えられる避難経路を指示し、要所への誘導員の配置及びロープ等による標示を必要に応じて行い、避難途中における事故防止に努める。

5. 指定避難所等への避難

＜住民等による避難フロー図（地震等）＞



※津波避難に係る「住民等による避難フロー図（津波）」は、第5節「津波災害応急計画」（P.55）参照

6. 避難所等一覧

避難所等については、共通編 第2部 第2章 第1節「避難体制の整備」(P.93)を参照

- (資料 6-5 「指定避難所一覧表」
- 6-6 「補助避難所一覧表」
- 6-7 「福祉避難所一覧表」
- 6-8 「地域避難場所一覧表」
- 6-9 「広域避難場所一覧表」参照)

第 5 節 津波災害応急計画

〔消防部、区本部、仙台管区気象台、宮城県警察本部〕

本節では、津波発生時における人的被害を最小限にとどめるため、津波警報・注意報等の収集・伝達及び避難体制について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
消防部	・避難勧告、指示に関すること ・津波に関する情報の伝達、避難広報に関すること
区本部	・避難勧告、指示に関すること ・津波に関する情報の伝達、避難広報に関すること ・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること
仙台管区気象台	・地震、津波の観測、地震情報、津波警報等の発表及び伝達に関すること
宮城県警察本部	・津波警報・注意報等の伝達及び警戒・広報活動の実施並びに避難の指示誘導等に関すること

2. 津波警報等の情報収集伝達体制〔消防部、仙台管区気象台〕

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等と共に発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度良く推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ(※)		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ② 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ③ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

《津波情報の種類と発表内容》

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

《最大波の観測値の発表内容》

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

《最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）》

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

《沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準》

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(全て数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- a. 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- b. 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなるので一層の警戒が必要である。

③ 津波観測に関する情報

- a. 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- b. 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- a. 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- b. 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

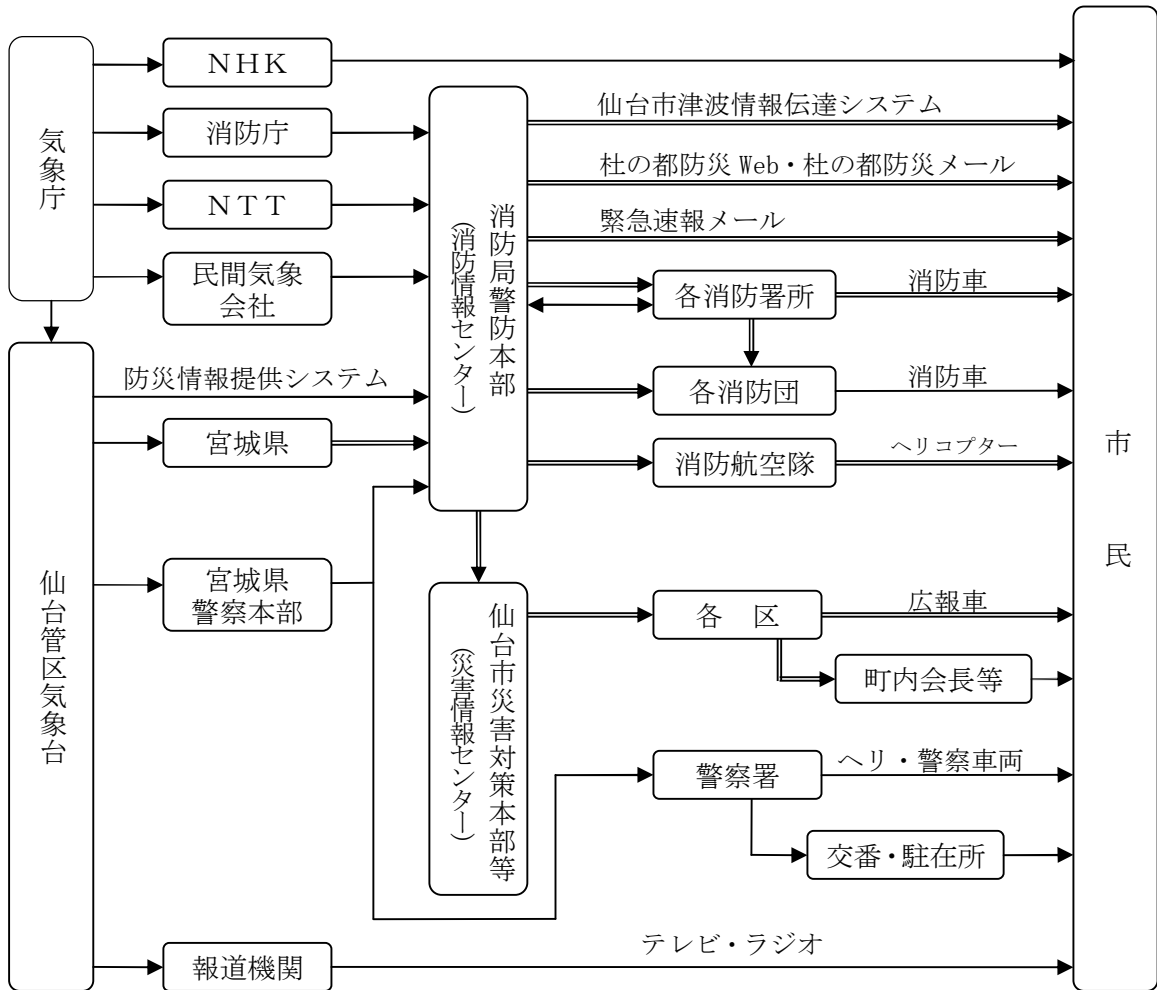
《津波予報の発表基準と発表内容》

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波警報等の収集伝達

消防部は、仙台管区气象台、宮城県及び宮城県警察本部等から伝達される津波警報等を受信した場合は、次の伝達系統に基づき、関係する部、区本部及び市民に対し速やかに情報を伝達する。

〈津波警報等の伝達系統図〉



注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。

3. 組織・動員体制 [各部・区本部]

津波警報等が発表された場合、第2節「災害対策活動体制」(P. 31)及び第3節「職員の配備・動員計画」(P. 41)に基づき、津波警報等の区分に応じ所要の組織・動員体制により応急対策を実施する。

4. 避難勧告等の実施 [消防部、区本部]

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準

津波警報等の発表時における避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

種 類	避難指示等	区 域
大 津 波 警 報	避難指示	津波避難エリア I 及び津波避難エリア II の区域に対して直ちに避難指示を発令する。
津 波 警 報	避難勧告	津波避難エリア I の区域に対して直ちに避難勧告を発令する。
津 波 注 意 報	—	沿岸部及び河口部に対して避難の呼びかけを行う。

※津波避難エリア I 及び II とは、津波からの避難の手引き(暫定版)に示されるエリアをいう。

※消防航空隊は、ヘリコプターを使用して避難広報のほか、海面変動の監視を行う。

(資料 3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)

(2) 避難勧告等発令時の避難先

大津波警報発表に伴う避難指示が発令されたときの避難先は、津波避難エリア I・II の区域外へ、津波警報発表に伴う避難勧告が発令されたときの避難先は、津波避難エリア I の区域外へ徒歩で避難することを原則とする。併せて津波避難エリア外の周辺にある指定避難所を開放する。

また、津波避難エリア外までの距離が遠く、徒歩で津波避難エリア外への避難が困難な地域の方は、近くの津波避難施設等への避難を原則とする。

なお、自動車で避難する方(要援護者とその支援者等)は、津波避難エリア外への避難を原則とする。

(3) 実施責任者

避難勧告等の発令に係る実施責任者及び代行については、第4節「避難計画」(p. 47)に準ずる。

(4) 避難勧告等の伝達・避難広報

避難勧告等発令時には、次の手段を用いて、地域住民等に対し迅速に周知徹底を図り、確実な避難行動を促す。

ア 仙台市津波情報伝達システム

災対本部事務局は、津波警報等発表に伴う避難勧告等発令時に、津波避難エリア内に設置された屋外拡声装置及び戸別受信装置から情報伝達を行う。

イ ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部）による巡回広報

ヘリコプターによる上空からの広報、消防部・消防団の消防車両及び区本部の広報車により、避難の呼びかけ、勧告・指示等の巡回広報を行う。

ウ 自主防災組織との連携（区本部）

区本部は状況に応じて、避難対象区域内の町内会等で構成される自主防災組織の会長等に電話連絡による情報伝達に努める。

エ 報道機関との連携

災対本部事務局は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。

(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

オ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール及び市ホームページ

災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難勧告等の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。

カ 緊急速報メール

災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。

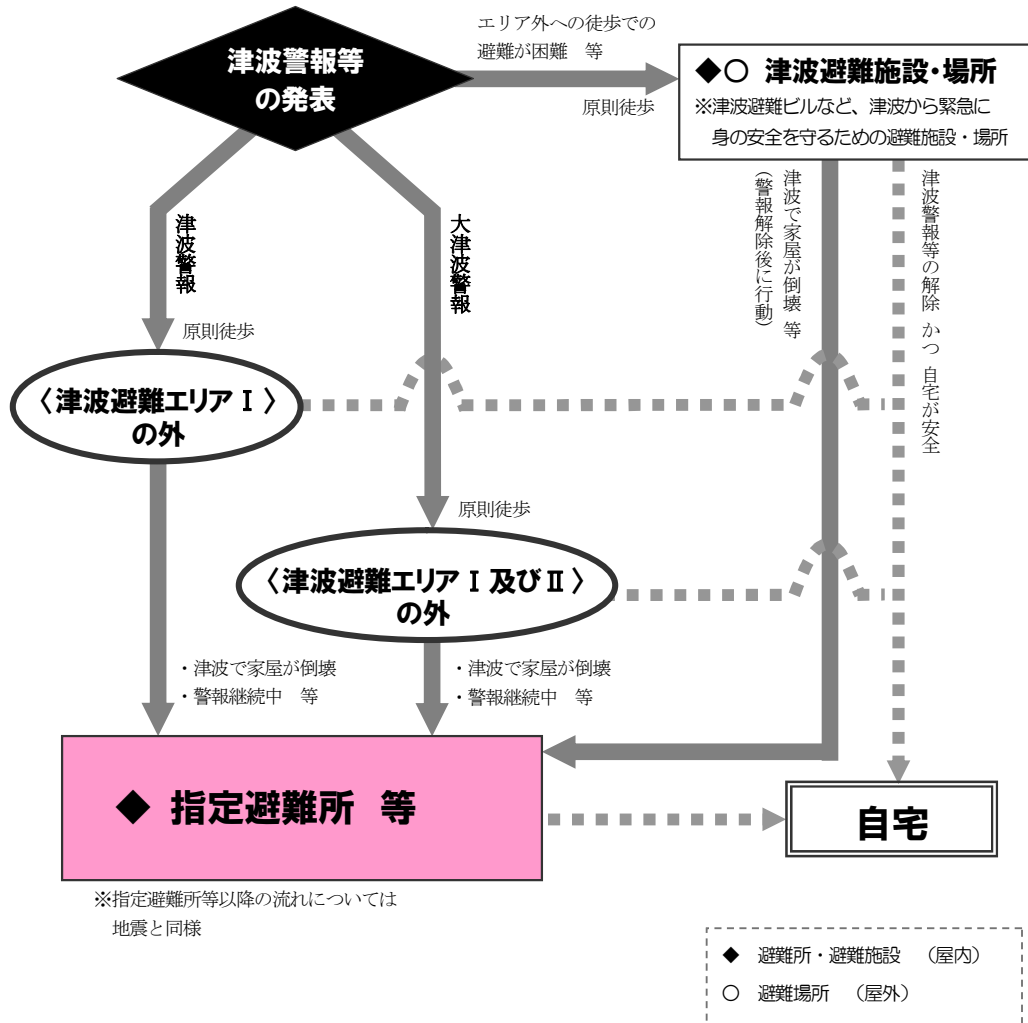
(5) 地上における広報活動隊等の安全確保

地上における広報活動隊等の安全を図りつつ広報活動を適切に行うため、津波警報等が発表された場合に被害が予想される区域の住民等に対して行う広報は、下記の要領に基づいて実施する。

「津波警報等発表時における避難広報等活動要領」 (資料 4-22 参照)

「津波警報等発表時における津波警戒関係区の避難広報等活動要領」 (資料 4-23 参照)

＜住民等による避難フロー図（津波）＞



※津波避難エリア外における「住民等による避難フロー図（地震等）」は第4節「避難計画」（P.47）参照

5. 警察の措置 【宮城県警察本部】

(1) 伝達

警察本部は、津波警報等が発表された場合、直ちに沿岸各警察署に無線又は有線により伝達する。

(2) 警戒・広報

ア 各警察署は、沿岸部を管轄する交番・駐在所に通知し、警戒・広報活動を行う。

イ 警戒・広報活動は、各自治体及び防災関係機関と協力して行う。

ウ 避難

- ① 住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合又は市長等から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難の指示、誘導その他必要な措置をとる。
- ② 警察署長は、市長等が行う避難勧告等について、必要な助言と協力を行う。
- ③ 避難誘導に当たっては、安全な経路を選定し、住民等の生命・身体の安全を最優先とし、特に高齢者及び障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。

第 6 節 帰宅困難者対策

〔経済部、都市整備部、消防部〕

災害が発生した際に、一斉にターミナル駅等に集まり、混乱が起こることを防止するため、職場や大規模集客施設等における、社員や利用客等に対する呼びかけや帰宅困難者が一時的に滞在する施設・場所の円滑な運営について定める。

1. 一斉帰宅の抑制

(1) 企業等への呼びかけ

災対本部は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するために、災害発生直後には「緊急を要さない移動は控える」ことについて市ホームページやマスメディア等の様々な媒体により呼びかける。

(2) 大規模集客施設等への呼びかけ

大規模集客施設等での利用者を保護するため、事前の協議結果等に基づき、当該事業者が利用者の適切な待機、誘導を行うよう、呼びかけを行う。

2. 一時滞在施設・場所の運営

帰宅困難者が一時的に滞在するために活用することについて、あらかじめ協定の締結などを行っている施設・場所の管理者は、災対本部からの要請等、事前の取決めにより、一時滞在施設・場所を開設し、必要な情報等の提供を行うものとする。また、施設・場所の管理者は帰宅困難者の一時滞在施設・場所への誘導に当たっては、円滑に行えるよう関係機関の協力を得ながら実施するものとする。

なお、一時滞在施設・場所の運営が長期化する場合には、災対本部事務局は関係部、当該施設・場所の管理者と必要な調整を行い、円滑な運営を図るものとする。

3. 徒歩帰宅の支援

帰宅困難となった者のうち、市内に居住するなど徒歩での帰宅が可能な者に対しては、徒歩帰宅支援を行うよう努める。

徒歩帰宅の途上、災害情報やトイレ等を提供する「帰宅支援ステーション」の整備についてあらかじめ協定を締結している企業等に対して、協力を要請するとともに、一時滞在施設・場所の管理者、その他帰宅困難者対応に当たっている関係機関等と必要な情報を提供するよう努める。

4. 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難となった者に対して、公共交通機関の復旧状況等について市ホームページやマスメディアなどを通じ、必要な情報提供を行うよう努める。

5. 旅行者への対策 〔経済部〕

旅行者の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供を行う。また、帰宅困難となった観光客等への一時的な宿泊場所の提供が必要な場合は、観光関連機関と連携し対応に努める。

第 7 節 災害情報の収集伝達計画

〔各部、区本部〕

地震の災害発生時に、災害応急対策の基本的な方針を決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施する上で必要な気象情報や被害情報等の災害関連情報の収集・伝達計画について定める。

1. 災害情報の収集・伝達

震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。

(1) 災害初動期における情報収集

災害初動期は次の情報を中心に情報収集を行うものとする。

情報の区分	主な情報内容
地震・津波に関する情報	・地震・津波情報・津波警報・注意報等の発表状況
人命に関する情報	・死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ・建物倒壊等に伴う生き埋め災害情報 ・職員の安否確認
被害拡大に関する情報	・火災発生の状況 ・がけ崩れ等の二次災害発生情報 ・危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な情報	・市役所等災害活動拠点の被害状況 ・道路などの活動上重要な施設の被害状況

ア 勤務時間内における情報収集活動

各部及び区本部は次の要領により被害状況を収集する。

区 分	情報収集の方法等
各 部	・119番通報（消防部） ・庁舎周辺の被害確認 ・所管施設の被害確認 ・市民等からの通報 ・業務出向中職員からの情報 ・被害調査班からの情報
各 区 本 部	・庁舎周辺の被害確認 ・所管施設の被害確認 ・市民等からの通報 ・業務出向中職員からの情報 ・避難所からの情報

イ 勤務時間外における情報収集活動

職員は、参集途上において被害状況を把握し、その情報は各部及び区本部において集約後、災対本部事務局に報告するものとする。(ただし、重要な情報は直ちに報告するものとする。)

なお、職員参集後は、勤務時間内と同様に情報収集活動を行うものとする。

ウ 消防部の情報収集

① 消防部は、震度「5 弱」以上を観測する地震が発生した場合、高所監視カメラにより災害発生状況を確認するとともに、直ちに消防ヘリコプターを出動させ、上空から被害状況調査を行うものとする。

② 消防部は、高所監視カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムの受信体制が整い次第、速やかに災対本部に映像伝送を開始する。また、必要に応じて総務省消防庁、宮城県及び他の地方公共団体に映像伝送を行う。

(2) 災対本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、災対本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部又は防災関係機関に連絡する。

情報区分		収集する情報の内容		担当部局
防災気象情報等		・地震・津波の情報、津波警報・注意報等		消 防 部
被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死 者 行 方 不 明 者 負 傷 者	区 本 部 消 防 部
	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住 家 ・ 非 住 家	財 政 部 区 本 部
			事 業 所	経 済 部
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部
			清 掃 施 設	環 境 部
			教 育 施 設	教 育 部
			そ の 他 の 施 設	所 管 部
土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部	
		河 川	建 設 部	
農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部	
		林 業 関 係	経 済 部	
ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況	下 水 道 関 係	建 設 部	
		水 道 関 係	水 道 部	
		交 通 関 係	交 通 部	
		ガ ス 関 係	ガ ス 部	

情報区分	収集する情報の内容		担当部局
消防情報	<ul style="list-style-type: none"> ・119番通報の入電状況 ・火災発生状況及び延焼状況 ・救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ・危険物施設等の被害状況 ・ガス漏れ等の発生状況 		消防部
避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・自主避難の状況 ・避難勧告、指示の発令状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所の設置状況 		区本部
医療救護情報	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被害状況 ・応急救護所等の設置状況 		健康福祉部
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・その他被害箇所と被害の程度 ・その他必要な情報等 	ブロック塀倒壊 がけ崩れ	災対本部
		その他	所管部

イ 防災関係機関からの情報収集

災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
災対本部 事務局	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	仙台管区気象台
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT東日本(株)宮城支店 携帯通信事業各社
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR東日本(株)仙台支社
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング	
健康福祉部	医療施設の被害と診療状況等	仙台市医師会 仙台歯科医師会 仙台市薬剤師会
都市整備局	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	仙台土木事務所
建設部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理橋梁の被害と復旧状況等	仙台土木事務所 大河原土木事務所
	東北自動車道、山形自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路の被害と復旧状況等	NEXCO東日本(株)東北支社
	国管理河川の被害と復旧状況等	仙台河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況等	仙台土木事務所
区本部	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	市内各警察署

(3) 情報連絡体制

ア 連絡責任者及び連絡電話等の指定

災対本部事務局は、防災関係機関との連絡を確実なものとするため、あらかじめ防災関係機関の連絡用電話及び連絡責任者を把握しておくとともに、窓口の統一を図るなど、迅速な連絡体制を確保する。

イ 情報連絡員の派遣

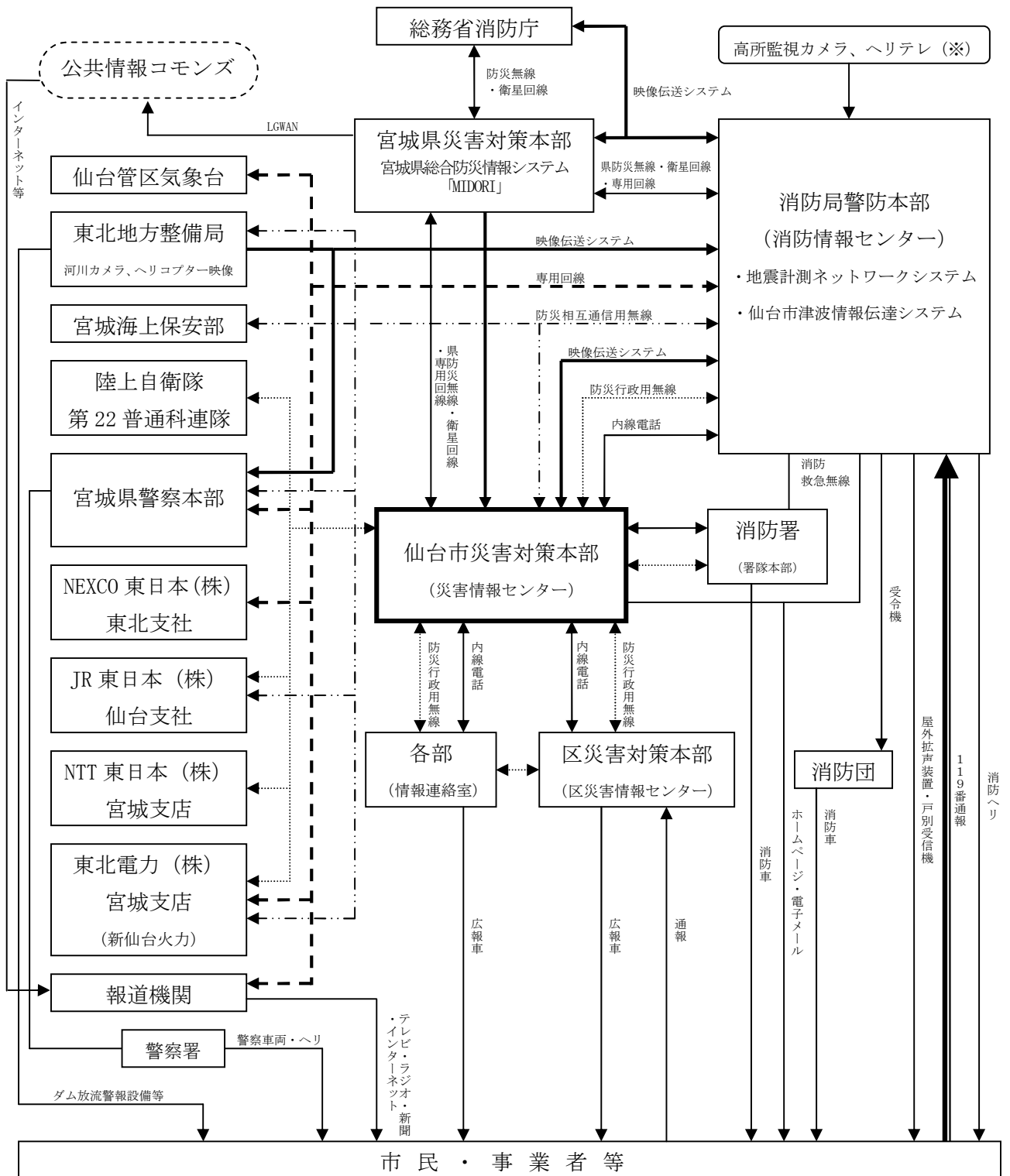
① 災対本部事務局への派遣

各部及び区本部は、本部との伝達体制を確保するため、災対本部及び警戒本部が設置された場合、直ちに災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

② 防災関係機関への派遣等

災対本部事務局等は、情報収集及び応急対策の実施等において、防災関係機関等との緊密な連絡体制を確保する必要があると認められる場合は、その機関への連絡調整員の派遣、又は災対本部への連絡調整員の派遣要請を行う。

〈情報伝達系統図〉



※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」

2. 通信手段の確保

災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。

(1) 内線電話

災害情報センターと各部及び区本部間の通話、又は各部及び区本部間の通話は、加入回線輻輳の影響を受けない内線電話を使用する。

(資料 4-6 「仙台市庁舎間通信ネットワーク図」参照)

(2) 災害時優先電話

災害時優先電話は、輻輳時の通話制限を受けにくいことから、防災関係機関等の外部機関との連絡に使用する。

(3) 衛星携帯電話

衛星携帯電話は、輻輳の影響を受けにくいことから、災害情報センターと区本部間での連絡に使用する。

(4) 非常通話及び緊急通話の利用

一般加入電話での通話が困難である場合、災害時優先電話から通話の手動接続を申し込むことにより通話が可能となる。利用方法については、第 28 節「電気通信施設災害応急計画」(P.174)による。

(5) 無線通信網の利用

有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。

ア 防災行政用無線等

① 仙台市防災行政用無線 (デジタル移動通信系)

災害情報センターと各部及び区本部、又は各部及び区本部と所属する移動局間の通信

(資料 4-2 「仙台市防災行政用無線の管理運用に関する要綱」参照)

② 消防救急無線

消防機関内部の相互通信

③ 業務用無線

各企業体内部の相互通信 (水道、交通、ガス)

(資料 4-3 「仙台市水道局業務用無線系統図」参照)

(資料 4-4 「仙台市交通局無線配備状況等」参照)

(資料 4-5 「仙台市ガス局無線系統図」参照)

④ 防災相互通信用無線

石油コンビナート火災等の災害現場における防災関係機関相互間の通信

イ 県防災行政用無線

県防災行政用無線は、県及び県内市町村との通信に使用する。また、市町村局の整備を検討する。

ウ 地域衛星通信ネットワーク

地域衛星通信ネットワークは、各都道府県、市町村及び防災関係機関との通信に使用する。
また、市町村局の整備を検討する。

(6) データ通信網の活用

災害情報センターと各部及び区本部間の情報連携、又は各部と区本部間の情報連携は、効率的な事務処理や連絡手段の多元化の観点から、行政情報ネットワークも活用する。また、防災関係機関等の外部機関との情報連携も、電子メール等インターネットを利用した様々なサービスを活用する。

(7) 映像伝送システムの活用

大規模災害発生時に、高所監視カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムの映像等を災害情報センターに送信し、災害の概要を把握するとともに、地域衛星通信ネットワークを使用し、総務省消防庁、宮城県及び他の地方公共団体に送信する。

3. 非常通信の活用（被害が甚大である場合）

電気通信設備の被災により、通信が途絶するなどしたために、上記の通信方法が使用できない場合には、以下により代替通信手段を確保し、最低限の通信体制の維持に努める。

(1) 災害対策基本法第 79 条に基づく通信の確保

災害により有線通信が途絶した場合、又は自己の無線通信ができなくなった場合は、災害対策基本法第 79 条に基づき最寄りの無線局に非常通信等の発信を依頼する。

(2) 非常時の通信の確保

① 東北総合通信局への依頼

災害情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合は、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講ずる。

また、東北総合通信局は、要請に基づき、通信機器について関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

② 通信機器の確保

通信手段確保のために利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

③ 無線局の開設等の依頼

非常災害時における重要通信の確保のため必要とする場合は、東北総合通信局に対して、無線局の開設、周波数の指定変更、無線設備の設置場所等の変更について、電話等簡易な手段により免許の付与、その他の許可を求める。

4. 被害状況等の報告

(1) 災对本部事務局に対する報告

ア 報告の区分及び担当部局

各部及び区本部は、次表の報告分担により被害状況等を災对本部事務局に報告する。

報告区分	報告様式等	担当部局
災害発生状況報告	災害発生状況報告（様式1）	各部・区本部
被害状況報告	被害状況報告（様式2） ※添付書類 被害の内訳（様式2-1）	消 防 部 区 本 部
	避難状況報告（様式3）	区 本 部
	公共土木施設被害状況報告（様式4）	経 済 部 都市整備部 建 設 部
	公共施設等被害状況報告（様式5）	各部・区本部
	ライフライン被害状況報告（様式6）	建 設 部 水 道 部 交 通 部 ガ ス 部
	農業関係被害状況報告（様式7）	経 済 部
	火災発生状況報告（様式8）	消 防 部

（資料4-8～15「様式1～8」参照）

イ 報告の方法

各部及び区本部は、被害状況等を各様式により FAX で報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがない場合は、即報として電話及び防災行政用無線により口頭で報告し、事後に文書で報告する。

① 災害発生状況報告（様式1）

災害初動期の段階で、災害発生的事实を迅速に把握した後、直ちに報告する。

（消防部は指令書による報告も含む。）

また、経過、応急対策の実施状況及び被害等が判明した時点で、更に報告する。

② 被害状況報告（様式2, 様式4～8）

各部及び各区本部が把握した被害状況を集計し、定期的に報告する。

また、災对本部事務局から指示があった場合は、その都度報告する。

③ 避難状況報告（様式3）

住民の避難が行われた場合、区本部は直ちに報告する。

(2) 被害報告の認定基準

(資料 4-16 「被害報告等の認定基準」 参照)

(3) 宮城県に対する報告

宮城県に対する被害状況等の報告は、市町村被害状況報告要領に基づき、災対本部が宮城県総合防災情報システム (MIDORI) により速やかに報告する。

(資料 4-17 「県及び国に対する報告要領」 参照)

(資料 4-18, 19 「宮城県様式第 1 号, 第 2 号」 参照)

(4) 国 (総務省消防庁) に対する直接速報基準

(資料 4-17 「県及び国に対する報告要領」 参照)

(資料 4-18 「宮城県様式第 1 号 (災害概況即報)」 参照)

第 8 節 災害広報・広聴計画

〔災対本部事務局、総務企画部、市民部、健康福祉部、区本部〕

流言飛語による社会的混乱を防止し、市民の適切な判断と行動を助け、安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

本節では、市民に対して災害関連情報を適時かつ的確に伝達するための広報計画及び市民からの問合せや相談などに対応するための広聴計画を定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none">・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関すること・報道機関への情報の提供及び報道要請に関すること・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関すること・その他関係機関との連絡調整に関すること
総務企画部	<ul style="list-style-type: none">・ICT等を活用した情報の発受信に関すること
市民部	<ul style="list-style-type: none">・関係部署、機関との連携を通じての、多言語での災害広報に関すること・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の総括に関すること・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none">・被災障害者・高齢者への災害広報に関すること
区本部	<ul style="list-style-type: none">・災害広報及び広聴に関すること・市政相談窓口の設置に関すること

2. 広報活動〔災対本部事務局、総務企画部、市民部、健康福祉部、区本部〕

災害発生時の被害状況を踏まえ、広報の対象、手段、目的等を勘案し、適切な広報媒体を選択することにより、効果的な広報を行う。なお、その際には、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。

(1) 広報の内容

災害時に市民が求める情報は、時間の経過と共に変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、おおむね次のような区分により市民ニーズに応じた適時、的確な広報を行う。

ア 災害発生直後

- ① 災害の発生状況
- ② 余震・津波・洪水等に関する情報
- ③ 災対本部の設置
- ④ 安否情報
- ⑤ 被害状況の概要
- ⑥ 避難所等の情報

- ⑦ 救援活動の状況
- ⑧ 二次災害防止に関する情報
- ⑨ 災害応急対策の実施状況
- ⑩ 医療機関の活動状況
- ⑪ 水・食料等の物資供給状況
- ⑫ ボランティア受入れ情報
- ⑬ その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）

イ 生活再開時

- ① ライフラインの被害状況と復旧見込み
- ② 生活必需品の供給状況
- ③ 道路・交通情報
- ④ 医療情報
- ⑤ 教育関連情報
- ⑥ 災害ごみの処理方法
- ⑦ 相談窓口の開設状況
- ⑧ その他（被災地からの情報発信を含む）

ウ 復興期

- ① り災証明・義援金関連情報
- ② 住宅関連情報
- ③ 各種貸付・融資制度情報
- ④ 各種減免措置等の状況
- ⑤ 復興関連情報
- ⑥ その他（被災地からの情報発信を含む）

(2) 広報の方法

ア 報道機関との連携

① テレビ・ラジオの活用

災害発生直後は、迅速かつ広範囲に情報を伝えることができる媒体であるテレビ・ラジオ局と連携し、市民への広報に努める。

「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会仙台放送局及び民間放送各社（コミュニティ FM 局を含む）に対して放送を依頼する。

（資料 4-21 「報道機関一覧表」参照）

② 報道機関に対する情報提供

災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、災対本部事務局は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。プレスルーム設置の際は、災対本部事務局に近接した場所を確保し、掲示板の設置等により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。

また、大規模災害時の初動期には、報道対応に混乱を来さないよう、仙台市政記者会の協力を得て、円滑な情報提供に努める。

各部及び区本部に関する情報提供、取材については、原則として各部及び区本部で対応する。各部及び各区本部は、原則として事前に情報提供、取材内容を災対本部事務局に報告した上で、速やかに対応する。

なお、外国報道機関への対応に当たっては、市民部の協力を得て行う。

イ 広報車による広報

関係する各部及び区本部は、災害の状況に応じて、必要な場合は広報車を出動させ、広報を実施する。

なお、広報車による広報が困難な地域又は特に必要と認められる地域に対しては、関係する各部及び区本部において職員を派遣し、広報を行う。

ウ 広報紙等による広報

災対本部事務局は、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。

広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供することができることに加え、読み返すことができるなどの長所がある。時間の経過と共に市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を生かしながら、的確な広報に努める。

① 発行

仙台市政だよりの印刷製本業務委託契約先に印刷発行の協力を要請する。

② 配布場所

平常どおりの町内会等を通じた配布が不可能であると予測される状況のときは、各区本部を通じて避難所、区役所等被災者が多く集まる場所へ配布するとともに、その旨を地域団体等に周知し、自らの情報収集を依頼する。また、街頭での貼り出しを行い、発行部数の増加の程度に応じて、段階的に配布場所の拡大を図る。

③ 配送手段

各避難所への配送は、物資等の配送ルートを活用するとともに、電子メール、FAX 等の伝達手段を可能な限り活用する。

また、配布場所の拡大を図る段階においては、新聞折り込みによる配布も検討する。

エ 通信メディアによる広報

災対本部事務局及び総務企画部は、市のホームページや電子メール等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を補完するとともに、国内外へ情報発信を行う。

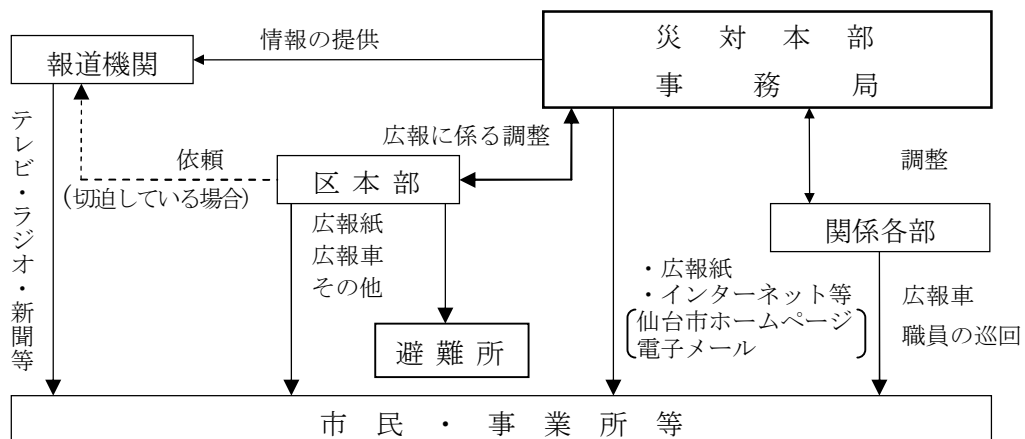
(3) 災害時要援護者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい視覚・聴覚障害者や外国人に対する広報については、健康福祉部及び市民部において、音声案内や文字情報の掲示・点字化・多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施するとともに、仙台市災害多言語支援センター、各種ボランティア団体等との連携を図りつつ、広報を行う。

(4) 区との役割分担

大規模災害の場合、各区での被害状態が異なるため、各区本部においても、可能な限り早期に、地域に密着したきめ細かな広報を行う。

(5) 伝達系統図



3. 広聴相談活動〔市民部・区本部〕

(1) 電話による問合せ窓口の設置

ア 市民部は、災害の状況により必要な場合、電話による市民からの問合せや相談に対応し、情報提供等を行うため、災対本部事務局と協議の上、関係する部の協力を得て「問合せ専用チーム」（仮称。以下同じ）を組織し電話相談窓口を設置する。

イ 「問合せ専用チーム」は、災対本部事務局と協議し、問合せへの対応方法を定め、その内容を掲示する等により班員に周知し、対応の迅速化を図る。

ウ 「問合せ専用チーム」は、当日の問合せ内容、件数を記録、集約し、災対本部事務局に報告を行う。ただし、市民からの情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ちに災対本部事務局に報告を行う。

エ 区本部においても、災害の状況により必要な場合は、「問合せ専用チーム」を組織し、電話による市民からの問合せや相談等に対応する。

(2) 総合市政相談窓口の設置

市民部及び区本部は、必要な場合、市民からの問合せや相談等に対応するため、市民のための総合市政相談窓口（総合市政相談所）を市役所内に、また、市政相談窓口（市政相談所）を各区役所内に設置し、広聴相談を実施する。

この場合、必要に応じ、災対本部事務局と調整を図り、関係する各部及び区本部に相談員の派遣を要請する。

なお、開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を行う。

（資料 9-4 「主な相談内容及び関係機関、担当部一覧」参照）

(3) 移動巡回相談の実施

市民部及び区本部は、災害発生後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、避難所等における移動巡回相談を実施に努める。

(4) 国の機関及び特殊法人、県等との協力体制

市民部は、大規模災害発生時に開設される、国及び特殊法人の出先機関、地方公共団体、各種団体等で構成される「特別総合行政相談所」（事務局：東北管区行政評価局）の設置・運営に協力し、この相談所を通じた国等の動向及びその情報収集に努める。

※「特別総合行政相談所」とは、宮城地域行政苦情相談連絡協議会（構成機関：国・特殊法人の出先機関、地方公共団体等 34 機関）が国の防災基本計画に基づき、申合せを行った、大規模災害発生時に被災地域において、被災者等からの各種相談、問合せ等に応じるための総合的な相談窓口である。

(5) 専門相談窓口の設置

市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認めるときは、法律問題や災害時に増えるといわれているドメスティックバイオレンス被害などの女性相談等、専門的な問題の迅速な解決に資するため、市民のための専門相談窓口を設置する。

この場合、必要に応じ、関係部及び区本部と調整を行い、関係団体への相談員の派遣要請を当該部に指示する。

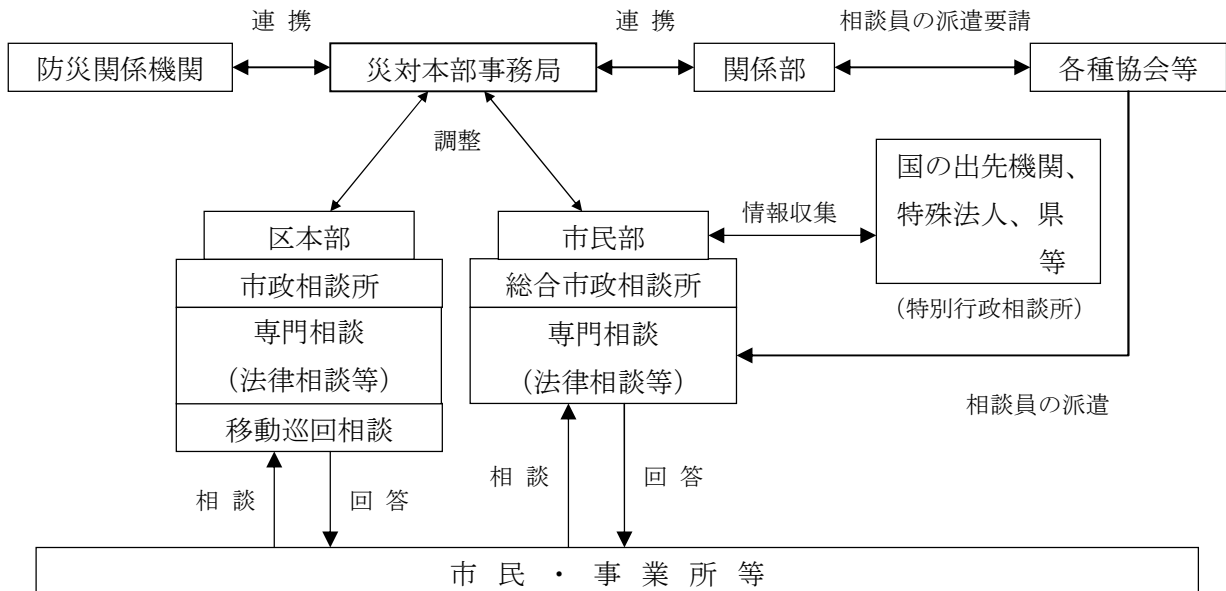
(6) 女性支援センターの設置

市民部は、専門相談窓口の1つとして女性のための相談窓口を設置するとともに、仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置し、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。

(7) 要望等の処理

市民部及び区本部は、総合市政相談窓口等において聴取した要望及び陳情や手紙等で寄せられた苦情・要望等を、関係部及び区本部並びに防災関係機関へ電子メールやFAX等を活用し照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答、処理状況も併せて時系列的に記録をする。

(8) 広聴相談体制フロー



※ 市民部及び区本部は、必要に応じ電話による相談窓口を設置し対応する。

第 9 節 救急・救助計画

〔消防部〕

本節では、災害の発生に伴う救急活動、救助活動を迅速かつ的確に行うための計画について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
消防部	救急、救助の実施及び関係機関との相互連絡に関すること

2. 救急・救助活動

(1) 救急活動

多数の救急事案が発生している場合は、人命の安全確保を最優先とした救急体制を早期に確立する。

ア 臨時救急隊を編成し、現地救護所での活動や医療機関等への搬送を実施する。

イ 健康福祉部と連絡を密にして、負傷者の受入れ可能医療機関を把握する。

ウ 負傷者の応急処置及び搬送は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽症者は、消防団、自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行う。

エ 軽症者の搬送など、必要に応じて協定を締結している民間の患者等搬送事業者に協力を要請する。

オ 負傷者に投与する酸素ガスが不足するおそれがある場合は、協定を締結している酸素ガス等取扱団体に協力を要請する。

(2) 現地救護所の設置

多数の負傷者が予想される場合は、職員の参集状況等に応じ、被災地又は救急隊が設置されている消防署所に救護所を設置し、次の措置を講ずる。

ア トリアージを実施し、負傷者の搬送順位及び搬送先医療機関を決定する。

イ 負傷者に対する応急処置を実施する。

ウ 必要に応じて、災対本部を通じ、医療救護班（DMATを含む）の派遣を要請する。

（注）トリアージとは、負傷者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために、負傷者の治療優先順位を決定すること

(3) 救助活動

同時に多数の救助事案が発生したときは、早期に救助体制を確立する。

ア 特命救助隊を臨時に編成する。

イ 簡易な救助活動は、消防団、自主防災組織等により実施する。

ウ 人命救助活動上必要ある場合は、クレーン車、ブルドーザー等民間の特殊車両の出動を要請する。

エ 救助事案が同時に多発し、多数の負傷者が発生した場合は、警察、自衛隊等関係機関と活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を速やかに確立し、効果的な活動を行う。

オ 消防隊が使用する呼吸器やガス溶断機用の酸素ガスが不足するおそれがある場合は、協定を締結している酸素ガス等取扱団体に協力を要請する。

3. ヘリコプターによる救助・救急搬送

(1) ヘリコプターによる救助・救急搬送

本市以外の医療機関に傷病者を緊急に搬送する必要がある場合は、必要によりヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(2) 広域航空消防応援要請

ヘリコプターによる人命救助や救急搬送、資機材搬送等に応援が必要な場合は、宮城県広域航空消防応援協定（平成4年4月1日締結）、東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定（平成8年1月22日施行）、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日消防震第19号）及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日消防救第61号）により出動要請を行う。

4. 緊急消防援助隊等の活動等

(1) 宮城県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日施行）による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に宮城県広域消防応援基本計画（平成16年4月15日施行）に基づいて実施する。

(2) 緊急消防援助隊による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に仙台市消防受援計画（平成9年4月15日施行）に基づいて実施する。

（資料7-3「緊急消防援助隊受援体制」参照）

第 10 節 医療救護・保健・防疫計画

〔健康福祉部、子供未来部、経済部、消防部、市立病院部、区本部〕

本節では、災害発生時における医療救護・保健・防疫活動について定めるとともに、医薬品等の確保体制について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する医療救護活動の統括に関する事 ・医療救護班の編成に関する事 ・医療機関の被害状況の把握に関する事 ・医薬品、医療器具の調達及び配分に関する事 ・医療機関との総合調整に関する事 ・医療ボランティアに関する事 ・被災者の保健活動の統括に関する事 ・被災地の防疫の統括、防疫班の編成に関する事 ・防疫用薬剤、資機材の調達及び配分に関する事 ・被災動物の保護、管理に関する事 ・災害時における衛生に関する調査、試験検査に関する事
子供未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者（子供）の精神保健活動に関する事
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の防疫に関する事
市立病院部	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院における被災患者の診療に関する事 ・院外での医療救護活動に関する事
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所、避難所救護所の開設、医療救護班の活動支援及び負傷者の救護に関する事 ・医療ボランティアの活動の支援に関する事 ・被災者に対する保健相談及び指導に関する事 ・被災地域及び避難所における食品衛生に関する事 ・被災地域及び避難所における防疫に関する事

2. 医療救護の実施〔健康福祉部〕

市は、災害救助法が適用された場合は県を補助し、災害救助法が適用されない場合で市長が必要と認めるときは独自に、関係機関の協力を得て医療救護を実施する。

災害時、特に地震被害時においては、建物、工作物等の倒壊、火災、津波などの発生により、同時に多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被災し、診療機能が低下するため、一時的に地域の医療能力をはるかに超える医療需要が発生することが予想される。

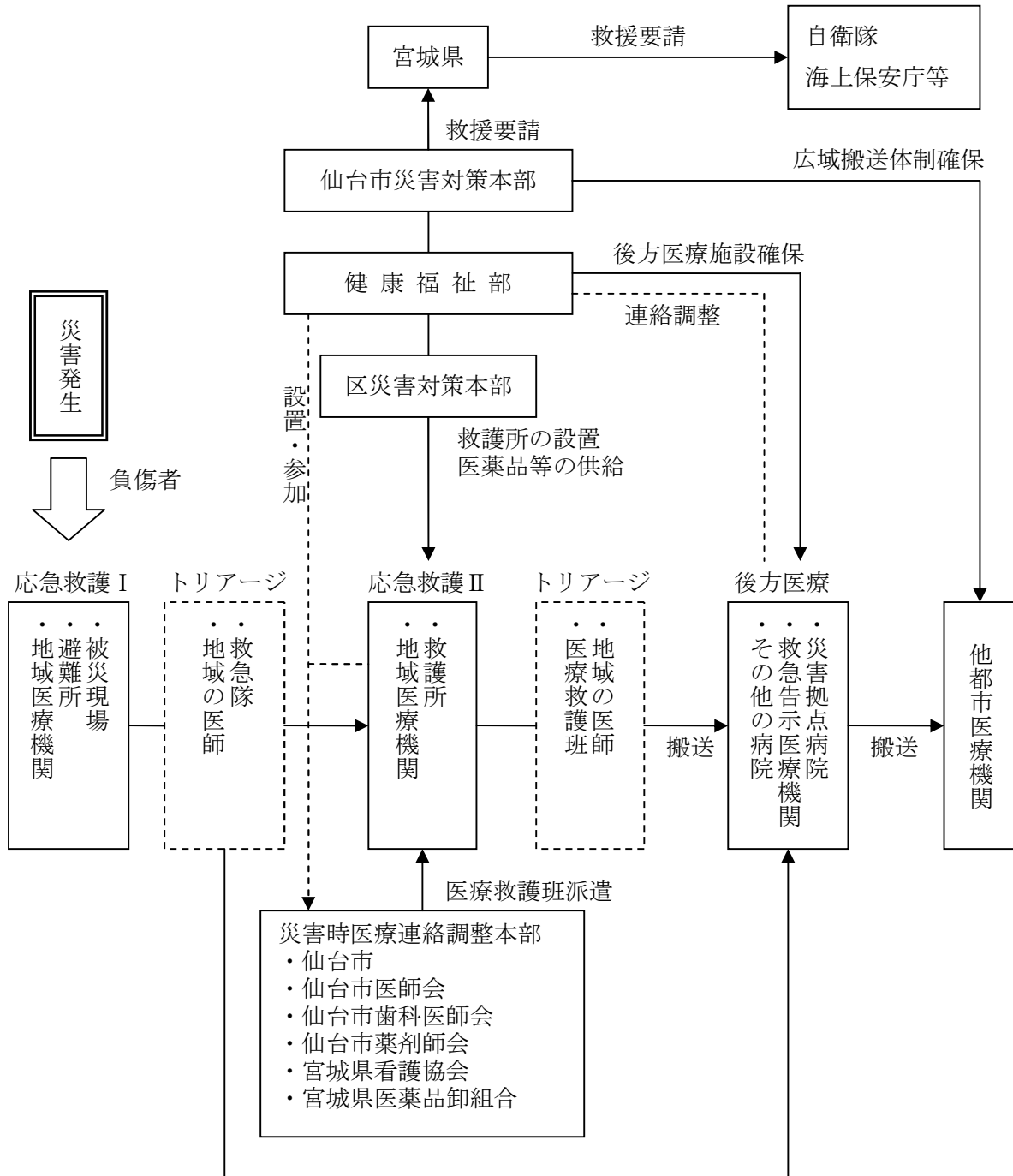
市は、このような医療需要に対応するため、宮城県及び関係機関との連携を図りながら、救護所の設置、医療救護班の派遣及び後方医療体制の整備など、適切な医療救護を実施する。

3. 災害時医療体制 [健康福祉部、区本部、市立病院部]

(1) 災害時医療体制の概要

災害時の医療救護の概要は次のとおりである。

<災害時医療体制図>

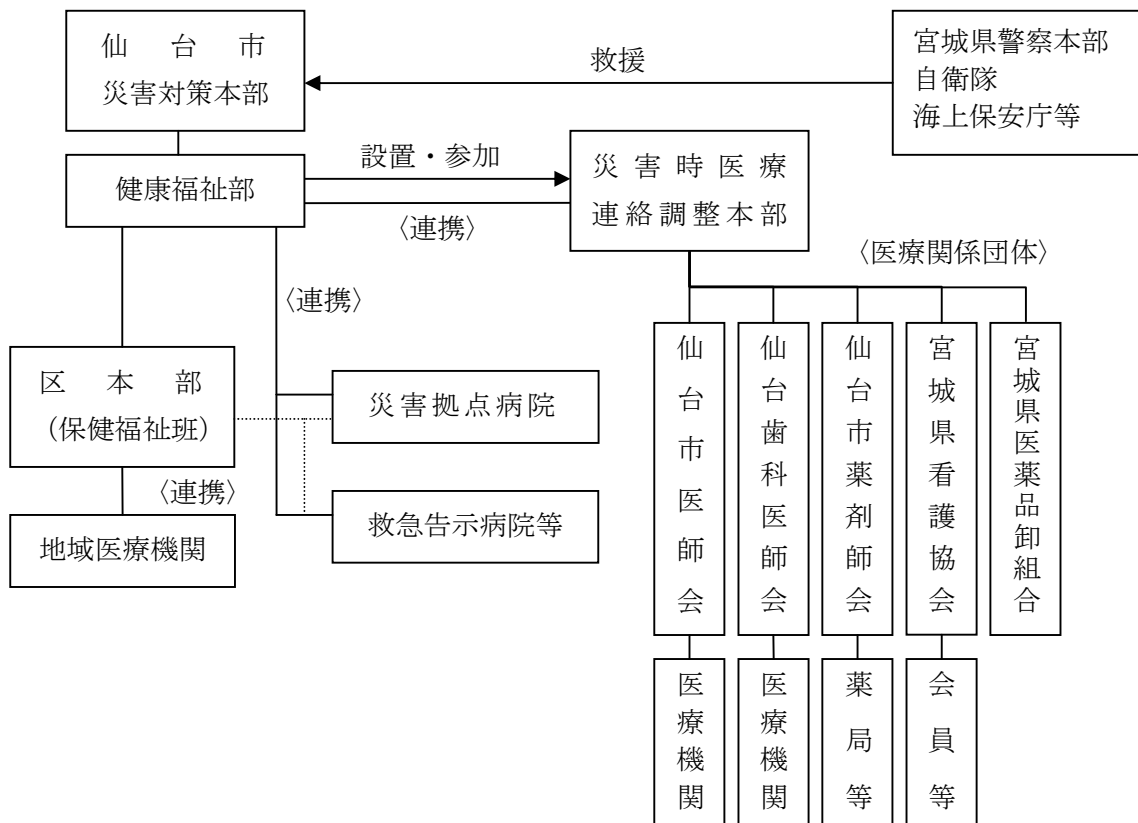


(2) 災害時医療連絡調整本部

市は、災害時の医療救護活動を迅速、的確に行うため医療機関や医療関係団体その他の関係機関と連携してこれに当たる。

そのため、健康福祉部は仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会、宮城県看護協会その他の関係機関に参集を呼びかけ、災害時医療連絡調整本部を設置するとともに、健康福祉部の職員を参加させ、医療に関する情報収集や連絡調整を一元化し、各機関の連携の下医療救護活動を行う体制の整備を図る。

〈 連 携 体 制 図 〉



(3) 区本部(保健福祉センター)

地域における医療救護は、健康福祉部が集約した医療情報をもとに、地域医療機関や医療救護班等と連携して行う。区本部保健福祉班は、地域の医療救護活動の核として、地域の医療機関と協力しておおむね次の業務に当たる。

- ア 救護所の開設
- イ 医療救護班の活動支援
- ウ 管内医療救護活動の支援
- エ 救護所等への医薬品等の供給
- オ 医療ボランティアの活動支援
- カ 保健、防疫活動
- キ その他地域の医療救護に必要な事項

(4) 初動時の対応

災害発生直後における対応は次のとおりである。

ア 健康福祉部

速やかに災害時医療連絡調整本部の設置を行い、医療関係団体等との連携体制の整備を図るとともに、医療情報の収集を行い、医療救護班派遣の準備及び後方医療機関の確保を図る。

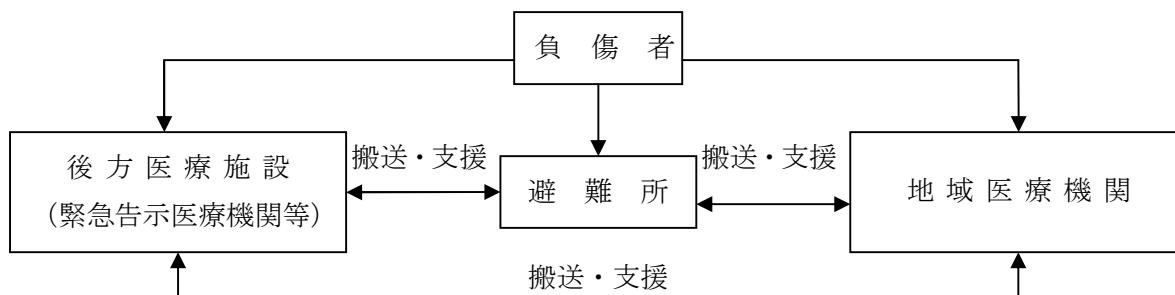
イ 区本部保健福祉班

管内の負傷者の発生状況等の情報を収集し、必要な救護所を設置する。また、救護所情報を健康福祉部に報告し、併せて医療救護班の派遣を要請する。

ウ 医療機関等

下図のとおり後方医療施設、地域医療機関及び医薬品等を備蓄している避難所等の連携により地域内での自律的対応を行う。

< 初動連携体制 >

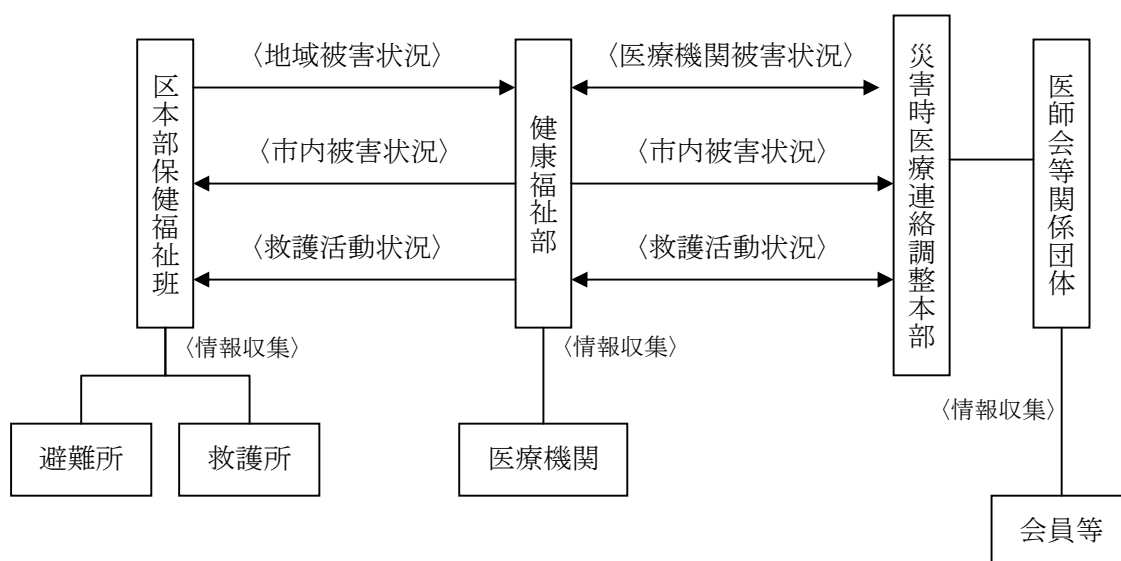


4. 医療情報の収集伝達 【健康福祉部】

(1) 収集体制

健康福祉部は、各医療機関の被害状況や活動状況等について宮城県と連携の下情報収集するとともに、災害時医療連絡調整本部において医師会等関係団体と密接に連携し、各関係団体が収集した情報と併せ、医療情報を一元的に把握する体制を確立する。

＜医療情報収集体制図＞



(2) 提供体制

収集した医療情報は、第8節「災害広報・広聴計画」(P.74)に定めるところにより、広報を行うとともに、保健福祉センターや救護所等を通じて市民や各医療機関に情報提供を行う。

5. 応急救護体制 [健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部]

(1) 救護所の設置

災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想される場合は、応急的な救護を行うため、必要に応じ救護所を設置する。

救護所	設置者	設置場所等
応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。
避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。
現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。

(2) 医療救護班

ア 医療救護班の派遣

健康福祉部は、区本部及び消防部からの要請又は自らの判断で、救護所又は被災医療機関等に対し必要な医療救護班を派遣する。

区本部保健福祉班は、応急救護所、避難所内救護所を設置した場合又は被災医療機関から要請があった場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請する。また、区本部保健福祉班は、初動時応急救護所においては、医療救護活動を行う。

消防部は、現地救護所を設置した場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請する。

イ 医療救護班の編成及び派遣要請先等

健康福祉部は、アの医療救護班を派遣する場合には、災害時医療連絡調整本部と調整の上、各医療救護班派遣要請先に医療救護班の派遣を要請する。

※仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会と災害時における医療救護活動に関する応援協定（資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）を締結

<医療救護班派遣要請先一覧>

医療救護班の種類	編成等	派遣要請先
医療救護班 (※DMATを含む)	医師、看護師等	仙台市医師会 東北大学病院 仙台市立病院 仙台オープン病院 日本赤十字社宮城県支部 宮城県看護協会等 宮城県 (DMAT) (JMAT)
歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院
薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会

※DMAT（災害急性期に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できる機動性を持った、訓練を受けた医療チーム）災害拠点病院に自律的に入り、災害医療に従事するもの。

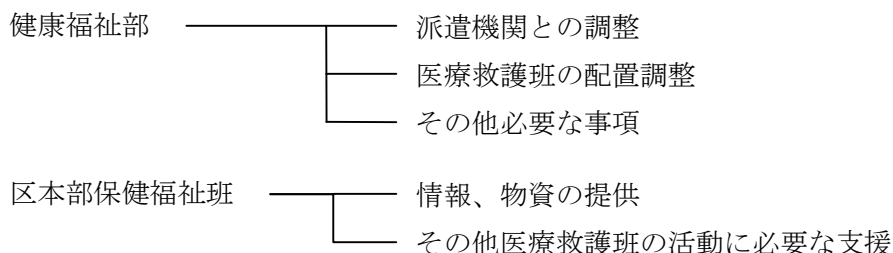
ウ 他の地方公共団体からの応援救護班

災害の規模が大きく、市内の医療救護班では不足する場合や、市内の医療機関の被害が大きく医療救護班を派遣できない場合には、健康福祉部は災害時の相互応援協定を結んでいる他の地方公共団体に対し、医療救護班の派遣を要請する。

要請先は次のとおりである。

協定等	派遣要請先
21大都市災害時相互応援に関する協定締結都市の救護班	当該都市の衛生主管部局
東北地区六都市災害時相互応援に関する協定締結都市の救護班	応援調整都市の衛生主管部局 正：福島市 副：山形市
宮城県市町村相互応援に関する協定締結団体の救護班	県知事を通じ要請

エ 医療救護班の受入れ



オ 医療救護班の業務内容

医療救護班は、災害時医療連絡調整本部の指示の下、救護所、被災医療機関、また避難所等の医療救護活動を行う。

① 医療救護班の行う業務内容は、原則として次に示す内容とする。

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ・ 傷病者に対する応急措置 | ・ トリアージ |
| ・ 軽傷者等への医療 | ・ 服薬指導（薬剤師救護班） |
| ・ 応急歯科治療（歯科医療救護班） | |
| ・ 医薬品集積所等における医薬品管理（薬剤師救護班） | |

② 状況により次の業務も行う。

- ・ 被災医療機関での医療

6. 後方医療体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部】

(1) 後方医療の確保

救護所や地域の医療機関で対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、治療機能が保たれている後方の医療施設へ搬送して治療を行う必要がある。

健康福祉部は災害発生後速やかに、災害時用の病院連絡網等を通して、空床等後方医療機関の情報を収集し、搬送先医療機関の確保を図るとともに、消防部や区本部保健福祉班と協力して救護所や地域医療機関からの搬送・転院搬送需要に対応する。

また、市内の後方医療施設では対応能力が不足する場合には、他都市の医療機関に搬送することとし、県知事や他の自治体の協力を要請する等必要な措置をとる。

(2) 負傷者の搬送体制

被災現場や救護所等からの負傷者の搬送は、第9節「救急・救助計画」（P.80）により消防部が中心となっていく。

医療機関からの市内・市外医療機関への搬送については、消防部、健康福祉部、区本部保健福祉班及び医療機関が協力して、ヘリコプター等の輸送手段も考慮し搬送体制の確保を図る。なお、必要に応じ直接又は県知事を通じて、警察、自衛隊、海上保安庁等の協力を受ける。

(3) 後方医療施設による治療

仙台市立病院など災害拠点病院は、災害発生後速やかに診療体制を整え、搬送される負傷者の治療に対応する。

※ 仙台市立病院の対応方針

救命救急センターを中心に重症者を積極的に受け入れ治療するほか、可能な限り一般外来も開設し、できるだけ多くの医療需要に応える。また、症状の安定した入院患者を他の医療機関に転送するなどして、重症者受入れのための病床確保に努める。

(4) 食料及び生活関連物資の供給

ライフライン及び物流の途絶が長期化する場合、関係各機関・団体と協議・調整するなど、医療機関への必要物資の供給ルートの確保に努める。

7. 医薬品等の確保 【健康福祉部、区本部】

(1) 医薬品等の調達体制

健康福祉部は、救護所等で使用する医薬品及び医療器材を指定避難所及び保健福祉センター等に備蓄する。

区本部保健福祉班は、救護所等での医薬品等の不足状況を把握し、健康福祉部に対し不足している医薬品等の供給を要請する。

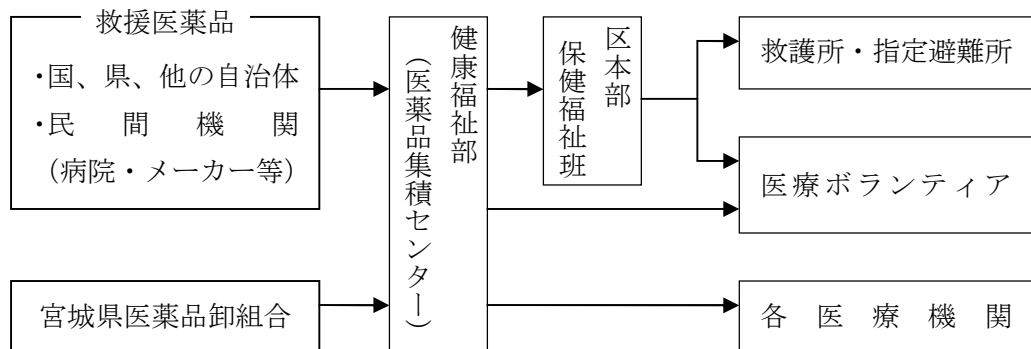
健康福祉部は、「災害時における応急医薬品の供給協力に関する協定」（資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）に基づき、宮城県医薬品卸組合に供給を要請する。不足を生じた場合には災対本部を通じ県知事に補給の要請を行う。

(2) 供給体制

医薬品等は、原則として健康福祉部が設置する医薬品等の集積センターから、区本部保健福祉班を経由して救護所等に供給する。

併せて、医療機関への供給ルートの確保に努める。

健康福祉部は、必要に応じ仙台市薬剤師会に、集積センター、区本部保健福祉班及び救護所・指定避難所に、医薬品等管理のための薬剤師救護班の派遣を要請する。



8. 医療ボランティアの支援 【健康福祉部、区本部】

健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部と連携し、必要に応じ情報や物資の提供等の活動支援を行う。

9. 在宅療養者の支援 【健康福祉部、区本部】

健康福祉部は、人工透析患者、在宅療養患者や慢性疾患患者等継続したケアの必要な患者の把握に努めるとともに、地域の医療機関や区本部保健福祉班と連携を取りながら、医療機関への患者の収容等も含め、必要な支援を行う。

また、仙台市医師会、宮城県や他の自治体等と連携を取り、市内及び市外の収容先医療機関の確保を図る。

10. 保健活動 【健康福祉部、子供未来部、区本部】

(1) 健康支援活動

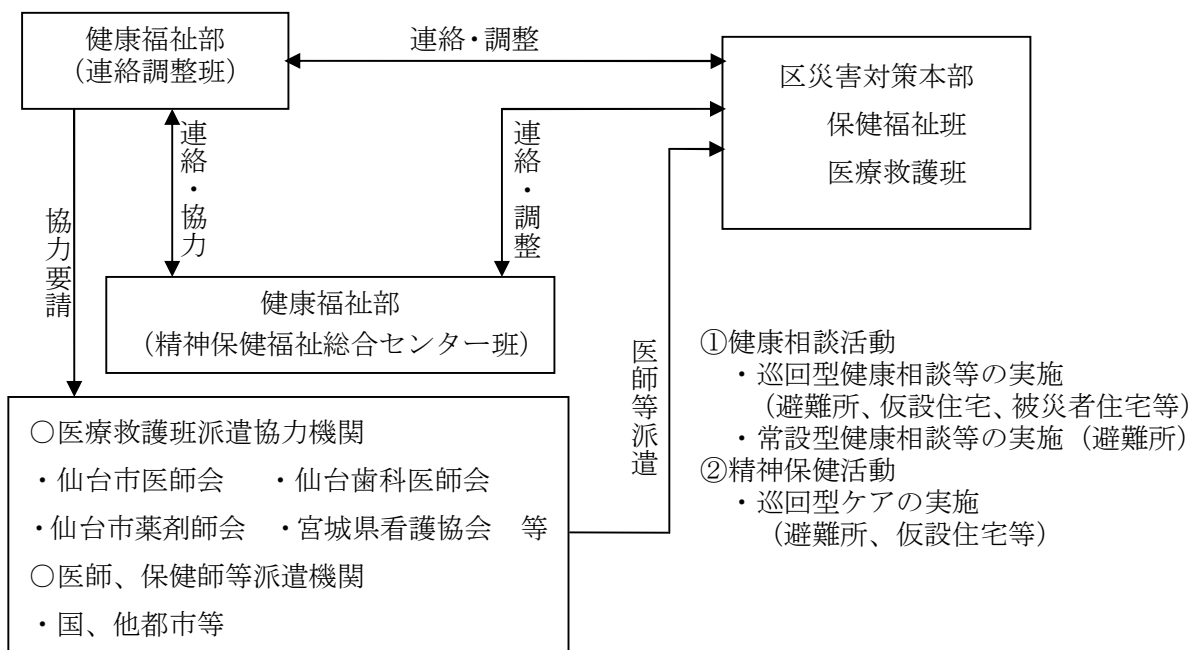
避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響を及ぼす。このため、被災者への健康調査等により健康状態の把握に努めるとともに地域の関係機関と連携し公衆衛生看護活動・栄養改善活動・歯科保健活動・その他必要な保健活動を行う。

健康福祉部は、各区の被災状況、避難所、救護所開設状況等の災害情報の収集を行ったうえで、応援要請の必要性の判断を行い、災害救助法第30条等による他都市からの保健師チーム等の要請及び受入調整を行う。区対策本部保健福祉班は、避難所、仮設住宅、被災者住宅等において被災者の健康状態を把握し、健康相談及び保健指導等を実施する。

(2) 精神保健活動

大災害時には、被災者が心的外傷等により、心身が不安定な状態になることがあることから、区本部保健福祉班、健康福祉部及び子供未来部は、健康相談活動等の中で被災者の心のケアを行うとともに、状況に応じて国、都道府県、政令指定都市に対し、精神科医療チームの派遣を要請する。

〈災害時における保健活動に関するフロー図（他都市等からの保健師受入調整を含む）〉



11. 食品・飲用水の安全確保〔健康福祉部、区本部〕

(1) 食品の安全確保

区本部保健福祉班は、食品営業施設の監視指導、必要に応じ炊き出しや緊急援助物資（食料品）の取扱いに関する衛生指導や給食施設の監視指導を行う。

(2) 飲用水の衛生確保

区本部保健福祉班は、必要に応じ飲用水の使用状況の把握及び飲用水の衛生指導を行う。

12. 防疫活動〔健康福祉部、区本部〕

(1) 災害発生時の活動

ア 健康調査及び健康診断、感染症発生動向調査を実施する。

イ 予防教育及び広報活動を行う。

(2) 消毒作業の実施

保健福祉センター所長が消毒を必要と認めた場合には、民間への委託や地域住民の協力を得るなどして、消毒が必要な地区等の消毒作業を行う。

(3) 消毒薬剤の配付

ア 大規模な被災により広範囲に消毒作業が必要な場合は、健康福祉部は薬剤の調達を依頼し、区本部保健福祉班が町内会等の各団体に消毒薬剤を配付する。また、健康福祉部は状況に応じ、民間企業等への協力要請を検討し、消毒作業に必要な支援体制を確保する。

イ 消毒薬剤配付の際には、使用方法等の説明を十分に行い、薬剤による被害が発生しないように努める。

(資料 9-6「消毒用機材等配置及び薬剤在庫状況」参照)

13. 家畜の防疫対策〔経済部〕

経済部は、宮城県仙台家畜保健衛生所が行う家畜の検査、注射又は薬浴等の実施についての周知及び指導に努める。

14. 被災動物の保護・収容〔健康福祉部〕

(1) 被災地域における被災動物への対応

健康福祉部は、仙台市獣医師会や市民ボランティア等と連携を図り、被災動物の保護・収容をはじめ、獣医療支援、飼育支援、関係機関との調整等の支援事業を実施する。

(2) 同行避難したペットへの対応

健康福祉部は、同行避難したペットに対して、区本部等と連絡を取りながら、仙台市獣医師会や市民ボランティア等と連携して、避難所や応急仮設住宅に受け入れられるよう、助言や適正飼育に関する指導を必要に応じて行う。

(3) 被災地域における特定動物への対応

健康福祉部は、大規模災害時に人の生命や財産に重大な危害を及ぼすおそれのある特定動物の確認を行い、逸走した特定動物を飼い主が対処しきれない場合は、飼い主、行政、獣医師会や警察署等が連携して、緊急時の迅速な対応と被害の防止に努める。

第 11 節 消防活動計画

〔消防部〕

本節では、主として地震災害時における消防活動計画について定める。なお、津波災害の発生及び発生のおそれがある場合の活動については、「第 5 節 津波災害応急計画」に定めるとおりとする。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
消防部	<ul style="list-style-type: none">・火災の警戒、鎮圧、延焼防止に関すること・人命の救助、救護に関すること・災害の拡大防止に関すること

2. 組織

震災に伴う家屋の倒壊や火災等から市民の生命、身体、財産を保護するとともに、被害を軽減するため、消防の施設、装備、人員を最大限に活用して消防活動態勢を確立する。

(1) 消防活動態勢の強化

ア 消防活動態勢の強化

震度 4 以上を観測する地震により被害が発生し、又は発生が予想される場合などには、職員を非常招集し、警防本部(消防局)及び署隊本部(消防署)の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して、消防活動態勢を強化する。

イ 災害対応会議

被害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合は、災害対応会議を開催し、消防活動の方針や部隊運用、緊急援助隊の応援要請など重要な意思決定を行い、効果的な消防活動を行う。

ウ 災対本部への情報連絡員の派遣

災対本部が設置された場合、警防本部(消防部)は災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

エ 宮城県石油コンビナート等防災本部への本部員等の派遣

警防本部長は、宮城県に石油コンビナート等防災本部の招集があったときは、本部員等を派遣するとともに災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。

(2) 職員の動員

震度 5 弱以上を観測する地震が発生した場合、勤務時間外の職員は直ちに参集する。また震度 4 を観測する地震が発生した場合、警防本部長は、非常配備基準に基づき職員を招集する。

3. 消防活動

消防活動は、人命救助を第一とし、消火の活動は延焼防止を主眼とする。

(1) 情報収集

情報は、有線通信の途絶、無線通信施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、防災関係機関との密接な連携を確保し、的確な情報収集に努める。

ア 警防本部の措置

消防署所からの情報、高所監視カメラ・消防ヘリコプターによる情報、119番受信時の情報及び防災関係機関からの情報を分析し、消防活動の方針を決定するとともに、必要に応じ、情報を災対本部事務局、国、県等に通報する。

イ 署隊本部の措置

参集者からの被害状況等の聴取、巡回警戒等により積極的な情報収集を行うとともに、市民からの災害通報を集約し、警防本部に通報する。

(2) 部隊統制

部隊の運用は、原則として警防本部が統制を行う。ただし、災害が同時多発し、警防本部での統制が困難な場合は、部隊運用の一部を署隊本部が行うものとする。

(3) 救急・救助活動

救急・救助活動は、組織的な活動を実施するとともに、関係機関と密接に連携した活動体制を確保する。

(4) 航空活動

震災時における航空隊は、初動時における市内の被害状況等の把握、調査、救助、救急活動などのほか、人員、物資及び資機材の輸送、広報活動等を行う。

(5) 避難誘導

警防本部長及び署隊本部長は、火災や津波・堤防決壊・土砂崩れ等の災害の状況により、人命に危険があると認めるときは、直ちに消防職員又は消防団員等をもって住民を避難させる。

(6) 消防隊等の応援要請

ア 応援要請

① 消防局長は、本市の消防力では対応が困難と判断した場合は、宮城県広域消防相互応援協定（平成4年1月1日締結）に基づき応援要請を行う。

（資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）

② 消防局長は、本市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断した場合は、宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成16年8月2日策定）に基づき緊急消防援助隊の応援要請を行う。

イ 応援活動調整班の配置等

- ① 消防局長は、大規模災害が発生し、宮城県又は仙台市に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が設置された場合、警防本部に本部応援活動調整班を、消防航空隊に航空応援活動調整班を設置する。
- ② 消防局長は、大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（平成 20 年 7 月 1 日付消防応第 104 号）第 3 条の規定により、管轄市域内を震央とする最大震度 6 強以上の地震災害が発生した場合、発災後直ちに、本部応援活動調整班を設置し、受援体制の早期確立を図るものとする。

ウ 指揮支援部隊長等の派遣

消防局長は、調整本部が設置された場合には、指揮支援部隊長等を職員から指名して派遣するものとする。なお、指揮支援部隊長を派遣することができない場合は、消防庁並びに調整本部にその旨を通報する。

（資料 7-3「緊急消防援助隊受援体制」参照）

4. 消防団

(1) 消防団員の招集

災害が発生又は発生するおそれがあるときは、警防本部長の非常配備発令に基づき団員の招集を行う。

(2) 消防団本部の設置

非常配備が発令された場合は、消防団長を本部長とする消防団本部を署隊本部に併設する。

(3) 消防団の活動

ア 地域住民に対し、広報を実施する。

イ 消防職員隊と連携して、消火、人命検索、救助、救急活動等を行う。

ウ 避難の勧告・指示がなされたときは、避難方向、避難場所等を住民に周知し、避難の誘導に当たる。

第 12 節 避難所運営計画

〔市民部、健康福祉部、教育部、各部、区本部〕

本節では、災害により住家を失った住民等の一時的な受入れ施設である避難所のうち、主として指定避難所の開設及び運営の計画を定める。

なお、指定避難所を補完する補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき開設及び運営を行うものとする。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
市民部	・地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること
健康福祉部	・福祉避難所の開設に係る調整に関すること
教育部	・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ・指定避難所（学校）の開設・運営の支援に関すること
各部	・避難所運営に関すること（指定された班に限る） ・避難所担当職員の派遣、派遣に係る調整に関すること ・所管施設が避難所となる場合の開設・運営に関すること
区本部	・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること ・避難者の誘導、収容及び救護に関すること

2. 避難所の開設及び避難者の収容 〔各部、区本部〕

避難者の収容については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難収容を行う。

(1) 収容対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者（避難者）
- イ ライフラインの被害等により、日常の生活が著しく困難になった者（在宅被災者）
- ウ 避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある者（避難者）
- エ その他本部長が必要と認めた者

(2) 避難所の開設

地震が発生し又は津波警報等により避難が必要と認められる場合の避難所の開設方法等は次のとおりとする。

〈避難所開設基準〉

条 件	開 設 方 法
①市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・平日日中 $\left(\begin{array}{c} 8:30 \\ \sim \\ 17:00 \end{array} \right)$ ○各部から、担当する指定避難所へ避難所担当職員を派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。
・休日 ・平日夜間 $\left(\begin{array}{c} 17:00 \\ \sim \\ 翌8:30 \end{array} \right)$	<ul style="list-style-type: none"> ○あらかじめ指定した各指定避難所近隣に居住する職員を、避難所担当職員として派遣し、開設体制を整え、被害、避難状況等を区本部へ報告させる。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設する。 ※区本部との連絡がとれない場合、又はそのいとまがない場合は、避難所担当職員の判断により避難所を開設する。
②宮城県に津波警報・大津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○津波警報等の発表に伴い避難が予想される避難所について、所管する区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し開設体制を整える。 ○避難者が発生した場合、区本部の判断で避難所を開設するとともに、担当各部から避難所担当職員を派遣する。 ※①に該当する場合は、発生と同時に各部からも担当職員を派遣する。
③避難勧告等発令時 ※①②によらないときで、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる事象が発生、又は発生すると予想される場合等	<ul style="list-style-type: none"> ○区本部は事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。
④その他の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、開設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。
<p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p>	

※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。

※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.105)で定める。

(3) 各部の措置

各部は、開設基準に従い、担当する指定避難所等へ避難所担当職員を派遣し、避難所の開設業務に当たらせる。

また、所管施設への避難者の発生、指定避難所からの二次的避難の必要性に伴い、所管施設を避難所として開設する必要がある場合は、災対本部及び施設管理者との連絡等、開設・運営に関する調整を行う。

(4) 区本部の措置

ア 開設基準に基づき、震度6弱以上の地震の発生により各部から指定避難所へ避難所担当職員が派遣される場合は、施設の被害、避難状況等について区本部へ報告させ、状況に応じて避難所開設を決定する。

イ 開設基準に基づき、津波警報・大津波警報の発表時において、避難が予想される避難所を所管する各区本部は、避難所への連絡、巡回確認等を実施し、状況に応じて避難所開設を決定する。

ウ 開設基準に基づき、震度、津波警報等の有無にかかわらず避難勧告等の発令が必要と認められる場合については、災対本部の指示により事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者に連絡を行い、開設体制を整える。

また、避難所担当職員の派遣について関係各部へ連絡し、状況に応じて避難所開設を決定する。

(5) 避難所担当職員の措置

ア 初動期の措置

既に避難者が集まっている場合は、施設管理者と協力し安全確認を行った上、一時的に体育館や大会議室等の広いスペースに誘導し、避難者の不安解消を図り、無用の混乱防止に努める。

イ 区本部への報告

施設の被害、避難状況等について、電話、FAX、防災行政用無線等を用いて区本部へ連絡し、避難所開設について区本部の決定を促す。ただし、連絡網の不通などにより区本部の決定を得られない場合は、避難所の状況から開設を判断し、事後に区本部への報告を行うものとする。

ウ 避難所の空間配置

避難所の空間配置に当たっては、避難人員等の状況を把握するとともに、可能な限り町内会等の意見を尊重して地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な管理に基づく運営となるよう配慮する。

エ 資機材等の設置

避難所を開設した際には、災害状況に応じて、資機材等の設置を行う。

オ 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者の処遇については、十分配慮すること。詳しくは、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.105)による。

(6) 施設管理者の措置

- ア 施設管理者は、区本部から避難所開設を要請された場合に備え、あらかじめ定める方法により、避難所として使用される施設の安全確認を目視で行い、避難所の開設体制を整える。
- イ 避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、施設管理者の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な収容措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。

(7) 避難状況等の報告（避難人員等の掌握）

避難所を開設したときは、区本部は、直ちにその旨を災対本部事務局に報告する。また、避難所担当職員は、下記の状況を区本部に報告し、区本部は、これを避難所別に取りまとめ、災対本部事務局に報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 収容人員、世帯数、傷病者数及び災害時要援護者の数等
- ウ 給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数
- エ 周囲の被害状況
- オ その他必要な事項

なお、上記の状況が変化した際には、避難所担当職員は区本部に適時報告し、更に区本部は、災対本部事務局に報告するものとし、この報告は、災対本部事務局で集約し、県に報告する。

(8) 大量避難者への対応（被害が甚大である場合）

地区内の指定避難所及び補助避難所等を開設してもなお、当該地区の避難者を全て収容できない場合は、区本部は、災対本部と協議し次の措置を行う。

ア 県有施設等への収容

本部長は、知事又は施設の管理者等に対して要請を行う。

イ 他区の避難所への収容

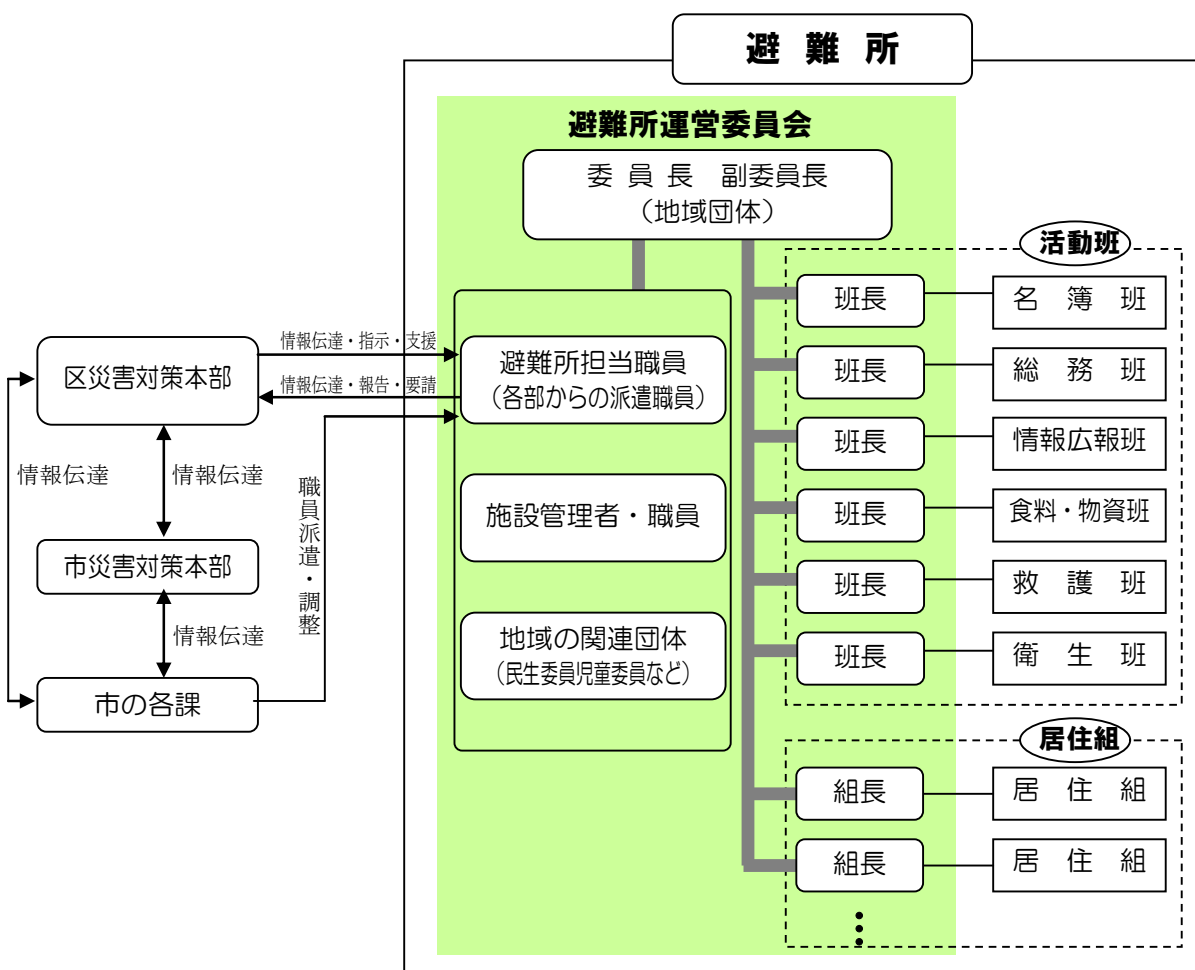
移送距離が長距離の場合には、交通部及び民間輸送機関の協力を得て車両等による移送手段を確保し、適宜車両等による輸送を行う。

3. 避難所運営 [関係各部、区本部]

避難所は、連合町内会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員がそれぞれの役割を果たし、協働して運営するとともに、「避難所運営委員会」の早期立ち上げに努め、避難者が自主的に管理運営できる体制への移行を図る。

また、避難所運営では、災害時要援護者や男女のニーズ、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努める。（詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照）

〈避難所運営委員会組織図〉



(1) 各部の措置

各部は、避難所担当職員の派遣により、施設管理者、地域団体、避難者、及び地域の各種団体等と連携した避難所運営に携わらせるとともに、適時交代職員を派遣し、適切な申送りをさせることにより、円滑な避難所運営のバックアップを図る。

(2) 区本部の措置

区本部は、避難所担当職員からの報告等により、区内の避難所の状況を的確に把握し、必要に応じ災対本部と協議をし、避難所の以下の管理・運営のバックアップを図る。

- ア 連絡体制等の確保（本部避難所間、臨時公衆電話、携帯電話充電器の設置等）
- イ 必要物資等の手配（毛布、食料、飲料水、生活用水、衣類、食器、カイロ等）
- ウ 復旧情報の提供（水道、ガス、電気、電話、道路等）
- エ その他の支援業務

(3) 避難所担当職員の措置

避難所担当職員は、地域団体、避難者、施設管理者等と連携しながら、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により避難所内の課題解決に向けた要請・調整を行う。

併せて、避難者のニーズの把握、災害時要援護者や男女のニーズへの配慮、健康管理やプライバシーへの配慮等に努める。

(4) 施設管理者等の措置

避難所施設の施設管理者や職員は、避難者の居住スペースや共有スペースを設置する際の調整や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に、運営の支援を行う。

(5) 避難所運営委員会の活動

ア 避難者への配慮

避難所では、年齢、性別、国籍、障害の有無など、避難者の形態も様々であることから、避難所運営の各種活動については、以下のような点に配慮しながら実施する。

① 災害時要援護者への配慮

居住空間や物資、避難所での行動など、災害時要援護者への配慮を十分に行うとともに、必要に応じて、福祉避難所や医療機関等の他施設での受入れ等について、区本部との協議を行う。

（第 13 節「災害時要援護者への対応計画」P. 105 参照）

② 男女のニーズへの配慮

男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、男女のニーズに対する配慮に努める。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮する。

③ 多様な文化的背景への配慮

様々な文化や習慣の違いがあることを踏まえ、可能な範囲で環境の整備や食料の配付などに配慮する。

イ 避難所運営で行う主な活動

以下の活動について、避難者の積極的な参加を促し、避難所運営委員会を中心に実施する。

① 避難者の把握（名簿班）

避難者の状況確認や安否確認への対応を行うため、避難者名簿の作成を行い、区本部へ報告する。

避難所開設当初は多数の避難者により混乱を招くことがあるため、開設当初は人数の確認と報告に重点をおき、名簿の作成は避難所の状況を考慮して実施するなど、柔軟な対応により実施する。

② 避難所の空間配置（総務班）

避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行う。

居住スペースについては、可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、災害時要援護者に配慮した割り振りを行う。

また、共有スペースについては、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、男女のニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。

③ 避難所の規律・防火・防犯（総務班）

避難所内のルールを明確にし、避難者への周知徹底を図る。

また、防火・防犯のため避難所内の巡回確認等を協力して実施する。

④ ボランティアの要請・管理（総務班）

避難所の活動に関して支援が必要な場合には、各区災害ボランティアセンターに連絡し支援を要請するとともに、ボランティアの受入れ及び活動の指示を行う。

専門的な知識・技術を要するボランティアについては、避難所担当職員から区本部を通して関係各部へ連絡し調整を図る。

⑤ 各種情報の受発信（情報広報班）

避難所運営マニュアルの各種様式により、避難所の状況、避難者数、必要物資等を区本部へ報告するとともに、区本部からの情報を掲示し避難者へ提供するなど、避難所と区本部間の情報伝達を逐次実施する。

⑥ 食料・物資の確保（食料物資班）

避難所内で必要な食料や物資について把握するとともに、不足する場合は要請し確保する。開設当初は、避難所の備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等を活用するとともに、区本部あてに要請を行い、物資集配拠点からの支援開始後は、避難所へ配送を行う配送業者等に直接要請する。

必要な食料や物資の把握を行う際は、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーへの配慮に努める。

⑦ 救護・支援（救護班）

けが人や急病人に対する応急処置や救急車の手配等、救護や支援を実施する。

また、避難長期化に備え、避難者の健康状態に配慮するとともに、必要に応じて、ボランティアの要請や、医療機関への受入れの要請を行う。

⑧ 水の確保（衛生班）

避難所における断水時の飲料水、生活用水について、以下の方法により確保し、効率的に活用する。

- a. 備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用
- b. 施設の受水槽の活用
- c. 非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通じて水道部へ給水所の開設を要請
- d. 給水車による応急給水について、区本部を通じて水道部に要請
- e. 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用

⑨ トイレの確保（衛生班）

トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否を早期に確認するとともに、被害状況により、用水を確保して使用したり、災害用簡易組立トイレを設置する等、対応を決定する。

なお、災害用簡易組立トイレを設置する場合には、災害時要援護者や性別、プライバシーへの配慮に努める。

⑩ 衛生環境の整備（衛生班）

ごみ集積場所を設置し、分別等の利用計画を徹底するなど、避難所の衛生環境の整備に努める。また、ごみ処理・し尿処理については、区本部を通して環境部へ定期的に要請する。

⑪ ペット飼育管理の指導（衛生班）

ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置し受け入れる。

ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努める。

(6) 避難長期化対策（被害が甚大である場合）

被害が甚大である場合、避難生活の長期化が見込まれるため、以下の体制や環境の整備について適時行うものとする。

ア 避難所運営委員会の自主運営

避難所運営委員会については、開設当初の地域中心の形から避難者中心へと移行されるよう避難者の参画を推進し、自主的な管理・運営体制を早期に確立する。

イ 生活環境の確保

避難生活が長期化する場合は、防犯などの安全確保やストレス・衛生環境等への対策が必要となることから、間仕切りの設置等によるプライバシーの確保や入浴・洗濯等の日常生活の確保、避難所での生活に関する相談・健康相談・指導を区本部と連携しながら行う。

(7) 避難所の集約・閉鎖

ア 応急仮設住宅等の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努める。

（第 33 節「住宅応急対策計画」P.184 参照）

イ 避難所の集約・閉鎖

避難者の退所及び仮設住宅の提供等による避難者の減少に伴い、避難所の状況に応じて、区本部の判断により避難所の集約・閉鎖を段階的に実施する。

(8) 補助避難所の運営

指定避難所を補完する施設として位置づける補助避難所については、地域、市、施設の事前協議により定めた「地域版避難所運営マニュアル」に基づき、指定避難所との連携の下、地域団体を中心として運営する。

第 13 節 災害時要援護者への対応計画

〔市民部、健康福祉部、子供未来部、各部、区本部〕

本節では、共通編 第 2 部 第 2 章 第 11 節「災害時要援護者対策の推進」(p.135)で対象とした災害時要援護者に対する応急対策について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
市民部	・外国人の支援に関すること
健康福祉部	・社会福祉施設等との連絡調整に関すること ・緊急援護の調整に関すること
子供未来部	・社会福祉施設等との連絡調整に関すること
区本部	・要援護高齢者・障害者等の支援に係る連絡調整に関すること

2. 在宅の高齢者及び障害者に対する応急対策〔健康福祉部、区本部〕

災害発生時及びそのおそれがあるとき、在宅の高齢者及び障害者に対する支援については、地域住民相互による共助を基本とする。

避難所での生活が困難な方及び地域での支援が困難な重度障害の方については、区本部が必要な支援を行う。

(1) 災害時要援護者支援窓口の開設

各区本部は、保健福祉班に災害時要援護者支援窓口を開設し、災害時要援護者に関する情報の収集に当たり、緊急援護の受付、健康福祉部との連絡調整等を行う。

(2) 地域団体等による支援

地域団体等は、在宅の災害時要援護者の安否確認や災害情報の伝達に努め、状況に応じて救護・救出及び要援護者の避難誘導を行うものとし、対応が困難あるいは危険と判断される場合は区本部及び消防部へ支援要請を行う。

(3) 福祉避難所の開設

ア 開設の決定

災害時、各区本部は、指定避難所に職員を派遣して、災害時要援護者等の相談業務を行い、本人の心身の状態及び指定避難所での生活状況等を把握し、健康福祉部に報告する。健康福祉部は、災害時要援護者の状況及び福祉避難所に指定している施設の受入れ体制を確認の上、福祉避難所の開設を決定する。

イ 入所調整及び移送

開設の決定後、各区本部は、各指定避難所に派遣した職員がとりまとめた災害時要援護者の心身の状態等を勘案して、福祉避難所となっている施設に対して受入れ依頼を行う。対象者の移送については各区本部による調整を基本とし、状況に応じて災害時要援護者の家族及び受入れ施設、福祉サービス事業者等の協力を得ながら、適切な方法により移送する。

指定避難所等への避難が困難な在宅の障害者等については、区本部の判断により福祉避難所への直接避難も可能とする。

(資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)

3. 社会福祉施設等への応急対策〔健康福祉部、子供未来部、区本部〕

(1) 入所者等の安否確認と施設被害状況の確認

社会福祉施設等は、利用者及び職員の安否、施設の被害状況等を確認し、健康福祉部及び子供未来部へ報告を行う。

報告を受けた各部は内容を精査し、所管する施設等への支援の必要性等の検討を行う。

(2) 食料及び生活関連物資の供給

市は、ライフライン及び物流の途絶から、施設において食料及び生活関連物資の購入ができない状況となった場合、救援物資を配送する。

4. 在宅要援護者への支援対策〔健康福祉部、子供未来部、区本部〕

自宅から単独で外出することができない災害時要援護者に対して、地域団体等の協力により在宅要援護者として必要な支援を行う。

(1) 対象となる方

次のうち、自宅から単独で外出することができない方とする。

ア 災害時要援護者

災害時要援護者情報登録制度の登録者を含む、地域等で把握している要援護者

イ 被災したことにより手助けが必要な方

妊産婦、乳幼児のいる家庭など

(2) 支援内容

ア 定期的な安否確認や災害情報の提供

イ 食料、生活物資等の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、地域団体等の協力を得ながら、巡回等も含めた食料・物資等の配付

5. 外国人支援対策 [市民部]

災害時に、仙台国際センターに仙台市災害多言語支援センターを設置し、同センターを運営する仙台国際交流協会と共に、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するほか、多言語による情報提供・相談にも対応する。

- (1) 関係機関、団体から外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集する。
- (2) 災害情報等について多言語に翻訳し、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用して提供する。
- (3) 多言語による相談窓口を設けるほか、状況に応じて災害時言語ボランティアの派遣を行う。

6. 避難所での配慮 [各部、区本部]

避難所の運営に当たっては、「避難所運営マニュアル」等に基づき災害時要援護者の障害及び健康の状態等に応じ、以下の点に十分配慮する。

- (1) 他の避難者の協力を得て、環境の良い避難スペースを災害時要援護者に優先的に確保する。
- (2) 避難所での生活が困難な場合は、より環境の良い補助避難所への移動に配慮するとともに、災害時要援護者の状況に応じて福祉避難所への移送について各区本部と協議する。
- (3) 食料、飲料水など生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行う。
- (4) 障害者も利用可能な仮設トイレ及びプライバシー確保のための間仕切りの設置のほか、避難所のバリアフリー化等生活環境に対する配慮を行う。
- (5) 災害時要援護者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に十分配慮する。
- (6) 健常な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努める。
- (7) 必要に応じ、災害時要援護者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者や災害時障害者ボランティアの派遣を要請する。
- (8) 仙台市災害多言語支援センターから発信される情報や、各避難所に設置してある災害時多言語表示シート、必要に応じて災害時言語ボランティアの派遣などを活用し、避難所においても外国人がスムーズに情報を入手できるよう配慮する。

7. 応急仮設住宅入居への配慮 [健康福祉部]

身体的、精神的に虚弱な状態にある等の理由により、避難所での生活が困難と認められる高齢者、障害者等及びその家族に対しては、応急仮設住宅への優先的入居に配慮する。

8. 災害時要援護者の安全確保策（被害が甚大である場合）

大規模災害により甚大な被害が発生した際、ライフライン（電気、ガス、水道、下水道など）の断絶、通信手段の途絶による環境の急激な劣悪化は、災害時要援護者にとって身体生命の危険を引き起こしかねない問題となる。

医療機器や、予備バッテリー、ミルク、オムツ等の必需品の破損、遺失等が発生する可能性や、支援する方が被災することによる災害時要援護者支援計画自体が機能しない場合が憂慮されることから、市は甚大な被害が発生した場合の対応策を以下のように定める。

- ・ 町内会や地域団体等における支援活動が可能な状況にあるか、避難所担当職員により至急確認する。
- ・ 地域団体等が支援できない場合は緊急救助等の必要な措置をとる。
- ・ 災害時要援護者の状況により、区本部の判断で自宅から福祉避難所へ直接移送することも可能とする。

第 14 節 物資供給計画

〔総務企画部、財政部、健康福祉部、経済部、区本部〕

本節では、家庭内備蓄や市場での調達により食料及び生活物資を確保することが困難な者に対して、食料等物資を円滑に供給するため、物資の調達、救援物資の受入れ及び物資集配拠点の運営について定める。

なお、医療関連物資については、第 10 節「医療救護・保健・防疫計画」(p. 82) に定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
総務企画部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関すること
財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関すること
健康福祉部	・災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する こと
経済部	・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関すること ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関すること ・物資集配拠点の開設の決定に関すること ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関すること ・物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関すること ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関すること
区本部	・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関すること

2. 食料の供給 〔総務企画部、財政部、健康福祉部、経済部〕

避難所に避難している被災者や、住家の被害により炊事ができない被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保する。

なお、食料の確保に当たっては、災害時要援護者、アレルギー疾患等に配慮する。

(1) 対象者

- ア 避難所に避難している者
- イ 住家の被害により、炊事ができない者
- ウ 救出救援活動に従事する者
- エ その他本部長が必要と認めた者

(2) 食料の確保

ア 備蓄食料の活用

災害発生後 48 時間以内は、交通機関等も混乱していることから、市立学校、市民センター等に備蓄されている食料の配付を行う。

イ 協定に基づく調達

災害時における食料供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、食料の確保、炊き出しを実施する。

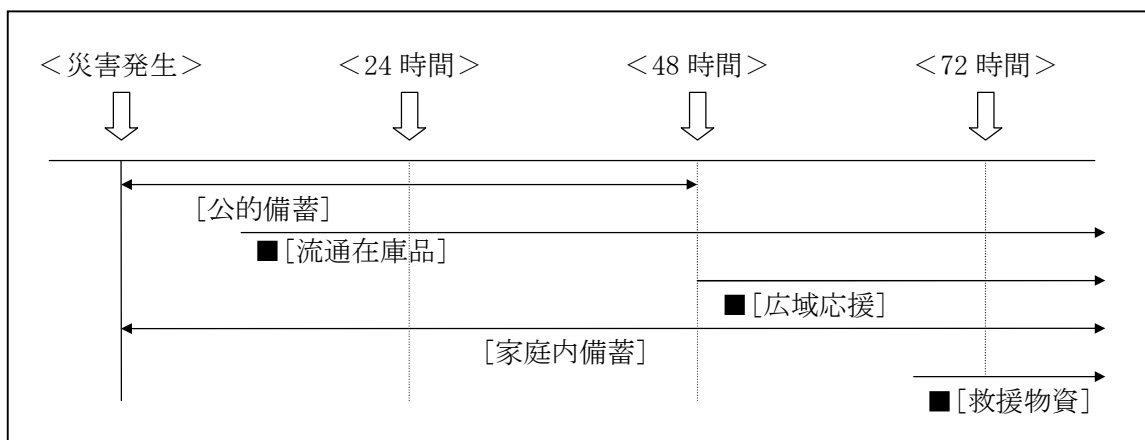
ウ 知事に対する応急配給の要請

前記ア及びイの方法でなお不足が生じる場合は、知事に対して応急配給の要請を行い、配給を受ける。

エ 産業給食による提供

弁当など調理・加工した食事の提供を行う。

<時系列的調達方法>



(3) 食料の輸送

ア 備蓄食料（拠点備蓄）

食料の輸送は、区本部総務班が実施する。

イ 調達食料

食料の輸送は、原則として、協定機関及び団体が行うものとするが、必要に応じ、災对本部事務局は、財政部及び経済部と調整の上、宮城県トラック協会等に協力要請を行うなど、効率的な食料輸送を実施する。

(4) 食料の配付

配付は、原則として、避難所において行う。

ただし、障害者及び高齢者等の要援護者や被災したことにより支援が必要となる妊産婦などで自宅から外出することができない者に対しては、食料の購入ができない状況が長期化する場合等において、健康福祉部は地域団体等の協力を得て必要に応じて巡回等により配付を行う。

(5) 職員への食料調達

原則として、各自が行う。ただし、食料の調達が困難な場合又は職場を離れることが困難な場合は、総務企画部及び各部において食料を調達し、配付する。

3. 生活物資の供給 【財政部、健康福祉部、経済部】

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最小限必要な生活必需品を配付し、被災者の生活を安定させる。

なお、生活物資の確保に当たっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮する。

(1) 対象者

ア 避難所に避難している者

イ 住家の被害により、生活上必要な被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損したために、日常生活を営むことが困難な者

ウ その他本部長が必要と認めた者

(2) 物資の確保

ア 協定に基づく調達

災害時における生活物資の供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、物資を確保する。

イ 知事に対する応急配給の要請

アの方法でなお不足が生じる場合は、知事に対して応急配給の要請を行い、配給を受ける。

(3) 物資の輸送

物資の輸送は、原則として、協定機関及び団体が行うものとするが、必要に応じ災対本部事務局は、財政部及び経済部と調整の上、宮城県トラック協会等に協力要請を行うなど、効率的な物資輸送を実施する。

(4) 物資の配付

配付は、原則として、避難所において行う。ただし、障害者及び高齢者などの要援護者や被災したことにより支援が必要となる妊産婦などで自宅から避難することができない者に対しては、生活物資の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、健康福祉部は地域団体等の協力を得て必要に応じて巡回等により配付を行う。

4. 物資集配拠点の開設・運営（被害が甚大である場合）〔経済部〕

地震による被害が広域にわたるなど必要な場合には、災対本部は、食料、生活物資その他の物資を一元的に管理し、効率的に配分するための物資集配拠点を設置することを決定する。

災対本部の決定を受けて経済部は、災害発生後おおむね 48 時間以内を目途に、物資集配拠点を開設するとともに、民間の運送事業者を主体的に活用しながら、災対本部の指示に基づき、直接避難所等へ物資を配送するシステムを構築し、運用する。

（資料 8-7 「物資集配拠点候補施設一覧」参照）

(1) 物資の先行確保

物資需要に速やかに対応するため、あらかじめ想定される物資については、民間企業等との協定等を活用し、先行的に確保する。

(2) 避難所における物資需要の把握

物資の配送と同時に、各避難所で作成された配送依頼表に基づき、必要な物資の種類及び数量を把握する。

(3) 配送計画の作成

物資需要に応じた適切な配分を行い、かつ各避難所に効率的に配送するため、配送計画を作成する。

(4) 支援の要請

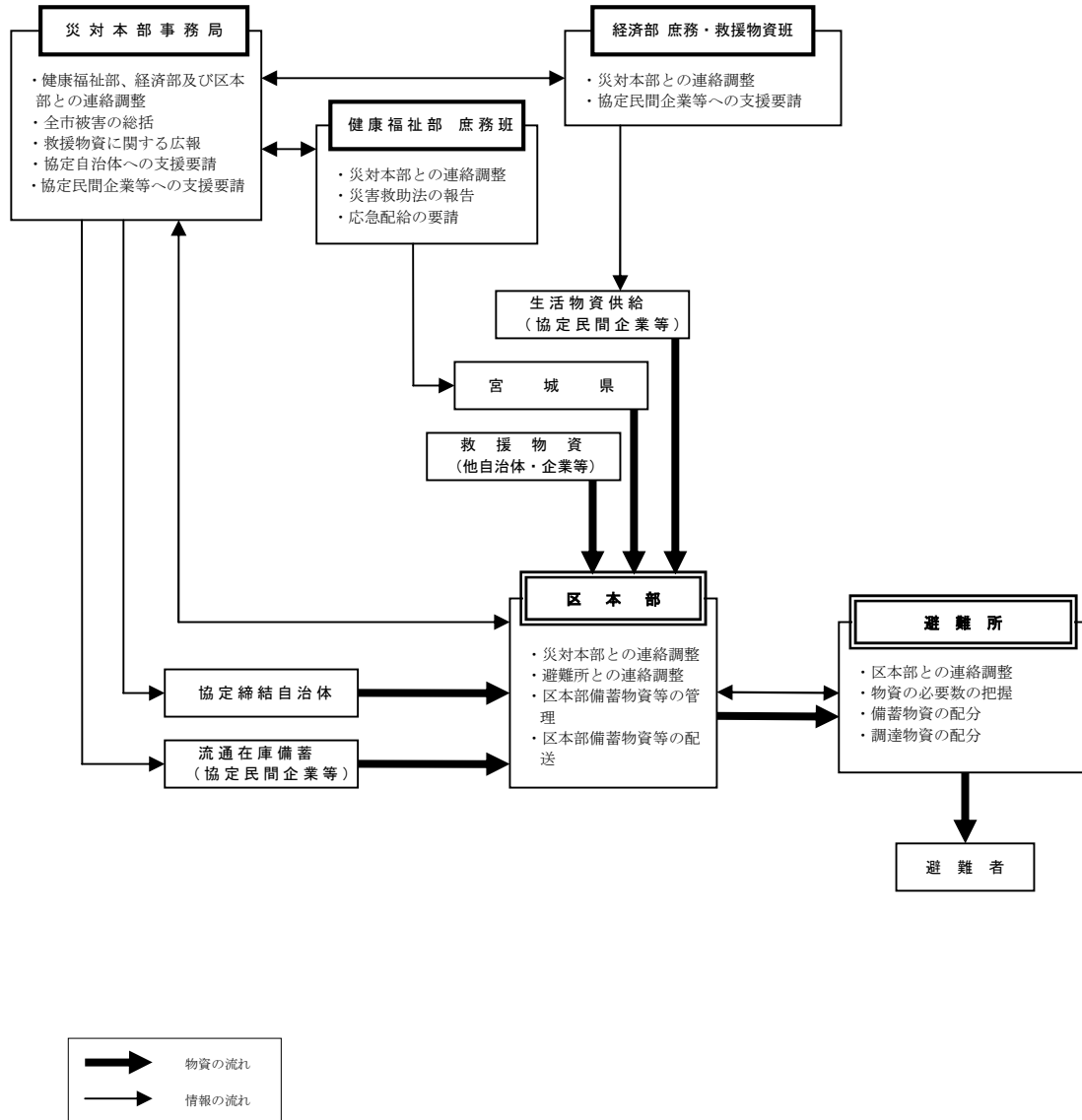
備蓄物資及び調達物資等によってもなお物資に不足を生じる場合には、報道機関等を通じて広く支援を要請する。また、円滑な受入れ・配送を行うため、救援物資を送る際の配慮事項について周知を行う。

(5) 救援物資の受入れ

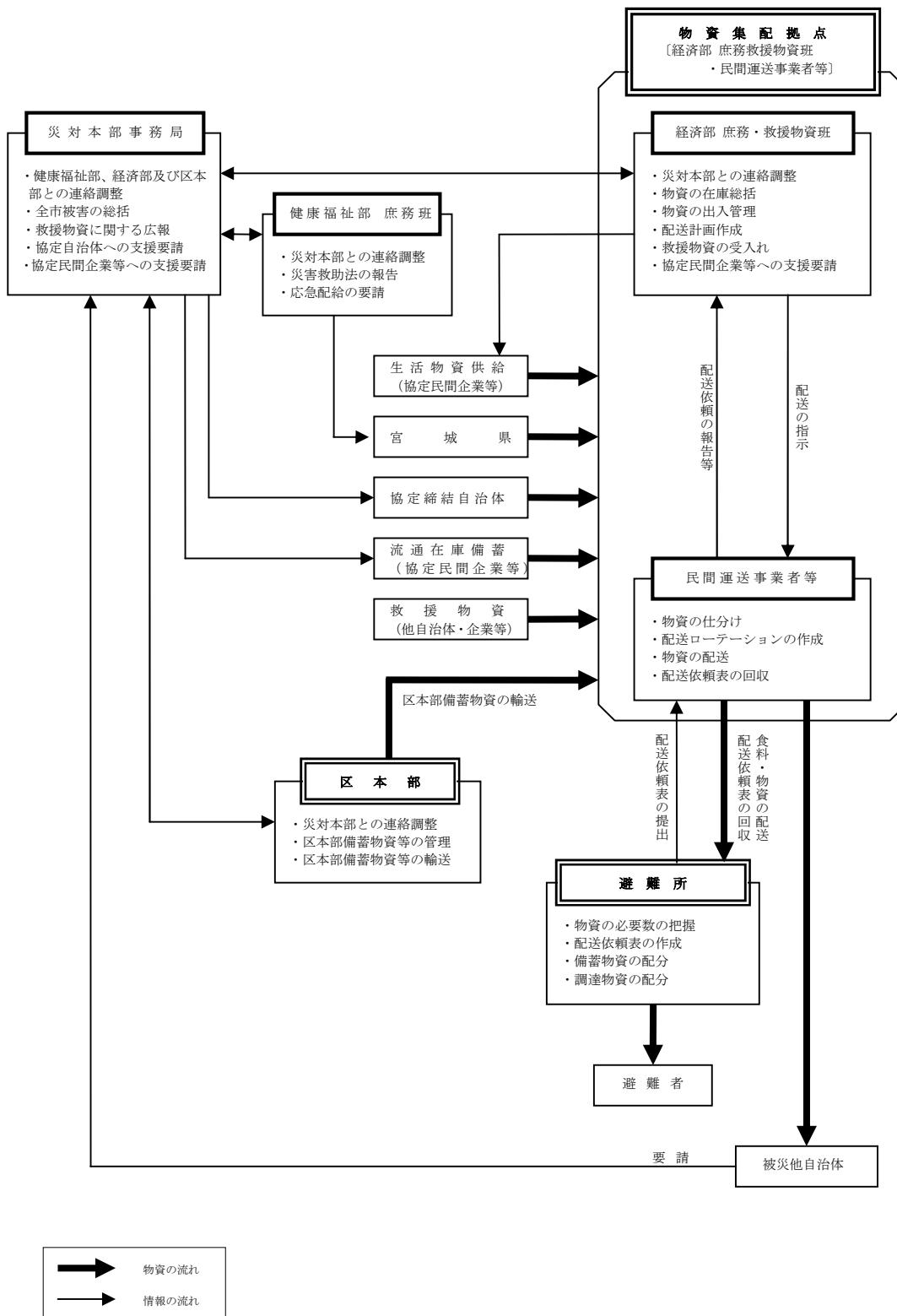
本市に寄せられる国内外からの救援物資について、打診に対する判断及び回答は災対本部が行うものとし、経済部及び関係部と調整の上迅速に実施する。

受け入れる救援物資については、物資集配拠点において備蓄物資等と併せて管理し、配送計画に基づき各避難所に配送する。

〈物資供給フロー図（物資集配拠点が設置される前）〉



〈物資供給フロー図（物資集配拠点が設置された後）〉



第 15 節 緊急輸送計画

〔財政部、市民部、経済部、都市整備部、建設部、会計部、消防部、交通部、各部、区本部〕

本節では、災害時における消防活動、医療活動、物資輸送等を円滑に実施するため、緊急輸送ルート確保、輸送手段確保等に係る緊急輸送計画について定める。

1. 実施機関及び担当業務

項目	実施機関	担当業務
1 緊急輸送ルート確保	市民部	・宮城県警察、交通指導隊との連絡調整
	経済部	・空港港湾施設の被害の把握
	都市整備部	・公共交通に関する情報の収集
	建設部	・道路交通情報の収集
	建設部、区本部	・災害対策上重要な所管道路の緊急啓開
	宮城県警察本部	・交通規制及び交通秩序の維持に関すること
2 輸送手段確保	財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げ
	会計部	・公用車用燃料の調達に関すること
	交通部	・緊急輸送に関する車両等の提供
3 緊急輸送に関する調整	災対本部事務局	・緊急輸送に関する調整
4 緊急輸送の実施	消防部	・緊急空中輸送に関すること ・応援ヘリコプター(消防防災ヘリ)の活動調整
	各部	・災害応急対策に必要な物資等の輸送
	区本部	・公用車の運行調整

2. 輸送の対象

段階	輸送対象
第1段階	ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員及び物資 エ 医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア 第1段階の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への搬送 エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3段階	ア 第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

3. 道路交通の確保 〔市民部、建設部、区本部〕

(1) 道路被災状況の把握

建設部及び区本部は、事前に定めた緊急輸送路を中心に、速やかにパトロールを実施し、道路、橋梁の被害状況などを把握する。

(2) 通行禁止等の実施

建設部、区本部は、災害により道路の破損その他の理由により通行が危険と判断したときは、通行禁止の措置をとるとともに警察関係機関その他の関係機関に通知する。

<通行制限、交通規制の実施者と根拠法>

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事を行うため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
公安委員会	1 地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなどのため必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条第1項 道路交通法第4条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなどのため、必要があると認められる場合	道路交通法第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合	道路交通法第6条第4項

(3) 道路啓開等の実施

建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。

なお、道路啓開を行う路線の優先順序を決めるに当たっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災对本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。

ア 公安委員会による緊急交通路の指定

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等の箇所を考慮の上、被災地区外からの応援や緊急物資輸送を主に位置づけられた道路で、災害発生時には緊急通行車両、規制除外車両のうち自衛隊車両等及び人命救助、輸送施設等の応急復旧等の事前届出確認済車両以外の一般車両の通行を規制する全国規模のネットワークとして構成する路線。

イ 宮城県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会指定緊急輸送道路

災害発生時の救急、消防、緊急物資・道路復旧資機材の搬出入のため、必要最小限通行を確保する県域でのネットワーク構成路線及び災害復旧活動の支援等に用いる河川敷道路。優先順位は以下のとおり。

- 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する。
- 第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と市・区役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害拠点病院、自衛隊等）を連絡する。
- 第3次緊急輸送道路 その他の防災・輸送拠点との連絡を図る。

ウ 仙台市指定緊急輸送道路

前記緊急輸送道路を補完し、その他の防災や輸送のための拠点との連絡を図る道路で、市域全体や各区の幹線路線をネットワークして構成する路線。位置づけは第3次となる。

(資料 8-2「緊急輸送道路ネットワーク計画路線図」参照)

応急措置及び体制については、第17節「二次災害の防止」(p.127)に定めるところによる。

(4) 緊急交通路の指定

警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合、災害対策基本法の定めるところにより公安委員会が指定した「緊急交通路」において、緊急通行車両、規制除外車両のうち自衛隊車両等及び事前届出確認済車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、必要な交通規制を実施し、交通秩序の維持に当たる。

(第23節「災害警備活動・交通規制計画」P.158参照)

(5) 交通指導隊の活動

市民部及び区本部は、災害時の交通混乱を防止するため、仙台市交通指導隊に出動要請を行い、警察署等との連携を密にしながら交通安全の確保に協力する。

4. 輸送車両等の確保 【財政部、経済部、会計部、消防部、交通部】

(1) 市保有車両の使用

原則として、各部及び区本部所有のものを第一次的に使用し、不足を生じる場合は、財政部所管共用車両を使用する。

(2) 車両の借り上げ

財政部は、各部及び区本部で必要な車両に不足を生じる場合は、災対本部事務局と協議の上、民間企業等から調達を行い、請求を行った各部及び区本部に引き渡す。

(3) 協定に基づく車両等の要請

災対本部事務局は、必要に応じ、財政部と調整の上、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」（資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）に基づき宮城県トラック協会に対し、車両及び人員の応援を要請する。

(4) **交通部、県知事、他都市への車両等の要請**

上記(2)及び(3)の方法によっても、なお不足を生じる場合、災対本部事務局は、交通部、知事、他都市等へ応援協力の要請を行う。

(5) **車両の独自の調達**

水道部、交通部、ガス部、消防部及び市立病院部は、独自の調達計画を定める。

(6) **燃料の確保・供給**

燃料の確保及び供給については、第19節「燃料確保・供給計画」(p.138)に定める。

(7) **緊急通行車両の確認**

災害対策基本法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両通行の禁止又は制限がなされた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受ける。

ア あらかじめ事前届出済証の交付を受けている車両については、所管する各部及び区本部が警察署・緊急交通路の交通検問所等において交付を受ける。

イ 事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部及び各区本部で緊急通行車両等確認申請書、自動車検査証及び輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(指定行政機関等の上申書等)により管轄の警察署に申請し、交付を受ける。なお、申請に当たっては、「大規模災害に伴う交通規制実施要領」に定める別記様式第1号を2枚作成し、管轄の警察署に申請するものとする。

ウ 財政部が調達した車両については、財政部で緊急通行車両等確認申請書により、上記イと同様に管轄の警察署に申請し、交付を受ける。

(資料 8-3「大規模災害に伴う交通規制実施要領」参照)

5. 空路輸送 [消防部]

(1) **消防防災ヘリコプターの活用**

災害の状況によりヘリコプターによる空路輸送を必要とするときは、災対本部事務局は、消防部と協議の上、消防防災ヘリコプター(消防組織法等に基づく応援ヘリコプターを含む)の活用を図る。

なお、救急・救助のためのヘリコプターの活用については、第9節「救急・救助計画」(p.80)に定めるところにより消防部が行う。

(2) **自衛隊その他の機関への空路輸送の要請**

災対本部事務局は、必要に応じ、自衛隊その他の機関にヘリコプターによる空路輸送の要請を行う。

(資料 8-4「各機関所有のヘリコプター一覧」参照)

(3) ヘリコプターによる空路輸送ニーズに関する調整

各部及び区本部のヘリコプターの利用ニーズは、災対本部事務局で取りまとめ、消防部、自衛隊その他の機関に伝える。

(4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定

災対本部事務局は、消防部、警察、自衛隊等の関係機関と協議の上、下記の離着陸場一覧及びその他適当な箇所の中から空路輸送拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定を行うとともに、ヘリコプターの離着陸に伴う安全の確保のための措置をとる。

<離着陸場一覧>

区分	名称	所在地
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングバレー訓練場 宮城県消防学校屋外訓練場 深沼（旧仙台市消防ヘリポート）	仙台市泉区福岡字蒜但木 1-84 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字向大倉山地内 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2
飛行場外離着陸場適地	（資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）	

※1 上記のほか、霞の目飛行場（陸上自衛隊）があり、非常時には管理者の許可を受けて使用することができる。

※2 飛行場外離着陸場は、仙台消防ヘリコプター（仙台市消防局）の離着陸場として国土交通大臣の許可をとっており、平常時でも離着陸可能な場所を掲げた。

※3 飛行場外離着陸場適地は、国土交通大臣の許可を受けていないが、緊急時の離着陸場適地として、あらかじめ仙台市消防局が選定した場所を掲げた。

6. 海上輸送

災害の状況により海上輸送が有効と認められる場合は、知事を通じて関係機関に協力を要請する。

7. 災害時の緊急輸送に関する調整 【建設部】

(1) 道路交通情報の収集

建設部は、警察、日本道路交通情報センター等から交通規制状況、道路の啓開状況その他道路輸送に必要な情報を集約の上、災対本部事務局並びに各部及び区本部に情報を提供する。

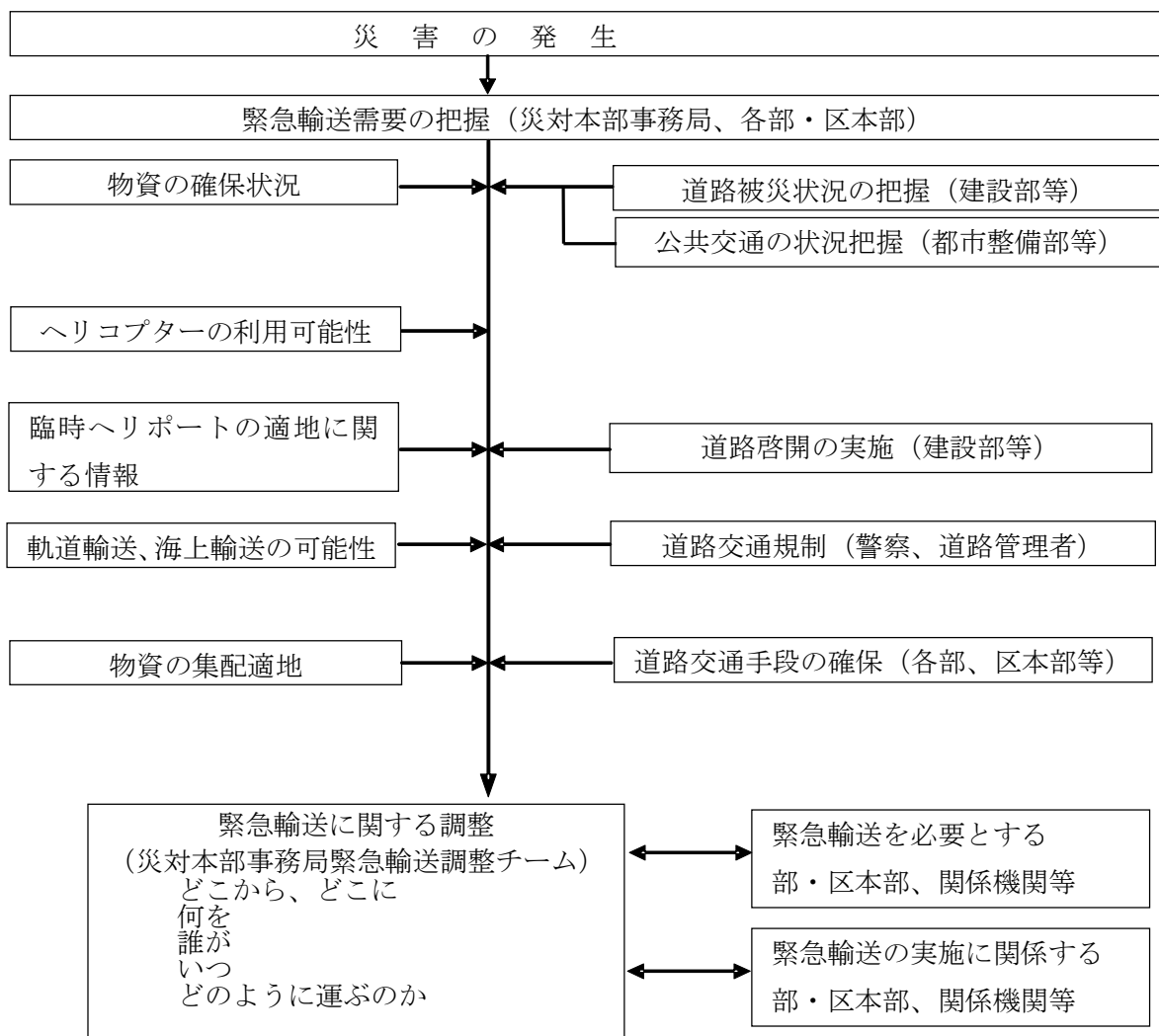
(2) 緊急輸送に関する調整

災対本部は、下記の状況を確認し、効率的な緊急輸送を行うことができるよう、関係する部及び区本部並びに関係機関と必要な調整を行う。

この場合、災対本部は、必要に応じ、都市整備部（総合交通政策班）その他関係機関の協力を受け、災対本部内に「緊急輸送調整チーム」（仮称。以下同じ）を組織し調整に当たる。

- ア 道路交通情報（建設部）
- イ 公共交通に関する情報（都市整備部）
- ウ 物資の集積及び配送（経済部）
- エ 避難所の開設状況（区本部）
- オ ヘリコプター離発着場の設置状況（消防部）
- カ 輸送手段の確保状況（財政部、交通部）

<輸送に関する調整フロー>



第 16 節 廃棄物処理計画

〔環境部〕

本節では、震災に伴い発生した倒壊家屋等の震災廃棄物及び一般廃棄物（生活ごみ及びし尿）の処理について定める。

また、本市域の一部又は全部が、災害対策基本法第 86 条の 5 に基づく廃棄物処理特例地域として指定された場合は、震災廃棄物等の迅速な処理を行うため、国等と連携のうえ、迅速かつ効率的な対応を図るよう努めるものとする。

1. 実施機関及び担当業務

実 施 機 関	担 当 業 務
環 境 部	<ul style="list-style-type: none">・ 一般廃棄物処理の総括に関する事・ 廃棄物処理業者への指導及び連絡調整に関する事・ 一般廃棄物及び産業廃棄物排出事業者の指導に関する事・ その他廃棄物の処理の指導に関する事・ 指定避難所における仮設トイレの調達及び撤去等に関する事・ 災害時の廃棄物の応急収集及び処分に関する事

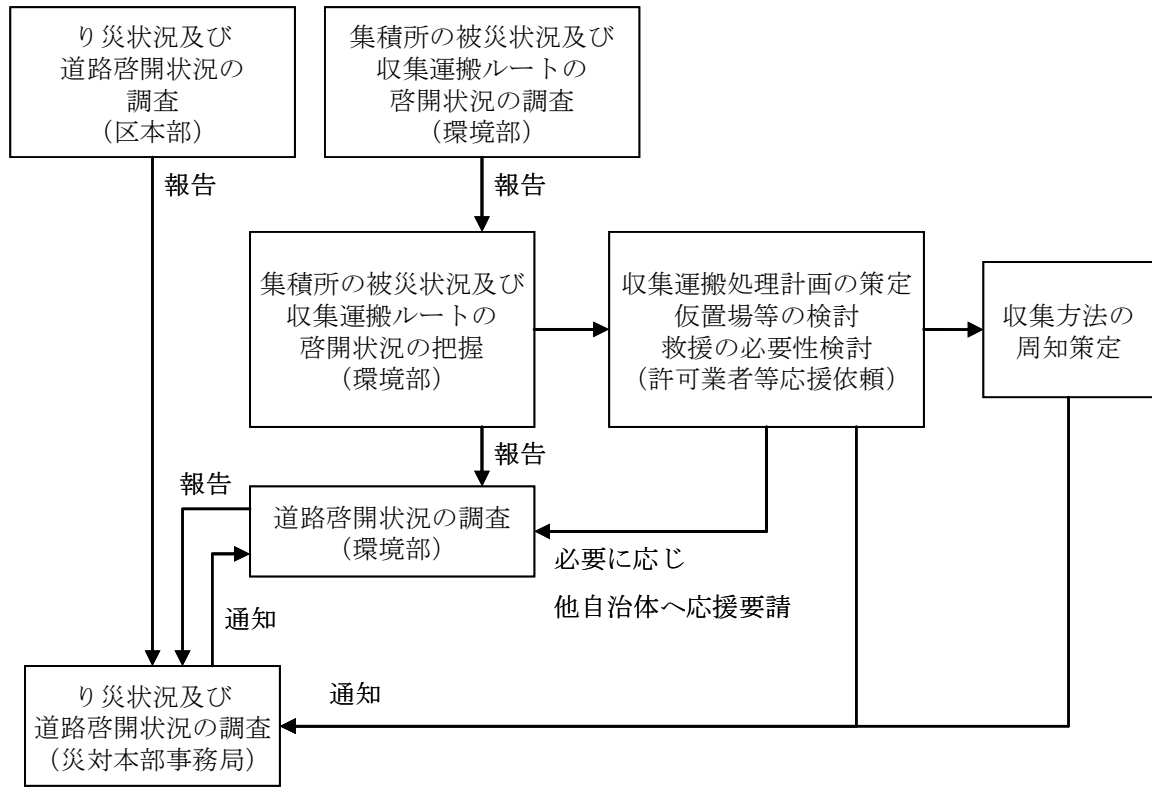
2. 一般廃棄物の収集運搬 〔環境部〕

(1) 生活ごみの収集処理

ア 生活ごみの収集

集積所、収集運搬ルート、処理施設の状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。収集運搬処理計画を策定するに当たっては、委託業者との相互応援体制を整備し、可能な限り委託を中心とした通常の収集方法、ルートによる収集処理体制づくりを図る。

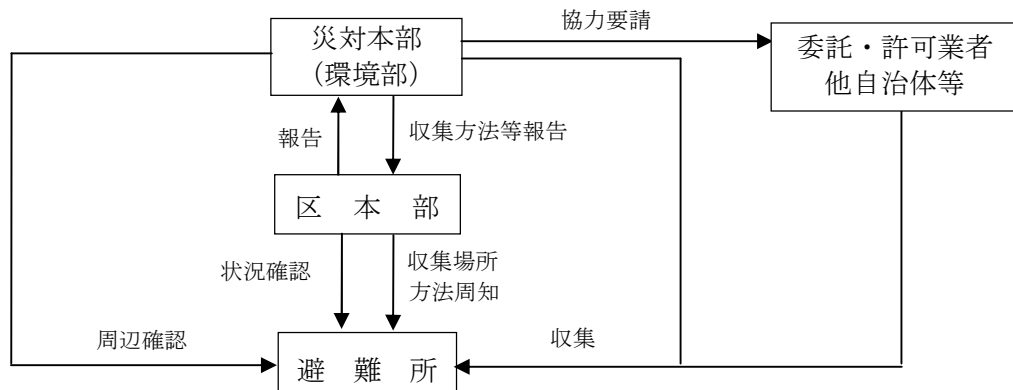
〈生活ごみの収集・処理フロー図〉



イ 避難所の生活ごみ対策

- ① 区本部からの避難所開設状況の報告に基づき、状況を把握した上で、災害時の収集運搬処理計画に取り込み、避難所における生活ごみの収集処理を行う。
- ② 収集運搬処理計画に取り込むに当たり、保健衛生面等に配慮するとともに、必要に応じ別ルートによる収集も検討する。

〈避難所ごみ処理フロー図〉



ウ 処理方法等

廃棄物処理施設においては、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ報告するとともに、施設班においては、被害状況を踏まえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。また、復旧後の震災廃棄物の受入れに際しては、り災証明書等を活用した処理手数料の減免について検討する。

(資料 9-9「一般廃棄物収集運搬委託業者一覧」参照)
(資料 9-10「一般廃棄物（ごみ）収集運搬車両一覧表」参照)

(2) し尿の収集処理

ア し尿の収集・処理方法

- ① 収集運搬ルート、し尿処理施設の状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。収集運搬処理計画を策定するに当たっては、可能な限り委託を中心とした通常の収集方法、ルートによる収集処理体制づくりを図る。
- ② 貯留槽、し尿処理施設については、災害発生直後に施設の被害状況を調査し、必要な緊急措置を講じる。また、施設の被害状況、応急措置の内容については、速やかに環境部施設班へ報告するとともに、施設班においては、被害状況を踏まえて、各種設備の仮復旧措置等早期に復旧を図るために必要な措置を講じる。
- ③ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、収容世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している災害用簡易組立トイレ等を設置して処理する。
- ④ 指定避難所以外の世帯で、水洗トイレ使用世帯においては、河川水、くみ置き水等によって水を確保し、極力下水道機能の活用を図るが、水洗トイレの使用不能等必要に応じ災害用携帯型簡易トイレの配布を検討する。

イ 仮設トイレ設置体制等

- ① 指定避難所における仮設トイレ設置については、災害発生直後の初動体制として備蓄している災害用携帯型簡易トイレや災害用簡易組立トイレにより対応するが、備蓄数で不足する場合には、他の指定避難所からの災害用簡易組立トイレの移送あるいはレンタル業者等の協力を得て設置及び維持管理を行う。また、設置に当たり高齢者・障害者にも配慮する。
- ② 自宅のトイレが使用できない在宅被災者には、環境事業所等に備蓄している災害用携帯型簡易トイレにより対応する。
- ③ 仮設トイレの設置場所や災害用携帯型簡易トイレの配布等については、報道機関や市の広報紙等により市民に対して広報する。
- ④ 上下水道の復旧等により水洗トイレが使用可能となった場合には、避難者数等需要を考慮した上で、速やかに仮設トイレを撤去し、衛生状態の向上に努める。

(注) 災害用簡易組立トイレの備蓄状況については、共通編 第2部 第2章 第12節「物資・資機材等確保体制の充実」(P.139)のとおり。

(資料 9-11「一般廃棄物（し尿）収集委託業者一覧」参照)
(資料 9-12「汚泥許可業者一覧」参照)

3. 災害によるがれき等震災廃棄物の処分 【環境部】

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、発災後速やかに被害棟数等から国土交通省「建設廃棄物排出量の将来予測」及び過去の地震災害のデータを参考に原単位を求め、震災ごみの発生量を推計する。次に、震災で破損した家具・家電製品等の粗大ごみや建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。

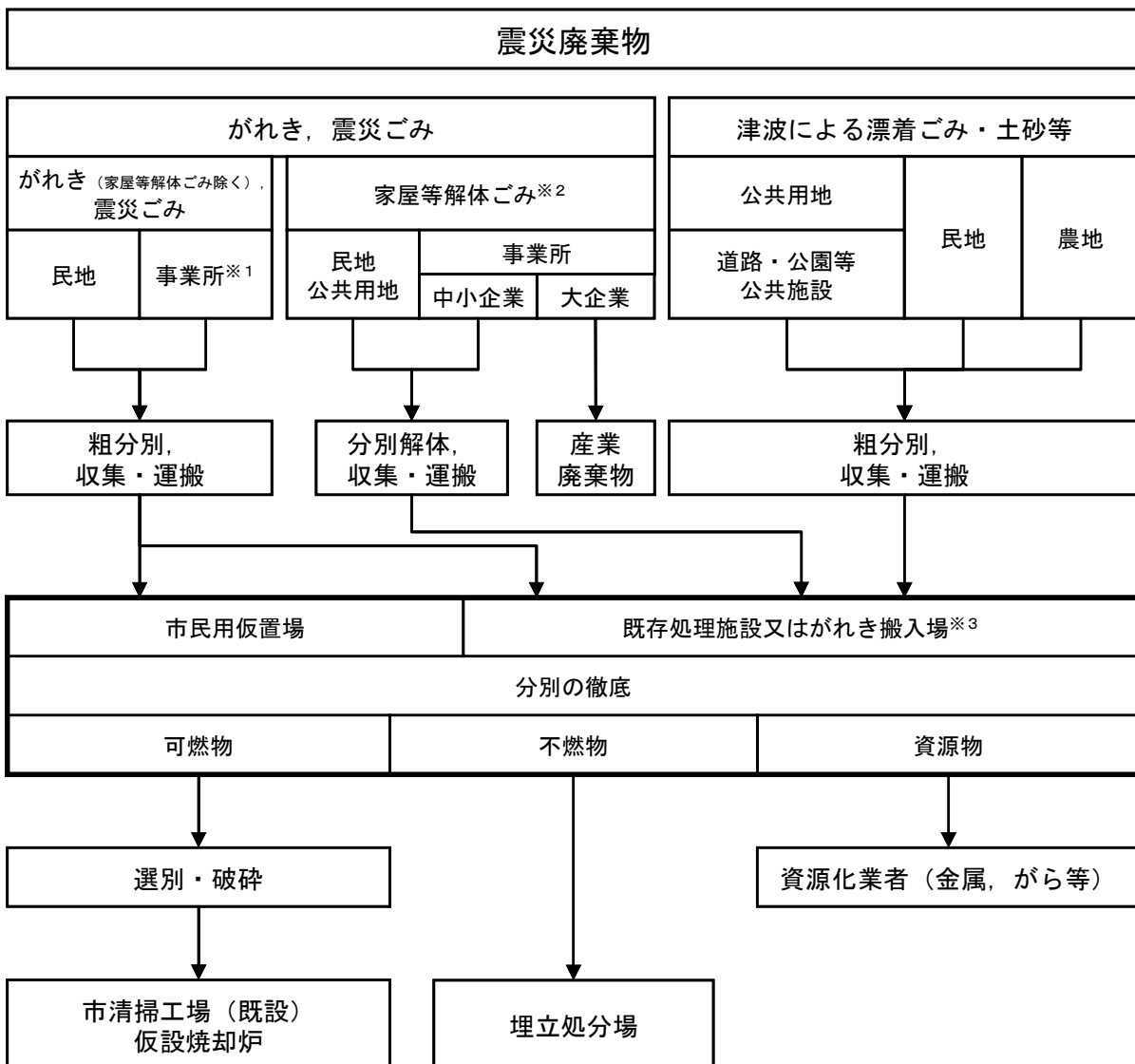
なお、アスベスト含有有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い適正な処理を進める。

各区本部等の協力により、がれきの発生状況を把握し、速やかに処理計画を策定するとともに、計画に基づいた体制の整備を図る。

(1) がれき処理

がれきの処理フロー図は次のとおりである。

＜がれき処理フロー図＞



※1 大企業については一定の要件を満たすもののみを対象とする。

※2 国の特別措置が適用された場合に、地震等による損壊の程度等要件を満たすものについて市が解体を行う。

※3 災害の規模、震災ごみの発生量等に応じて、がれき搬入場・仮設焼却炉の設置を検討。

(2) がれきの中間処理・再利用・最終処分

- ア がれきの処理については、管理者、所有者が分別後、各処理施設に自ら搬入する。ただし、損壊家屋等の解体撤去等により、一時的に多大な処理が必要な場合には、被災各地域に仮置場等を設置し処理を行う。
- イ がれきの仮置場等としては、運搬ルート、避難場所等を考慮し、必要に応じて各区本部と協議の上、公園、埋立処分場等に設置する。
- ウ がれきについては、解体・撤去作業現場では管理者、所有者が可能な限り分別し、再利用に努めるものとし、再利用が不可能なものについては、市の処理施設で焼却処理するなど、できるだけ減容化した上で埋立処分場等に搬入する。
- エ 自力での排出が困難な粗大ごみ等が発生した場合、災害の規模や状況に応じて、戸別収集の実施を検討する。

(3) がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体

- ア がれきの撤去については、原則として管理者、所有者自らが行うこととするが、住民からの申し込みに応じて、事業者の紹介を行う。
- イ 倒壊家屋等の解体・撤去が必要な場合は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく公費負担)の適用について、速やかに県、国と協議し、被害の程度に応じてなされた特別措置の適用がなされた場合にあっては、市が業者等にその解体処理を依頼する。

(4) 民間企業との協力体制

がれきの撤去及び倒壊家屋等の解体などに当たり、関係業界団体等に資機材の提供、人員の派遣等について応援を求める。

(5) アスベスト含有有害廃棄物の処理

アスベスト含有有害廃棄物の処理は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月 環境省 水・大気環境局大気環境課)に従い適正に処理を進める。

4. 関係機関への応援要請等(被害が甚大である場合) [環境部]

環境部は、災害による被害が甚大であり、現有の災害対応能力では一般廃棄物(生活ごみ、し尿)及びがれき等の収集や処理機能の早期回復が望めないと判断した場合には、必要に応じて仮置場等を設置するとともに、他都市、関係機関との応援協定に基づいて応援を要請し、人員及び資機材の確保を図り早期回復に努める。

(1) 生活ごみ

- ア 災害時の道路交通の遮断・渋滞及び集積所破損等から通常の収集運搬ルートの確保が困難となった場合には、必要に応じて市民用仮置場を設置する。収集・運搬、処理等について、応援協定に基づいて応援を要請する。
- イ 災害時の収集運搬処理計画に基づく収集の方法や集積所の変更等を報道機関や市の広報紙等により市民に対し広報するとともに、ごみの分別排出を徹底するよう周知する。

(2) し尿

ア 施設の被害状況により、通常の処理ルートで対応できない場合には、応援協定に基づいて民間企業の処理施設及び他自治体の処理施設に処理を要請する。

イ 災害時の収集運搬処理計画に基づく収集の方法等を報道機関や市の広報紙等により市民に対し広報する。

(3) がれき等

ア 災害により大量のがれきが発生する場合は、次の業務執行体制にて処理を進める。

<業務執行体制>

① 市民用仮置場、がれき搬入場の造成及び運営管理

業務内容	担当部局
造成に係る業務発注	区本部等（施設所管課）
各区との連絡調整、運営管理に係る業務発注	環境部

② がれき等撤去

業務内容	担当部局
人命捜索に係るがれき等撤去指揮	消防部
地震及び津波により発生した民地、事業所内のがれき等撤去業務発注	環境部
地震及び津波により発生した農地のがれき等撤去業務発注	経済部
住宅の障害物の除去に係る申請受付	財政部
住宅の障害物の除去業務発注	健康福祉部
管理区域におけるがれき等撤去業務発注	施設管理者

③ 家屋等解体

業務内容	担当部局
家屋等解体に係る個人等からの申請受付	区本部
家屋等解体に係る中小企業者からの申請受付	経済部
家屋等解体に係る業務発注	環境部
仙台市所有建物の解体に係る発注	都市整備部

イ 災害の規模、震災ごみの発生量等に応じ、がれき搬入場、仮設焼却炉などの設置について検討を行う。

第 17 節 二次災害の防止

〔環境部、経済部、都市整備部、建設部、消防部、区本部〕

本節では、災害発生後、新たに発生する可能性がある災害を防止するため、二次的な危険性を判断する手法及びその応急措置等に関して定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における大気汚染の防止に関すること ・災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止に関すること
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の保全及びその総括に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管整備地区等の保全に関すること ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関すること ・土砂災害危険区域等の安全確認に関すること ・被災建物の応急危険度判定の総括に関すること ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関すること ・公共施設（指定避難所等に限る。）の短期的な安全性確認の支援に関すること ・被災宅地の危険度判定の総括に関すること ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関すること ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定、当該地区への立入りの制限及び禁止又は退去命令に関すること
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関すること ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関すること ・公園及び緑地の保全に関すること ・下水道の保全に関すること ・飼育動物の保護に関すること ・危険動物の逃走防止対策に関すること ・所管の河川等の保全に関すること
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指導に関すること ・警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限、禁止又は退去命令に関すること
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関すること ・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての居住者等への伝達に関すること

2. 避難勧告等の実施・警戒区域の設定

避難勧告等の実施、警戒区域の設定については、第 4 節「避難計画」（P. 47）による。

3. 被災建築物応急危険度判定士による被災建物の応急危険度判定 [都市整備部]

(1) 目的

地震で被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定し、判定結果及び建築物使用制限に関する情報を提供することで、余震等による建築物の倒壊や外壁の落下等から生ずる二次被害を防止する。

なお、この応急危険度判定の目的は、上記のとおり二次被害を防止するためであり、り災証明のためではないことを判定ステッカー等で正確に広報する。

(2) 応急危険度判定の実施

地震により建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、「仙台市被災建築物応急危険度判定実施計画」に基づき応急危険度判定を行う。

項 目	内 容
調 査 目 的	地震直後に、早急に、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止すること
調 査 対 象	①建築物 ②周辺地盤
調 査 期 間	発災後、速やかに実施し、1～2週間程度で終了する。
調査対象区域	被災区域全域
調 査 方 法	現地における目視（主に外観調査）、簡便な計測
結果の活用	特に緊急を要する応急措置等 ・避難勧告、指示 ・応急措置

(3) 相互支援の体制整備

応急危険度判定実施を決定した場合には、県に報告し、必要があれば支援の要請を行う。

4. 被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定（被害が甚大である場合）〔都市整備部〕

(1) 目的

大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することにより、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図る。

(2) 被災宅地の危険度判定

大規模な宅地災害が発生した場合は、まず被害発生状況の全体を把握し、主として宅地の立入り制限に関する危険度判定を行う。

項 目	内 容
調 査 目 的	被害状況全体の把握及び危険度判定による二次災害の軽減、防止
調 査 対 象	①擁壁 ②宅地地盤、切土・盛土のり面及び自然斜面 ③排水施設 ④その他
調 査 期 間	発災後速やかに実施し、2週間程度以内に終了する。
調査対象区域	被災区域全域
調 査 方 法	目視、簡便な計測
調査結果のまとめ方	調査票による現地調査 ①被害位置 ②被害項目 ・沈下、ハラミ、陥没、崩壊 ・隆起、倒壊、クラック、段差 ・ガリー浸食等 ③被害断面(簡易計測による寸法) ④変形量(簡易計測による寸法) ・沈下量、クラック幅、深さ、長さ、本数等 ⑤危険度(大、中、小) ⑥緊急度(大、中、小)等
結果の活用	①特に緊急を要する応急措置等 ・避難勧告又は指示、若しくは警戒区域の指定のための判断材料とする。 ・応急措置のための優先付けを行う。 ②宅地造成等規制法に基づく防災措置の勧告等 ③応急復旧及び本復旧のための助言又は支援制度等の提案

5. 建物と宅地の危険度判定の連携

被災した建物と宅地の危険度判定に係る情報について、効率的に判定業務を行うため、それぞれの判定業務において情報共有できるよう連携を図る。

6. 公共土木施設等の点検及び応急措置〔経済部、建設部〕

(1) 道路・橋梁

災害が発生した場合は、パトロール等により道路、橋梁等の被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の安全策を講じる。また、被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急輸送道路を確保した上で、本格的復旧作業に着手する。

なお、国土交通省、NEXCO 東日本(株)東北支社が管理する道路が被災した場合は、各道路管理者が各々の基準、計画により対策を講じることになるが、緊急を要する場合は市が応急対策を講じ、各道路管理者に報告する。

ア 要員の確保

道路、橋梁の点検及び応急措置に必要な要員は、職員の配備計画及び動員計画によるほか、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者等の協力を求める。

(第3節「職員の配備・動員計画」P.41 参照)
(第22節「応援協力要請(受援)計画」P.149 参照)

イ 資機材の確保

平常業務用資機材によるほか、必要に応じ他公共団体、応援業者などの協力による応援用資機材を確保する。

ウ 点検・情報収集

建設部及び区本部により、緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。また、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請し、調査、点検等を行う。

エ 応急措置

パトロール等の調査、点検の報告に加え、市民からの通報など、建設部で被害報告をまとめ、災対本部事務局に報告するとともに、総合対策の立案と調整を行う。

被災箇所については、区本部建設班及び総合支所班が、現場に急行し状況把握の上、安全上必要な緊急措置を講じ、区本部及び建設部に報告した上で、必要に応じ所轄警察署、交通情報センターに通報する。なお、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。

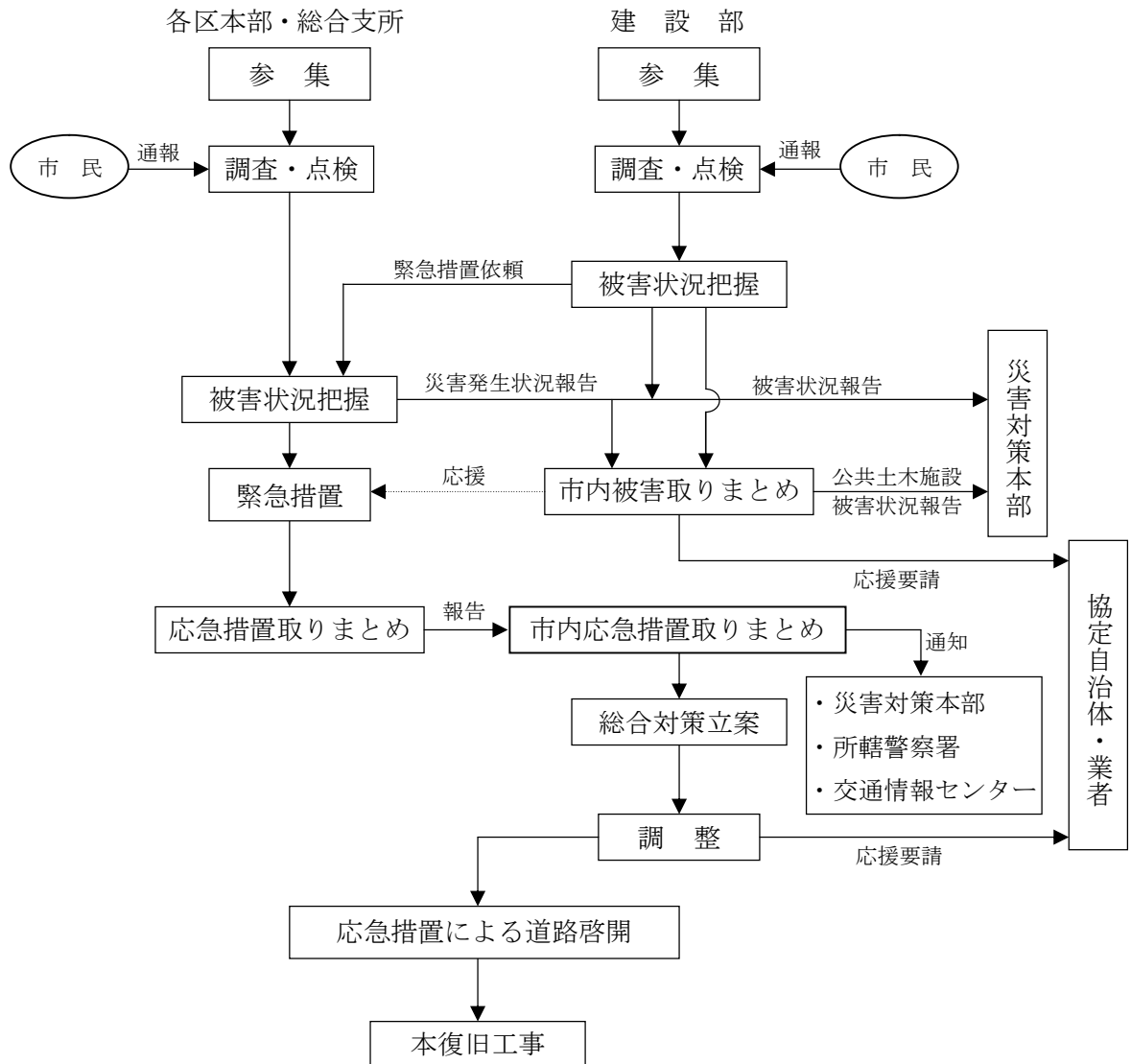
オ 応急復旧

被害箇所については、建設部、区本部建設班が応急復旧を実施し、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。その場合、緊急輸送道路ネットワーク計画により指定された道路の啓開等を最優先に行い、その後、逐次一般道路の啓開、二次被害が想定される箇所の応急復旧工事を行う。

なお、被害の状況により、必要な箇所については応援業者に緊急復旧工事を発注し早期復旧を図り、安全な交通路の確保に努める。

(資料 8-2「緊急輸送道路ネットワーク計画路線図」参照)

〈道路・橋梁の点検及び応急措置フロー図〉



(2) 公園・緑地

災害が発生した場合は、パトロール等により公園・緑地の被害状況を速やかに把握し、避難地や物品保管場所の安全確保を図るため、広場、運動場その他公園施設の保全を行うほか、これらに通じる道路の街路樹についても安全策を講ずる。

ア 点検・情報収集

建設部及び区本部建設班により一次避難地・広域避難地を最優先として市域全域について調査、点検を行う。

イ 応急措置

パトロール等の調査、点検や市民からの通報なども含め建設部にて被害状況をまとめ、災対本部に報告するとともに、総合対策の立案と調整を行う。被災箇所については、区本部建設班が現場に急行し状況把握の上、危険箇所は防護柵などで囲い、建設部及び区本部に報告するとともに、必要に応じて所轄警察署に通報する。

ウ 応急復旧

被災箇所については、建設部及び区本部建設班が応急復旧を実施する。その場合、避難地を最優先に行い、その後、応急仮設住宅用地や物品保管場所用地を行う。

(3) 八木山動物公園

八木山動物公園においては、八木山動物公園非常事態対策計画に基づき、入園者の避難誘導等必要な措置を講ずるとともに、飼育舎の点検や危険動物の動静把握などを行い、二次災害の防止を図る。

(4) 所管河川等

災害が発生した場合は、パトロール等により被害状況を速やかに把握し、水防管理者の指揮の下に、消防機関と連絡・連携して応急措置を行う。

(5) 農業用施設

経済部は、パトロール等により被害状況を速やかに把握し、土地改良区等関係機関と連絡・連携して応急措置を行う。

7. 公共施設の点検及び応急措置

公共施設に災害が発生した場合は、施設管理者は構造体、非構造部材等について点検を行い、施設の安全性を確認する。二次災害が発生する可能性がある場合には立入禁止等の措置を行うなど、適切な応急措置を行い、二次災害を防止する。

8. 避難所等の安全性確認の支援について（被害が甚大である場合） 【都市整備部】

(1) 目的

地震で被害を受けた避難所等の開設に当たり施設管理者が行う安全確認を支援し、余震等による建築物の倒壊や非構造部材の落下等から生ずる二次被害を防止する。

(2) 災害応急対策

ア 「仙台市避難所等開設後安全確認支援実施計画」に基づき整備された体制に位置づけられた地域の建築専門家は、避難所等の開設後に施設管理者へ技術的助言を行う。

イ 避難所開所後に施設の安全性について改めて確認が必要な場合、職員等による避難所等の調査を行い、施設管理者へ調査の結果や建築物使用制限に関する情報を提供する。

9. 危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置 【消防部】

危険物、火薬類、高圧ガス等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、施設管理者及び消防部は、次の措置を講ずる。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を行う。

(1) 施設管理者の措置

危険物、火薬類、高圧ガス等の施設の管理者は、危険物、火薬類、高圧ガス等による災害を防止し、又は災害の拡大を防止するため、必要な保安措置を行う。

また、異常事態が発生した場合は、必要に応じ付近住民へ避難の広報を行うとともに、速やかに消防機関等に通報する。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく消防車両等の防災資機材が被災した際は、速やかに代替の防災資機材を調達する等の必要な措置を講ずる。

(2) 消防部の措置

ア 被害の状況により引火又は爆発のおそれがある場合は、施設管理者及び関係機関と連携を図り、必要に応じ警戒区域の設定及び付近住民への避難の勧告又は指示その他必要な措置を行う。

イ 災害の形態、規模及び危険物等の種類を迅速に把握するとともに、適切な応急措置を速やかに実施する。

ウ 危険物・高圧ガス等の運搬又は移送中における事故については、運転者等が関係者への情報提供を目的とした措置・連絡用資料（通称「イエローカード」）が積載されていることから、カードの提示を求め、内容に応じた応急措置を速やかに実施する。

エ 石油コンビナート等災害防止法に基づき施設管理者が備える消防車両等の防災資機材が被災した際は、代替措置が完了するまでの間、必要に応じ広域応援も含めた暫定的な部隊運用を図り、被害の拡大防止措置を講ずる。

10. 大気汚染・水質汚濁防止対策 【環境部】

環境部は、大気汚染・水質汚濁に係る災害が発生した場合、消防部、区本部等の要請に応じて現地調査を行う。

現地調査の結果、二次災害の発生する可能性がある場合には、災害発生地の管理者等に対し、応急措置を講じるよう指示するとともに、関係機関へ連絡する。

また、災害が拡大し、付近住民に被災が予測され、危険度が高いと判断したときは、避難の必要性を区本部に連絡する。

第 18 節 災害支援活動のサポート

〔総務企画部、市民部、各部、区本部、専門ボランティア関係各部、仙台市社会福祉協議会〕

本節では、災害時のボランティアや NPO 等による支援活動が円滑に行われるために、必要な支援体制について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	・仙台市（区）災害ボランティアセンターとの連絡に関すること
市民部	・NGO、NPO 等の活動支援に関すること
各部	・各部内の支援ニーズの把握に関すること
区本部	・区本部内の支援ニーズの把握に関すること ・区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
専門ボランティア関係各部	・専門ボランティアの要請、受入れ、調整に関すること
仙台市社会福祉協議会	・仙台市（区）災害ボランティアセンターに関すること ・ボランティア関係機関等との連絡調整に関すること ・その他ボランティア活動の推進に必要な事項に関すること

2. 災害ボランティア活動支援の考え方

ボランティアや NPO 等の自主性、自発性を尊重する。また、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティア等が行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違について理解を深め、ボランティア等と協力して、被災者への効果的な救援に当たる。

3. 一般ボランティアの受入れ 〔仙台市社会福祉協議会〕

仙台市（区）災害ボランティアセンターを公設民営で設置し、一般ボランティアの受入れを行う。仙台市（区）災害ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れのほか、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う。

(1) 仙台市（区）災害ボランティアセンターの立ち上げプロセス

ア 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置については、仙台市と仙台市社会福祉協議会が立ち上げについて災害発生時から 24 時間以内にその検討を行う。

イ 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置を決定した場合は、平時において仙台市及び仙台市社会福祉協議会が協議していた庁舎、公共施設等に設置する。ただし、被災状況等により施設が開設できない場合の代替えや、新たな地区センター設置等により追加で施設利用が必要な場合は、別途協議するものとする。

ウ 仙台市（区）災害ボランティアセンター設置場所に電話、FAX 等の運営に必要な資機材を準備し、開設する。

エ 仙台市（区）災害ボランティアセンター開設後は、災対本部事務局及び区本部を通じて関係部局との連絡体制を整えるとともに、市民に広報し周知を図る。

(2) 仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営

仙台市（区）災害ボランティアセンターの運営は、仙台市社会福祉協議会が中心となっており、仙台市は、状況に応じて情報連絡員を派遣するなど、被災情報等の連絡調整を行うほか、広報、資機材や燃料等の提供を行う。

ア 必要に応じて情報連絡員を仙台市（区）災害ボランティアセンターへ派遣するなど連絡を密にし、災対本部事務局及び区本部との連絡調整を行う。

イ 各部は、部内の支援ニーズを把握し、健康福祉部庶務班に報告するものとする。

ウ 健康福祉部庶務班は、報告を受けた支援ニーズについて、情報連絡員を通じ、仙台市災害ボランティアセンターに連絡する。また、必要に応じて区本部との調整を行う。

エ 各区本部は、区本部内の支援ニーズを把握し、情報連絡員を通じ、区災害ボランティアセンターに連絡する。また、必要に応じて健康福祉部庶務班との調整を行う。

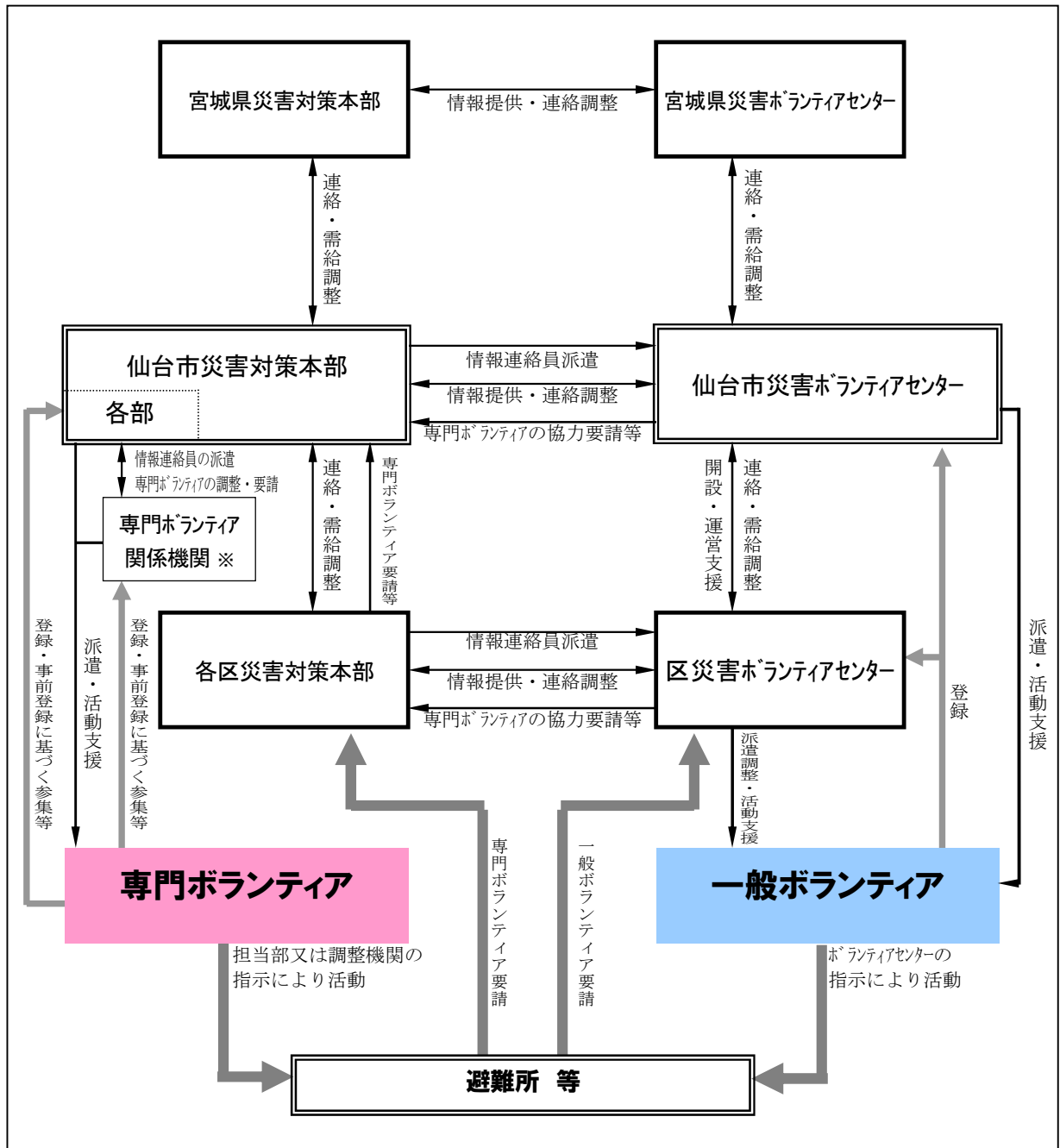
オ 災対本部事務局は、災害ボランティア活動に影響を与える重要な事項を決定した際には、仙台市災害ボランティアセンターに連絡する。

4. 専門ボランティアの受入れ [市民部、健康福祉部、都市整備部、消防部、水道部]

専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整等については、関係各部等で対応する。

区 分	主 な 対 応 内 容
仙台市災害時言語ボランティア (市民部)	仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。
障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。
医療ボランティア (健康福祉部)	健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。
被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。
被災宅地危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。
仙台市災害時消防支援協力員 (消防部)	登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。
仙台市水道局退職者応援隊 (水道部)	登録者は、震度6弱以上を観測する地震等の大規模災害が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、周辺地域における水道施設被害状況の情報提供を行うとともに、あらかじめ指定された場所で水道部の行う応急給水活動の支援等を行う。
仙台市職員退職者団体連合会 (消防部)	登録者は、災害時に避難所が開設されたときは、自主的に参集し、地域の災害情報の避難所への伝達、地域の要援護者情報の避難所への提供、避難所運営業務の補助などを行う。

＜ボランティアの受入れ・支援体制概略図＞



※専門ボランティア関係機関：各専門ボランティアの窓口、調整の中心となる機関

5. NGO、NPO 等との連携強化〔市民部〕

NGO、NPO、その他の支援団体や地元の災害ボランティア関係団体のネットワーク化を支援し、情報提供を充実させるなど、活動が円滑に行われるようにする。

第 19 節 燃料確保・供給計画

(被害が甚大である場合)

〔災対本部事務局、復興事業部、経済部、会計部、交通部、各部、区本部〕

本節では、公用車用燃料及び非常発電用等の施設用燃料に不足が生じるおそれがある場合において、物資の輸送、情報通信その他の災害応急対策を円滑に実施するために必要な燃料の確保及び供給について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関		担当業務
災対本部特別班 ※本部内に特別班を 設置	災対本部事務局	・各部及び区本部からの要請の総括に関する事 ・燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する事 ・所管協定に基づく要請に関する事
	復興事業部	
	経済部	
	会計部	
交通部	・所管協定に基づく要請に係る調整に関する事	
各部	・部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入に関する事	
区本部	・区本部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入に関する事	

2. 燃料使用の節減及び燃料の融通

各部及び区本部で、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難である場合、災害対策本部特別班は、各部・区本部に対して、燃料使用の節減及び各部・区本部での燃料の融通等の対応を呼びかける。

3. 燃料供給ルートの確保

各部及び区本部で、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難であり燃料使用の節減および各部・区本部において燃料の融通等の対応を行ってもなお不足が見込まれる場合、災対本部特別班は以下の方法により燃料供給ルートの確保に努める。

(1) 公用車両燃料の調達可能場所に関する情報の収集

災対本部特別班は、災対本部の指示により燃料調達可能場所についての情報を収集し、各部及び区本部との情報共有を図る。

(2) 各部・区本部における燃料の不足状況の把握及び関係機関への協力要請の検討

災対本部特別班は、各部・区本部から燃料の残量等の情報を収集し、必要に応じて協定締結先等の関係機関に対し協力要請を行うことを検討する。

(3) 協定に基づく要請

以下の協定を所管する部は、関係各部と調整の上、各協定の締結先に対して協力を要請する。

ア 「災害時における燃料および食料品等の物資の供給協力に関する協定」

(締結先：カメイ株式会社)

イ 「災害時における自動車用燃料等の供給に関する協定」

(締結先：JX 日鉱日石エネルギー株式会社)

ウ 「災害等における燃料等の供給協力に関する協定書」

(締結先：宮城県石油商業協同組合)

(資料 7-1 「災害時における応援協力に関する協定等一覧」 参照)

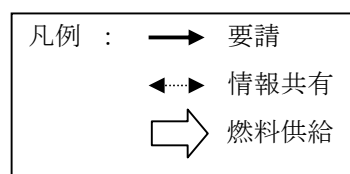
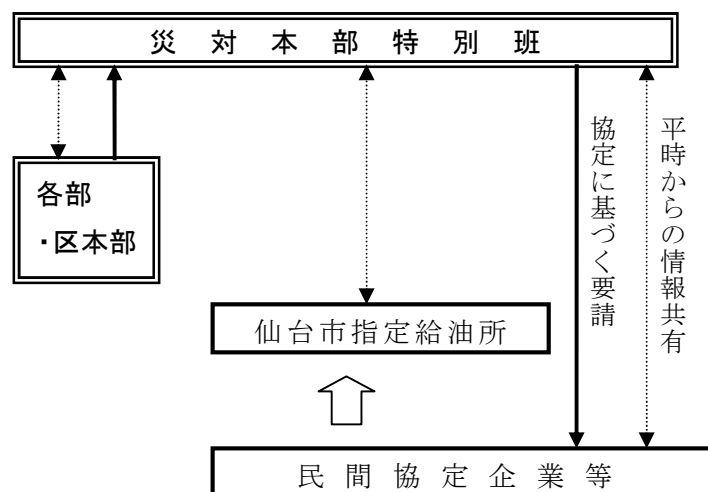
(4) 政府ルートによる燃料の確保

燃料供給に政府が関与する場合、災対本部特別班は、状況に応じて政府を通じて石油連盟及び全石連に対して重要施設への燃料供給を要請する。

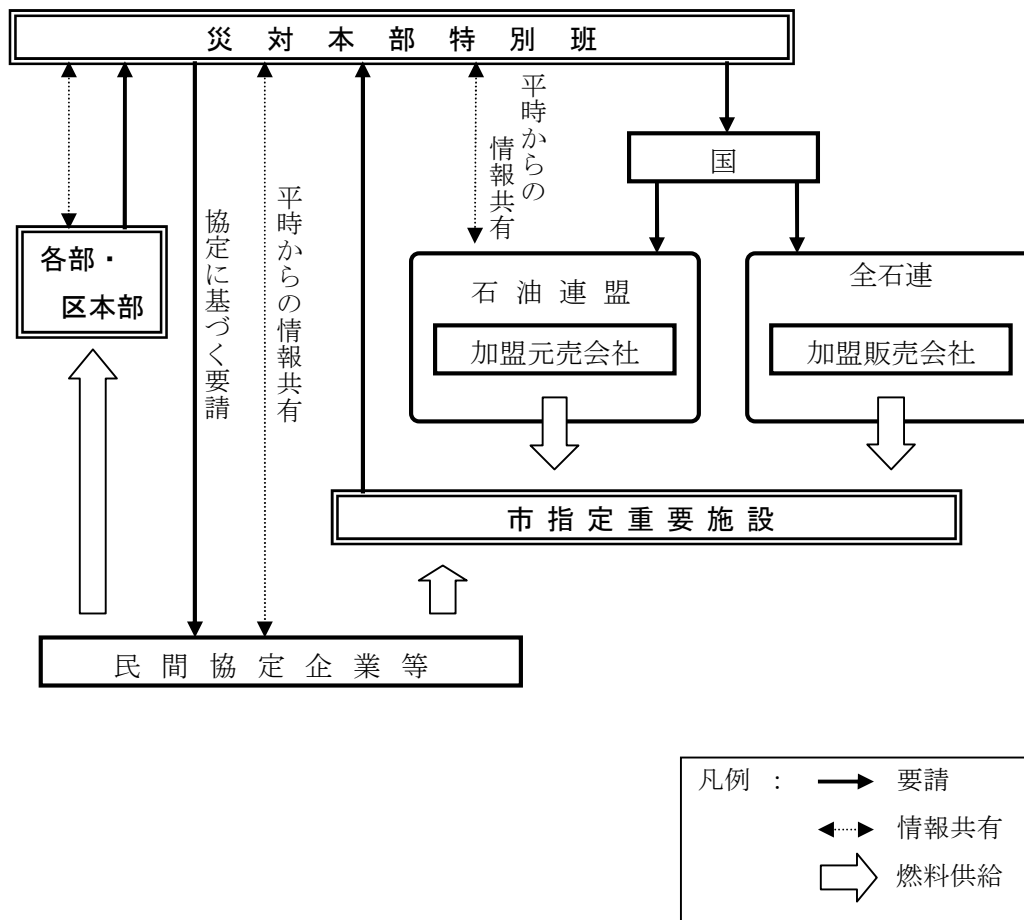
(5) 燃料確保・供給の流れ

公用車用燃料及び施設用燃料の確保・供給の流れはおおむね次の図のとおりである。

① 公用車用燃料



② 施設用燃料



第 20 節 災害救助法適用計画

〔健康福祉部、各部、区本部〕

本節では、仙台市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的な救助を行うための計画を定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること
各部・区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助の実施に関すること

2. 災害救助法による救助の実施

災害救助法で定める救助は、災害により一定規模以上の被害が生じた場合、個人の基本的生活権の保護と社会秩序の保全を目的とした応急的な救助である。

災害救助法による応急救助は、適正かつ迅速な運用が要求されるものであることから、法定受託事務として宮城県知事が実施することになっているが、知事はその職権の一部を委任した救助については、市長が行う。

3. 災害救助法に基づく救助の位置づけ

救 助	災害救助法に基づく救助	宮城県から委任されていない救助	宮城県が実施し、仙台市が補助する。
		宮城県から委任されている救助	仙台市が実施する。
	災害救助法に基づかない救助	—	仙台市が実施する。

4. 救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	知事 (事務委任した場合は市町村長)
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	〃
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	〃
飲料水の供給	7日以内	〃
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内	〃
医療	14日以内	〃
助産	分べん日から7日以内	〃
災害にかかった者の救出	3日以内	〃
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	〃

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者
生 業 資 金 の 貸 与	—	現在運用されていない。
学 用 品 の 給 与	教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	知事 (事務委任した場合は市町村長)
埋 葬	1 0 日 以 内	〃
遺 体 の 捜 索 及 び 処 理	1 0 日 以 内	〃
障 害 物 の 除 去	1 0 日 以 内	〃

※ 実施者が市町村長の場合は、災害救助法施行令第 23 条の規定により、知事が事務の一部を市町村長が行うこととして通知したときである。

5. 災害救助法の適用基準

災害救助法に基づく救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害

ア 仙台市の全域又は区の区域の人口に応じ、それぞれ次に掲げる数以上の世帯の住家が滅失した場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号】

イ 宮城県内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上で、かつ、仙台市の全域又は区の区域の人口に応じ、それぞれ次に掲げる数以上の世帯の住家が滅失した場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号】

ウ 宮城県内の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上で、かつ、仙台市の全域又は区の区域の住家滅失世帯数が多数ある場合【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段】

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする「特別の事情*」がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（厚生労働大臣への協議は不要だが、知事への協議は必要）【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段】

* 「特別の事情」とは、災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける「おそれが生じた場合*」（厚生労働大臣への協議は不要だが、知事への協議は必要）【災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号】

* 「おそれが生じた場合」とは

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合

該 当 条 項		施行令第1条 第1項第1号	施行令第1条 第1項第2号	施行令第1条 第1項第3号 前 段
区 域 別	人 口	住 家 滅 失 世 帯		
宮 城 県	2,348,165	—	2,000	9,000
仙 台 市	1,045,986	150	75	「多数」
青 葉 区	291,436	100	50	
宮 城 野 区	190,473	100	50	
若 林 区	132,306	100	50	
太 白 区	220,588	100	50	
泉 区	211,183	100	50	

※1 人口は平成22年10月1日国勢調査による。

※2 「多数」とは、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であり、被害の態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか等）や周囲の状況に応じて判断される。

(2) 住家被害認定基準

住家、世帯、全壊、半壊等の認定基準は、資料編による。

(資料4-16「被害報告等の認定基準」参照)

(3) 住家滅失世帯数の算定方法

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼、流出した世帯を1世帯としてとらえ、住家が半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯に換算し算定する。

$$\begin{aligned} \text{滅失世帯数} = & (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失等世帯数}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼等世帯数} \times 1/2) \\ & + (\text{床上浸水等世帯数} \times 1/3) \end{aligned}$$

6. 救助の実施に関する事務手続

(1) 災害救助法の適用要請等

健康福祉部は、災対本部との連携の下、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、宮城県知事に対し災害救助法の適用を要請する。

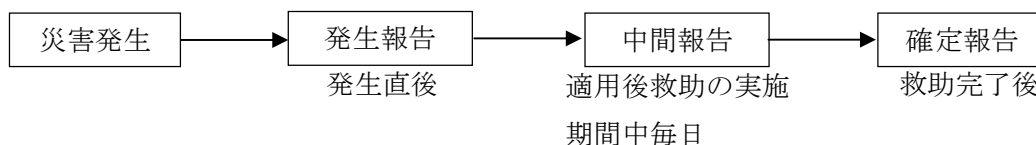
また、宮城県知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに災対本部に報告する。

(2) 救助の実施状況及び費用の報告

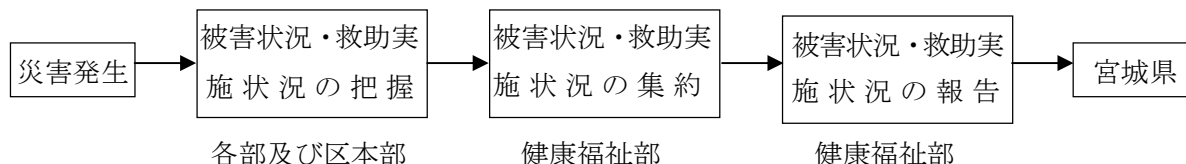
各部及び区本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、健康福祉部に報告する。

なお、健康福祉部は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、宮城県知事に報告する。

ア 報告の種類



イ 報告のフロー



ウ 報告内容及び報告の時期

	内 容	報 告 時 期
発生報告	・被害状況 ・既にとった措置及び今後の措置	災害発生後直ちに
中間報告	・被害状況 ・応急救助の実施状況 ・救助の種類別実施状況（日報）	適用後、救助の実施期間中毎日
決定報告	・確定した被害状況 ・応急救助の実施状況 ・救助費概算額等	救助完了後直ちに

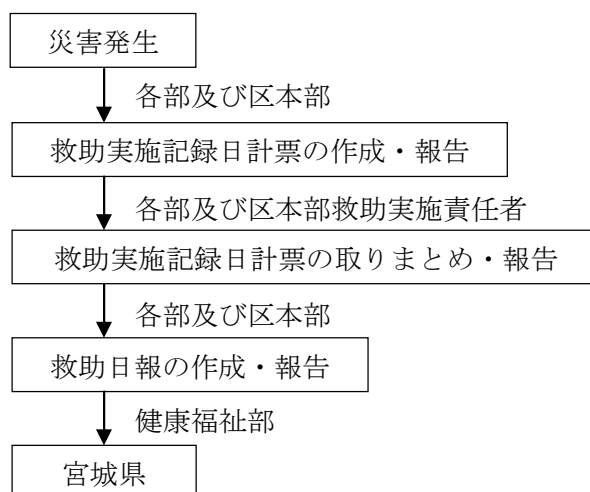
エ 報告様式

(資料 9-2 「救助日報」)
(資料 9-3 「救助実施記録日計票」参照)

(3) 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、健康福祉部が必要に応じ他部からの応援も含めた体制で行い、宮城県知事に対して行うが、各部及び区本部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用に係る関係書類を整備保存する。

<報告のフロー>



(注) 救助実施記録日計票は、原則として、毎日作成し報告する。

第 21 節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画

〔健康福祉部、消防部、区本部、宮城海上保安部、日本赤十字社宮城県支部、宮城県警察本部〕

本節では、震災に伴い行方不明となった市民の捜索及び遺体の収容等に関する事項について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	・遺体の収容、安置場所の確保、検案及び埋火葬の総括に関すること ・葬祭業者との連絡調整に関すること ・墓地、斎場の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること
消防部	・行方不明者の捜索に関すること
区本部	・遺体安置所の開設及び運営に関すること
宮城海上保安部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視・見分に関すること
日本赤十字社 宮城県支部	・遺体の処理に関すること
宮城県警察本部	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の検視、見分に関すること

2. 行方不明者の捜索 〔消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部〕

仙台市は、災害救助法が適用された場合、災害現場の状況に応じて防災関係機関等の協力を得て、生存の可能性のあるものを優先して行方不明者の捜索を行う。

また、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。

3. 遺体の収容、検視・検案及び処理 〔健康福祉部、区本部、消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部〕

仙台市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察等の検視、医師による死亡検案を経た上、必要に応じ遺体の一時保存、洗浄や葬祭業者等に遺体の処理を委託する。

(1) 遺体安置所の設置

仙台市は、体育館、市民センター、寺院、教会等の関係団体及び遺体検視を行う警察署等と協議し、遺体の収容先として検案場所・安置所を設置する。

(2) 遺体の安置

仙台市は、遺体の引き取り人がいない場合などは、市が設置した遺体安置所に搬入するよう関係機関に連絡する。また、必要に応じ、葬祭業者等に搬入を委託する。

(3) **遺体安置所の受付**

仙台市は、遺体安置所を開設した場合、遺体の引き取り又は確認に来た家族等の受付を行い、検視・身元確認を行う警察に引き継ぐ。

(4) **検視**

警察及び宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体について検視を行う。

(5) **遺体数の把握**

仙台市は、警察官及び海上保安官が検視を行った検視遺体数及び病院、消防等関係機関の把握に係る検視を経ないで医師が災害に起因する死亡と判断した遺体数を確認する。

(6) **遺体処理の対象及び取扱い**

遺体処理の対象者は遺体安置所に搬送された遺体とし、仙台市は、遺体安置のため、必要な棺やドライアイスの確保等の支援に努める。

(7) **遺体の洗浄等**

ア 遺体安置所において、健康福祉部は、遺体の洗浄等の処理について、関係各機関との調整を行う。

イ 遺体は納棺し、損傷が大きい場合は、毛布で覆う等死者の尊厳を保てるような措置を行う。

(8) **遺体の身元確認**

警察は、身元不明者については、人相・所持品・着衣・その他の特徴等や家族等による確認などにより身元の確認を行う。

(9) **遺体の一時保存**

ア 遺体は腐敗を防止するため、ドライアイスで冷却する。

イ 棺及びドライアイスは生活衛生班が関係各業者と調整し、調達する。

ウ 身元不明者の遺留品は遺体と共に保管する。

(10) **遺体の引き渡し等**

ア 身元が判明し引き取り人がいる場合は、速やかに遺体を遺族等につ引き渡す。

イ 遺族（関係人）から火葬の依頼があった場合は、その調整を行う。

(11) **身元不明遺体の処置**

ア 身元不明の遺体で、公衆衛生上の観点から保健福祉センター所長が必要と認める場合は、火葬を行う。

イ 身元不明の遺体の火葬を行う場合は、警察に連絡し、検視と身元確認に必要な所定の調査が終了していることを確認する。

ウ 身元不明の遺体の火葬終了後の遺骨は、遺骨安置所に保管する。遺品がある場合は遺骨と共に保管する。

4. 遺体の埋火葬方法〔健康福祉部〕

(1) 緊急火葬体制の整備

ア 火葬場関係対応

- ① 斎場の被害状況を把握する。
- ② 斎場の被害状況に応じた応急復旧計画を策定する。
- ③ 災害の状況に応じた斎場の緊急火葬体制を策定する。その際、身元不明者の遺骨、遺品を保管する遺骨安置所を設置する。
- ④ 必要に応じ、生活衛生班に市民に対する火葬相談窓口を設置する。
- ⑤ 必要に応じ、斎場への人員応援（派遣）体制を整備する。
- ⑥ 各区戸籍住民課あて埋火葬許可証の即時発行を依頼する。

※ 当該災害が、災害対策基本法第 86 条の 4 に基づき政令で指定された場合、墓地埋葬法第 14 条に規定する手続は、厚生労働大臣が定める特例に従う。

イ 広域緊急火葬体制整備

火葬が本市の斎場で間に合わないと判断したときは、次の事項を実施する。

- ① 他自治体あての火葬依頼必要数を把握する。
- ② 近県、近隣市町村の緊急受入れ体制（能力）を確認する。また、必要に応じて大規模斎場を有する他自治体へも確認する。
- ③ 他自治体あての火葬依頼計画（遺体の搬送手段の確保も含む）を策定し、依頼する。また、必要に応じ県に対し調整を依頼する。

（資料 9-7「県内火葬場一覧」参照）

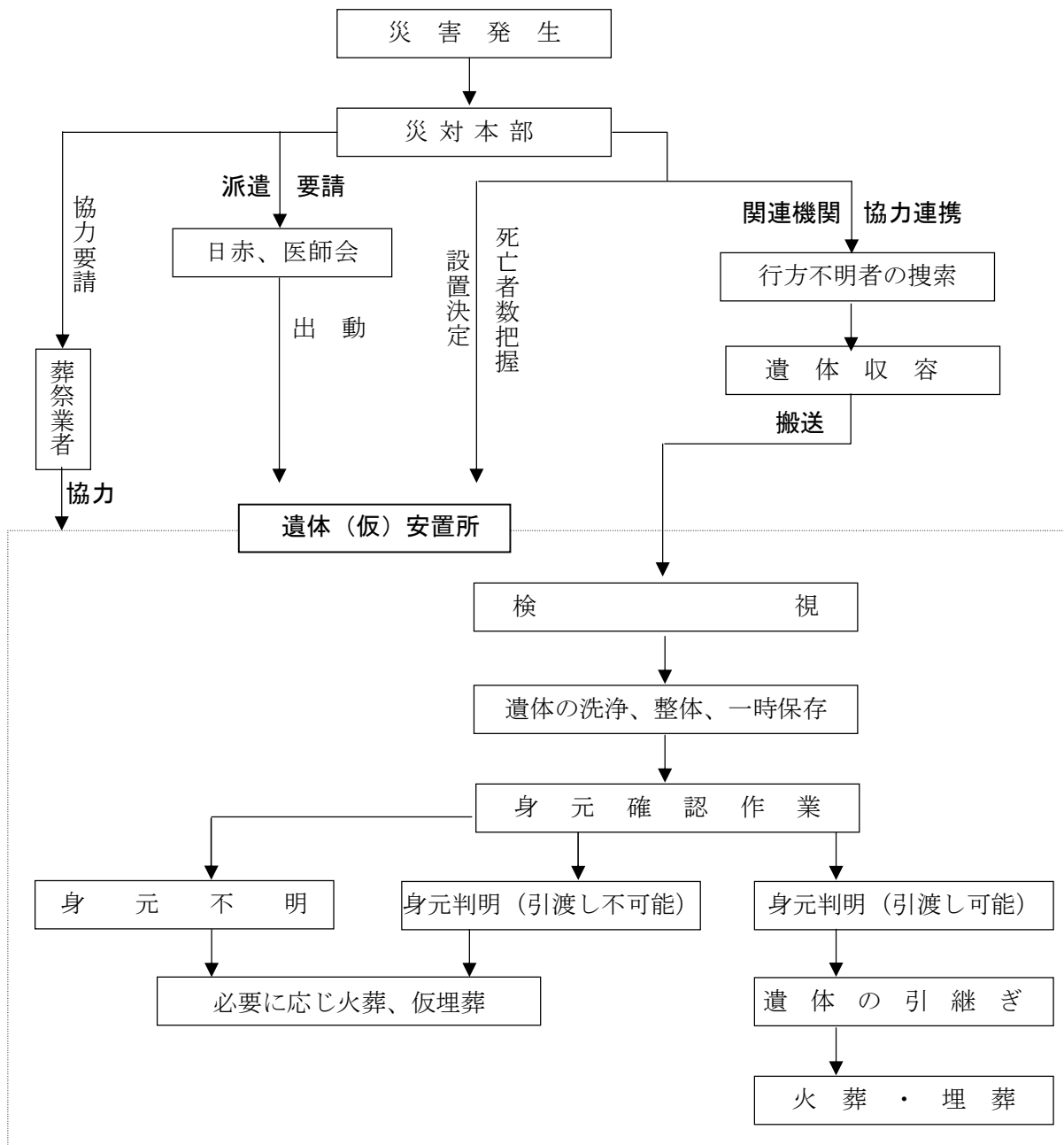
（資料 9-8「他県の主な市の火葬場一覧」参照）

(2) 葬祭業者との連絡等

- ① 葬祭業者に、棺等必要な物品の手配及び遺体の処理を依頼する。
- ② 葬祭業者に、緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。
- ③ 葬祭業者に、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送を依頼する。
- ④ 上記の具体的な取り組み等については、葬祭業者等の関係業界との協定に基づく。

（資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）

<行方不明者の捜索、遺体の収容等のフロー図>



第 22 節 応援協力要請（受援）計画

（被害が甚大である場合）

〔災対本部事務局、各部、区本部〕

東北地方太平洋沖型地震のように大規模な地震や津波等が発生するもの、あるいは長町-利府線断層帯のような直下型地震など、大きな被害が想定される大規模災害が発生した際には、本市の有する災害対応能力を超え、マンパワーをはじめとした様々な対応に不足が生じる。

こうした大規模な災害への対処には、県や他の自治体、関係機関と日常的に培ってきた顔の見える関係を生かして、共に災害対応を行う必要があり、こうした手順について定めるものである。

1. 応援要請発動の基準・根拠

(1) 応援要請発動の基準・目安

以下の例を参考に応急対策が困難と判断した場合に、協定先に対して応援要請を行う。

特に、大規模災害時においては、被害状況の把握に時間を要することが考えられることから、発災直後から防災関係機関等と連絡を取り合うなど、応援要請の機を失しないように留意する。

- ア 災対本部事務局において、その時点又は以降に応急対策の実施が困難と判断される場合
- イ 各部において、その時点又は以降に当該部所管の協定の対象となる業務の実施が困難又は応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
- ウ 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
- エ その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

(2) 職員派遣の法的根拠

大規模災害発生時に防災関係機関等に職員派遣を依頼する法的根拠等は次のとおり。

〈派遣依頼先・内容等及び法的根拠〉

対 策 等	依 頼 先 (内 容 等)	根 拠 法 令 等
地方自治体等への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2
	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-1. 68
	◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17
	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67
	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68
	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定
自衛隊への派遣要請等	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 2-1
	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 2-2
消防に関する応援要請	◇消防本部等（消防相互の応援等）	消組 39
	◇知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組 44
防災関係団体等への応援要請	◇防災関係団体、民間団体（企業、NPO、NGO）等 （協定等に定める事項）	各種応援協定等

（凡例） 災害基：災害対策基本法 / 自治：地方自治法 / 消組：消防組織法

2. 災对本部事務局における対応

以下のような協定については、災对本部事務局において対応する。

なお、自衛隊との連携については別途定める。

- ① 自治体相互応援協定（21 大都市災害時相互応援に関する協定、東北地区六都市災害時相互応援に関する協定、自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定、県内市町村応援協定等）
- ② 指定地方行政機関等の防災関係団体との間で、各関係団体の関連分野において連携を必要とするもの
- ③ 受援内容が多岐にわたるなど、応援団体との間で総合調整を要する協定の運用等

(1) 応援の要請

災对本部事務局又は本部長が必要と認める場合、あらかじめ調整した連絡先に対し応援要請を行う。協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には電話等の手段により口頭で行うものとする。

また、応援要請を行った際に、応援都市等から先遣隊（あるいは調整隊。以下同じ。）が派遣される旨の情報を得た場合には、本市の災害状況や途中のルート状況など、情報提供を併せて行うよう努める。

（資料 7-2「自治体との相互応援協定に基づく連絡担当部局」参照）

(2) 先遣隊の受入れ

応援都市等から先遣隊が災对本部事務局に到着した際には、災害状況など今後の活動に必要な情報共有を行うものとする。

(3) 応援部隊（実際に活動する部隊）の活動調整

災对本部事務局は、応援都市等に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行う。

調整結果は、関係部・区本部に伝達するとともに、以降の調整方法等について併せて協議を行う。また必要に応じて、更に詳細な内容に関する打合せを関係部・区本部との間で実施する。

また、先遣隊の活動スペースを災对本部事務局近傍に確保するとともに、活動調整が円滑に進むよう配慮しなければならない。

(4) 応援部隊の待機場所等の確保

災对本部事務局は、関係部・区本部と調整を行い、応援都市からの部隊の待機場所、ミーティングスペースを確保する。また、必要に応じて駐車場、宿所、食料、飲料水等を関係部・区本部と調整の上準備する。

(5) 関係機関相互の連携

活動が長期間に及ぶことを想定し、活動の一体性を確保する観点から、応援都市の先遣隊の代表者を災对本部本部員会議に参加させ、本市の災对本部の方針等を確認してもらうとともに、応援都市からのアドバイスも得るように努める。同様の連携を、災对本部事務局や活動現場においても確保し、共に災害対応を行うものとする。

3. 各部における対応

各部が所管する協定（以下、総合調整を要しない防災企画課・減災推進課関係の協定についても同じ。この場合、防災企画課・減災推進課関係の協定に関する内容については、「各部」を「災対本部事務局」に読み替えるものとする。）に基づく各種応援の要請について、留意点を記載する。

(1) 応援の要請

各部において応援が必要と認める場合、あらかじめ調整した連絡先に対し応援要請を行う。協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には電話等の手段により口頭で行うものとする。

応援の要請を行ったこと及びその後の経過については、必要に応じ災対本部事務局に連絡員等を通じ報告するものとする。

(2) 協定先との調整等について

協定先等から先遣隊の派遣が行われる際には、必要に応じ、要請を行った部において受入れを行うものとする。

また、先遣隊の派遣を要しない場合には、要請した応援部隊に対して、活動内容や活動場所について十分に調整を行うものとする。

(3) 宿舎、食料、飲料水等の準備

応援部隊は食料、飲料水などを持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿所、待機場所、駐車場等を、要請した担当部の責任において関係部・区本部と調整の上準備する。

(4) 関係機関相互の連携

応援要請後の活動については、共に災害対応を行う観点から、十分に意思の疎通を図りながら、応援を受けるものとする。

なお、災害現場では関係機関の活動が重なる場合もあるので、各関係機関の責任者は、現地本部等において情報を交換し合い、効率的な活動を行うよう努めるものとする。

4. 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 情報連絡体制

災害時における自衛隊への迅速な派遣要請を行うとともに、災対本部事務局では、自衛隊と相互に災害に関する情報を交換する。

(資料 7-4「自衛隊の派遣要請連絡先及び担任地域等」参照)

(2) 自衛隊の部隊の担任地域

自衛隊が地震の震度に応じて担任する仙台市域は、次表のとおりとなっている。

災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当
天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第 83 条)	第 22 普通科連隊長 (第 22 普通科連隊第 3 科)	原則第 22 普通科連隊が対応に当たる。 状況に応じて第 6 師団長の指揮下で東北方面特科隊が応援に当たる。

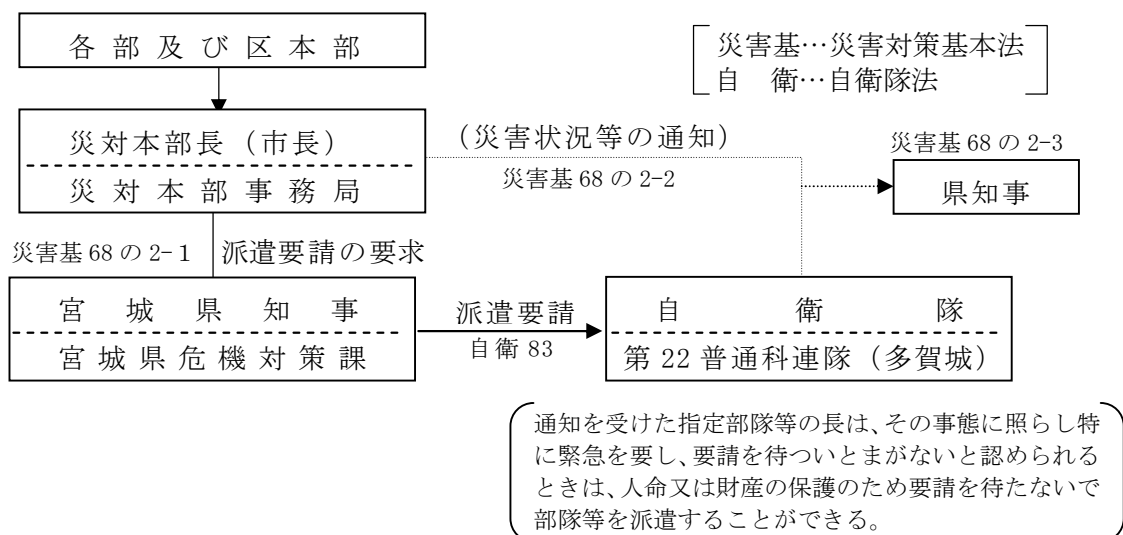
(3) 自衛隊派遣要請フロー

各部及び区本部は、災害の状況から自衛隊の派遣を必要とする場合は、災対本部事務局へ要請する。

本部長（市長）は、派遣要請を決定した場合、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項に基づき県知事へ派遣要請を要求する。

なお、通信の途絶等により、知事へ要求できない場合には、自衛隊指定部隊等の長に通知することができるものとし、この場合、速やかにその旨を県知事に通知する。

<自衛隊の派遣要請フロー>



(4) 自衛隊派遣要請の要求手続

ア 要求手続

要求は、宮城県知事等に対し次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要求し、その後、速やかに文書を提出する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

[宿泊・給食の可能性、道路・橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、物資搬送設備、ヘリポート適地の有無等]

(資料 7-5「自衛隊災害派遣要請等様式」参照)

イ 宮城県の対応

災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を要請できる。

ウ 自衛隊の対応

指定部隊等の長は、災害派遣の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(5) 自衛隊の救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的項目は、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(6) 自衛隊の受入れ体制

ア 連絡調整員の受入れ

被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を行うため、派遣された自衛隊の連絡調整員を災対本部及び区本部に受け入れる。

イ 派遣部隊の受入れ

派遣部隊を受け入れるときは、次の事項について必要な措置をとる。

- ① 連絡調整者及び現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材の準備・提供
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は野営適地の準備
- ④ 駐車場所、臨時ヘリポートの設定

(7) 自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができる。

- ア 災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地・建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用・収用
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置
- エ 住民又は現場にある者に対する応急措置の業務への従事命令
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(8) 派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成、又はその必要がなくなった場合は、協議に基づき、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収要請を行う。

撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書を提出する。

(9) 経費の負担

自衛隊の救援活動に関する次に掲げる経費については、原則として本市の負担とする。

- ア 派遣部隊の連絡調整要員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- イ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- オ 無作為による損害の補償
- カ その他協議により決定したもの

(資料 8-6「臨時ヘリポートの適地基準」参照)

5. 広域消防応援要請〔消防部〕

本市の消防力で対応が困難な場合は、宮城県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日施行）による宮城県広域消防応援基本計画（平成16年4月15日施行）に基づき、他の市町村の消防機関へ応援要請を行うものとする。

（資料7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）

6. 緊急消防援助隊要請〔消防部〕

本市の消防力及び県内の消防応援で十分な対応が取れないと判断される場合は、宮城県緊急消防援助隊受援計画（平成16年4月15日策定）に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を行うものとする。

（第9節「救急・救助計画」P.80 及び 第11節「消防活動計画」P.93 参照）
（資料7-3「緊急消防援助隊受援体制」参照）

7. 民間団体等の受入れ〔災対本部事務局、各部〕

(1) 支援受入れの判断

協定によらない企業、NPO、NGO等民間団体から支援の打診があった場合、支援活動の種類、規模等を確認するとともに、災対本部事務局と関係部とが調整の上、被害の状況や応急対策の状況等から速やかに担当部を決定する。

(2) 支援受入れの実施

支援を受ける部、区本部は、支援部隊の受入れ体制を整えるとともに、支援部隊の活動内容の調整等を行う。

8. 海外支援の受入れ〔災対本部事務局、各部〕

(1) 支援の打診

海外からの支援の打診は、大別して次のようなルートで行われるものと考えられる。

ア 外交ルートで外務省から宮城県を通じた打診

イ 国際姉妹・友好都市、その他交流歴のある都市からの直接の打診

ウ 日本国内に拠点（支部）を持たないNGO（非政府組織）団体等から直接若しくは他の機関・団体等を経由した打診

(2) 支援受入れの判断等

支援の打診があった場合、支援活動の種類、規模等を確認するとともに、災対本部事務局と関係部とが調整の上、被害の状況や応急対策の状況等から速やかに受入れの可否を判断し、申入れ先に回答する。

(3) 支援受入れの実施

支援を受ける部、区本部は、支援部隊の受入れ体制を整えるとともに、支援部隊の活動内容の調整等を行う。

災対本部事務局では、支援都市や団体との間で、支援規模、到着予定日時、場所等の連絡調整を行う。

9. 他都市等への積極的な災害支援の実施

国内外の他都市において甚大な人的・物的被害を与える災害が発生した場合、本市は、他都市からの多大な支援を受けた東日本大震災の際の経験を生かし、応援を受ける側に立った、積極的な支援を行う。

(1) 支援の内容

- ア 見舞状の送付、見舞金の寄贈
- イ 情報提供
- ウ 救援物資の送付
- エ 職員の応援
- オ 地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣
- カ その他の支援

(2) 支援の検討及び決定

地震又は風水害等の発生により他都市に甚大な被害が発生し、又は被害の発生が予測される場合には、必要に応じて市長又は副市長の指示により先遣隊を派遣し、現地の被災状況及び支援ニーズの把握を行うとともに、被災自治体のニーズに応じて関係局区を招集し、支援内容の検討及び決定を速やかに行うものとする。

(3) 救援物資の送付

物資の支援の実施に当たっては、被災自治体の支援ニーズ及び現地の状況に応じて、仙台市の備蓄又は流通からの調達により確保し送付する。

(4) 職員の応援

職員の応援については、被災自治体の支援ニーズに応じて、関係各局区より応援部隊を編成し派遣する。応援職員の宿泊先の確保、食料の調達、経費支出等については原則として仙台市が行うものとする。

(5) 地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員派遣

地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣を求められた場合は、可能な限り被災自治体の意向を踏まえ、内容を決定する。

第 23 節 災害警備活動・交通規制計画

〔宮城県警察本部〕

本節では、救急救命活動や物資・資機材の運搬等、地震発生後に重要となる避難路及び緊急輸送車両等の通行する道路を確保するための交通対策等について定める。

1. 災害警備活動

県内において大規模災害が発生し、警察職員が被災し、又は施設が損壊した場合においても、災害警備活動を行いつつ、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に継続していくため必要な事項を定めた「宮城県警察本部業務継続計画」に基づいて災害警備活動を行う。

2. 交通規制及び交通秩序の維持

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官及び関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制

ア 基本方針

① 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

- a. 被災区域内への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力抑制する。
- b. 被災区域内から被災区域外への流出車両については、交通の混乱を生じない限りは規制しない。

② 避難路の流入規制と緊急交通路への流入禁止

緊急通行車両等以外の一般通行車両の通行を規制又は禁止する。

③ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出規制

規制区域近接インターチェンジからの被災区域への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

④ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両等の通行路を確保するための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

⑤ 道路管理者と連携した交通規制の適切な運用

道路管理者に対し緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑に通行できるよう道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

イ 緊急交通路確保のための措置

① 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

② 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

③ 運転者に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、車両の使用者、所有者又は管理者に対して道路外への車両の移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

緊急交通路上の放置車両、障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカーの出動要請等必要な措置を行う。

⑤ 関係機関との連携

交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互の密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

ウ 交通規制の手段・方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な手段を活用して行う。

エ 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

オ 交通規制の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等に、マスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による、周知徹底及び広報を図る。

カ 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

キ 自衛官及び消防吏員の措置

通行禁止区域等において警察官がその場にはいない場合に限り、派遣を命ぜられた自衛官及び消防吏員は、それぞれの緊急車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により次の措置を行うことができる。

- ① 緊急通行車両の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、必要な措置を命ずること
- ② 命令の相手方が命じられた措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合は、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損すること

自衛官及び消防吏員が上記の措置を行った場合は、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続は、次の要領で行う。

ア 確認場所

警察本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署のほか、緊急交通路の指定に伴う交通検問所等において実施する。

イ 申出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ① 車両番号標に表示されている番号
- ② 車両の用途（輸送人員又は品名）
- ③ 使用者の住所、氏名
- ④ 輸送日時
- ⑤ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- ⑥ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）

ウ 標章等の交付

警察署長（交通規制課長、高速道路交通警察隊長を含む）が緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の確認標章及び確認証明書を交付する。

第 24 節 応急公用負担

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図るものとする。

1. 応急公用負担等の権限

- (1) 市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。
 - ア 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（災害対策基本法 第 64 条第 1 項）
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。（災害対策基本法 第 64 条第 2 項前段）
 - ウ 市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（災害対策基本法 第 65 条第 1 項）
- (2) 市長は、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。（災害対策基本法 第 71 条第 2 項）
- (3) 警察官又は海上保安官は市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（災害対策基本法 第 64 条第 7 項及び第 65 条第 2 項）
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（災害対策基本法 第 64 条第 8 項及び第 65 条第 3 項）

2. 公用負担命令権限の委任

- (1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長の委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、応急公用負担等の権限を行使できる。
- (2) 受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、公用負担命令権限証（資料 9-17）を携行し、必要な場合にはこれを掲示しなければならない。

3. 公用負担命令の手続

公用負担の権限を行使する場合は、公用負担通知書（資料 9-18）により土地建物等の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者に対し、当該土地建物等の名称又は種類等を通知しなければならない。ただし、災害の状況から公用負担通知書を交付するいとまがない場合は、当該通知書を交付することなく公用負担の権限を行使することができる。

4. 事前措置等

- (1) 市長は、災害が発生するおそれがあるときに、災害を拡大するおそれがある設備又は物件の占有者等に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安等の措置を指示することができる。
- (2) 警察署長又は宮城海上保安部長は、市長から要求があったときは、前項の事前措置等の指示を行うことができる。この場合において、指示を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

5. 損失補償及び損害補償等

- (1) 市長は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。
- (2) 市長は、市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、仙台市消防団等公務災害補償条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第 25 節 文教対策計画

〔教育部〕

本節では、学校、社会教育施設及び文化財について、迅速かつ適切な災害対応を行うための計画を定める。

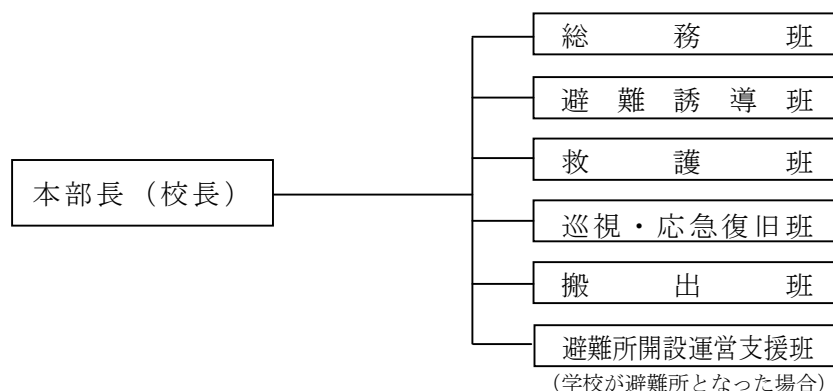
1. 学校の対策

(1) 災害時の体制

ア 学校災害対策本部の設置

市立学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生状況等を勘案の上、学校災害対策本部を設置し、迅速に対応に当たる。

学校災害対策本部の組織・業務内容等については、学校防災計画の中であらかじめ規定し、校長は災害時にはそれを基に班編成・人員配置等を柔軟に組み替えて設置する。学校災害対策本部の組織や業務内容については次のとおりである。



イ 在校時

- ① 校長は、災害発生の状況に応じて、緊急避難等適切な指示を行う。
- ② 校長は、災害の規模や児童生徒・教職員の安否、施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に連絡して指示を受ける。併せて学校災害対策本部を設置して、万全の体制を確立する。
- ③ 教育委員会又は校長は、児童生徒及び教職員の被災状況を把握した後、負傷した児童生徒及び教職員の応急手当を施し、その程度により医療機関へ搬送する等の措置を行うとともに、それ以外の児童生徒については、各学校があらかじめ保護者に周知している「非常時下校体制」に基づき、通学路の被害状況を把握したうえで、保護者への引渡しや集団下校を行う。また、津波避難エリア内の学校においては、大津波警報発令中には、保護者も一緒に校内に待機するよう要請する。
- ④ 教育委員会又は校長は、大量に負傷者が発生した場合は、災対本部に救援要請を行うとともに、速やかに救援活動を行う。
- ⑤ 遠足等校外活動時に災害が発生することも想定して事前指導を行うとともに、万が一発生したときは、引率の担当教職員が適切な指示、誘導等を行い、児童生徒の安全を図る。

ウ 在校時外

- ① 校長及び教職員は、非常配備計画に基づき行動し、学校災害対策本部を設置する。
- ② 教職員は、学校災害対策本部の業務分担により、児童生徒の安否、施設・設備の被害状況を直ちに調査の上把握する。
- ③ 校長は、教育委員会に被害状況を報告し、指示を受ける。

エ 学校が避難所開設を要請された場合の対策

- ① 校長は、区本部から避難所開設を要請された場合には、施設・設備の被害状況等を勘案の上、地域団体等と連携・協力の下、避難所開設を行う。
- ② 避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、校長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な収容措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。
- ③ 避難所の運営への協力体制については、学校防災計画及び避難所運営マニュアルに基づき、被害状況や避難者数に応じた柔軟な体制で対応する。

(2) 災害時の応急対策

教育委員会又は校長は、災害が発生した場合において、速やかに被害の状況を把握し、その状況に適した措置を講ずる。

ア 臨時休校等の措置

教育委員会又は校長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認められるときは、臨時休校等の措置を行い、速やかに児童生徒及び関係者に連絡をとる。

イ 通学路の安全確保

教育委員会又は校長は、通学路上に障害物あるいは危険物があるとき又は危険が生ずるおそれがあるときは、関係機関にそれらの除去などを要請し、通学路の安全確保に努める。

ウ 教職員の確保

教育委員会は、授業の再開に必要な教職員の確保に努める。

エ 応急時の教育の実施

教育委員会又は校長は、学校施設の被害の実情に応じた授業方法を考慮し、授業を実施するよう努める。

オ 授業の再開

校長は、学校施設の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童生徒の状況などを把握し、教育委員会の指示を受けながら、状況によっては、臨時学級編成を行うなどの措置により、早急な授業の再開に努める。

なお、授業が全般的に再開され、安全確保が保持された状態において校長は、地域と連携しながら避難所運営、救援活動や学校施設設備等の応急復旧作業の補助的業務に教職員の指導の下に生徒が参加できるよう検討する。

カ 学用品の調達及び支給

教育委員会は、震災等で住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障を生じた児童生徒に対しては、必要最小限の学用品を支給する。

キ 学校給食

教育委員会は、施設、設備、関係職員及び関係業者等の実情を把握し、その状況に適した措置を講ずるなどして、災害時においても学校給食の供給に努める。

ク 児童生徒の心のケア

教育委員会は、被災した児童生徒に対し、スクールカウンセラーや臨床心理士等による支援を実施する。また、必要に応じ、専門家等による委員会を設置するなどして充実を図るほか、症状が一定期間経過後に現れることもあることから、中長期的なケアも視野に入れながら対応を行う。

ケ 障害のある児童生徒への配慮

教育委員会又は校長は、特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒に対して避難誘導や避難所での生活において必要な配慮や支援を行う。

2. 社会教育施設の対策

教育委員会又は施設長は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に適した措置を講ずるものとする。災害対応業務については、あらかじめ業務分担等を定め、施設長は災害時にはこれを基本としつつ柔軟に対応する。

(1) 施設長の応急措置

施設長は、開館中の場合においては、直ちに在館の施設利用者を避難誘導し、保有する資料等を保護するなど被害の拡大の防止に努め、災害の規模及び施設利用者、職員、施設・設備、保有資料等の被害状況を速やかに把握し、消防機関等に通報するとともに、教育委員会に報告して指示を受ける。

閉館中の場合には、直ちに出勤し災害の状況を調査して、必要な職員を非常招集するとともに被災状況を把握し、教育委員会に報告して指示を受ける。

(2) **負傷者への対応**

教育委員会又は施設長は、負傷した施設利用者及び在勤職員の応急手当を行い、その程度により消防機関に通報するとともに、必要に応じその家族等に連絡する。

また、大規模な被害を受け、又は多数の負傷者が発生した場合は、施設長は直ちに消防機関に通報するとともに、教育委員会に救援要請を行い、速やかに被害の拡大防止、救援活動を行う。

(3) **休館等の措置**

教育委員会又は施設長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、臨時休館等の措置を行い、速やかに関係機関及び関係者に連絡をとる。

(4) **避難者の安全確保**

施設長は、一時避難者等がいる場合には、施設内の安全が確保できる場所に誘導し、一時避難者の安全な避難・誘導の実施に必要な情報の提供等に努める。

なお、市民センターが、区本部から避難所開設を要請された場合には、施設長は地域団体等と連携・協力の下、協働して避難所運営を行う。

(5) **資料等の保全**

施設長は、保存資料等の保全に努め、被害を受けた資料等も可能な限り保護する。

(6) **教育活動の再開**

施設長は、災害の規模、施設の被害状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と協議の上、施設の再開も含めた教育活動を再開する。被害状況により長期休館を要する施設については、教育委員会等関係機関と協議の上、教育活動の部分的な再開を検討し、実施する。

教育活動の再開に際しては、施設長は災害の推移を把握し、教育委員会等と密接に連携の上、安全の確保に留意するものとする。

3. 文化財の対策

教育委員会は、災害が発生した場合において速やかに文化財の被災状況を把握し、指定・登録文化財の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して必要な指示・指導を行うことにより、その状況に適した措置を講ずるものとする。

(1) **被害状況の把握**

ア 教育委員会による被害状況の把握

教育委員会は、指定・登録文化財等の被害状況をできるだけ速やかに把握・確認し、所有者等に対して必要な応急措置を指示するとともに、逐次、対応状況等について県に報告する。

未指定文化財については、必要に応じてその被害状況を把握・確認するとともに、所有者等から相談を受けた際には、助言・指導に努める。

イ 指定・登録文化財の所有者等による被害状況の把握

所有者等は、身の安全を確保した上で、直ちに見学者等の避難誘導を行う。その後、文化財等の被害状況を速やかに把握し、教育委員会への報告を行い、被害拡大防止に努める。

(2) 指定・登録文化財の応急修理等の対応

ア 教育委員会による応急修理等の対応

教育委員会は、所有者等が行う応急修理等の方法について協議・検討を行う。必要な場合は県に報告して指示を受け、適切な指導を行う。

イ 所有者等による応急修理等の対応

所有者等は、被害拡大防止のために必要とされる応急修理等を施すよう努める。その実施に当たっては、教育委員会の指示等を踏まえるとともに、文化財の現況について報告するよう努める。

ウ 修復後の利活用の再開

所有者等は、被災前と同様の利活用（公開）を再開する場合には、安全管理の見直しや必要な対策を講じた上で、教育委員会と協議し、利活用を再開する。

(3) 第三者の文化財レスキュー活動との連携

教育委員会は、被災文化財の応急処置等の文化財レスキュー活動に当たる者との情報共有を図り、相談者等への情報提供や活動周知のための広報を行うなど、可能な限りの活動支援と連携協力を努める。

第 26 節 応急給水・水道復旧計画

〔環境部、水道部、区本部〕

本節では、地震発生に伴う断水等により、飲料水を確保することができない市民に対し、必要となる飲料水の応急給水の実施方法及び水道施設の復旧計画について定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
環境部	・災害応急用井戸の活用の推進に関する事
水道部	・応急給水の実施に関する事 ・水道施設の復旧に関する事
区本部	・浄水機の活用に関する事

2. 災害時の応急体制 〔水道部〕

被害状況に基づいた配備体制をとるとともに、水道局危機対策本部を設置し事態の収拾に当たる。

3. 応急給水計画 〔水道部〕

(1) 応急給水方法

応急給水は拠点給水・運搬給水・臨時給水を組み合わせ効率的に行う。

ア 拠点給水：非常用飲料水貯水槽・応急給水栓・災害時給水栓による給水

(資料 9-16 「災害時給水施設」参照)

イ 運搬給水：給水車・容器による給水

ウ 臨時給水：臨時給水栓・消火栓・仮設水槽による給水

(2) 重要施設と優先順位

応急給水は、人命に関わる施設から優先して行う。

特に大規模災害発生時の被災初期段階では、他都市からの応援が期待できず、給水車の台数に制約が生じることから、健康福祉部や区本部との連絡を密に取りながら、災害拠点病院、指定避難所、社会福祉施設等を優先して応急給水を行うものとする。

(3) 応急給水用資機材

平成 25 年 4 月 1 日現在

品 名	数 量	容 量 等
給水タンク車	4 台	2 m ³ ローリー車（圧送可能型）
	1 台	3 m ³ ローリー車（圧送可能型）
	1 台	4 m ³ ローリー車（圧送可能型）
アルミタンク	5 基	2 m ³ タンク
	29 基	1 m ³ タンク
ポリ携行缶	1,700 個	20 ℓ
ポリ袋	20,000 枚	6 ℓ
仮設水槽	16 基	1 m ³

4. 水道施設応急復旧計画 【水道部】

水道施設の復旧に当たっては、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、復旧作業体制や復旧資機材の状況も踏まえた応急復旧計画を策定し、可能な限り早期の復旧に努める。

(1) 応急措置

ア 保安措置

管路破損漏水などによる二次災害の発生及び被害拡大の防止を行うため、仕切弁閉栓及びポンプ停止などの操作を行い、断水などの保安措置を講じる。

また、緊急遮断弁が作動したときには、広範囲な断水が発生することから、連絡体制フローに従い、消防局消防情報センターに連絡する。

イ 水の相互融通

各浄水場間における相互連絡管での水融通を行う一方、市内の配水ブロックの切替え等を行い、断水区域の縮小化を図る。

ウ 自家発電設備等の運転

停電時には、非常用自家発電設備等の運転により安定した電力の確保に努め、飲料水の供給に万全を期す。

(2) 復旧目標の設定

被害状況の把握後、速やかに目標とする復旧期間を設定し、その目標期間内に完了できるよう復旧作業体制（要員、車両等）の確立や復旧資機材の調達、関係機関への応援要請などを実施する。

(3) 応急復旧計画の策定

被害情報を迅速に集約するとともに、応援協定締結団体・応援事業体の参集状況や復旧資機材の調達状況などを把握し、応急復旧計画を策定する。

ア 復旧の優先順位

以下の優先順位を基本として復旧計画を策定する。

- ① 取水、浄水機能
- ② 主要配水幹線管路等の送水機能
- ③ 災害拠点病院、指定避難所、社会福祉施設等の重要施設への管路
- ④ 災害復興に係る公的機関施設への管路
- ⑤ その他の一般配水管路

イ 仮設配管の検討

管路の損傷が多い場合や道路崩壊などで修理が困難な場合は、仮設配管を用いる復旧方法を検討する。

5. 広報活動 【水道部】

(1) 市民への情報提供

災害発生時には、水道施設の被害状況や応急給水場所、断水等の復旧見通しなどの情報を、災対本部を通じて市民にお知らせすると同時に、水道部独自の機動的な広報を行う。

(2) 広報の手段

水道局ホームページや広報車両のほか、テレビ・ラジオ・新聞等のメディアも活用するなど、正確な情報をより早く、より広く提供する。

6. 応急体制下の通信方法 【水道部】

災害時には、業務用無線、衛星電話及び携帯電話等あらゆる通信手段を活用し、迅速かつ的確な通信連絡体制を確保する。

7. 関係機関への応援要請 【水道部】

水道事業管理者は、応急給水及び復旧の両面において、現有の災害対応能力では水道機能の早期回復が望めないと判断した場合には、他都市、関係機関等との応援協定に基づいて応援を要請し、資機材及び人員の確保を図る。更に、応急給水体制が十分に整わない場合については、災対本部事務局を通じて、知事に対し自衛隊等関係機関への協力要請を行う。

(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

8. 応急給水補完対策〔環境部、区本部〕

主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。

(1) 浄水機の活用

災害発生時において、区本部は、区役所及び総合支所に配置している浄水機を活用し、指定避難所等での給水活動を実施する。

(2) 学校プール貯留水等の活用

指定避難所においては、学校プールの貯留水等を活用し、生活用水の確保を図る。

(3) 井戸水の活用

災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保が重要である。災害時における地域の生活用水の確保という観点から、現に有効に使用されている個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。

<災害応急用井戸登録数>

平成 25 年 8 月 16 日現在

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
登録井戸数	97	40	40	37	22	236

第 27 節 電力施設災害応急計画

〔東北電力株式会社〕

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1. 要員の確保

宮城県内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合、支店及び県内全事業所は、自動的に第二非常体制に入り、社員は呼集を待つことなく出動する。

2. 応援の要請及び派遣

被害が甚大で早期復旧が困難である場合は、他事業所に応援を要請する。

3. 広報活動

災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去と公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のためテレビ、ラジオ、新聞、広報車、ホームページ、携帯サイト等を利用し、電力施設被害状況、復旧見通し、及び公衆感電事故、電気火災の防止等について広報を行う。

4. 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 事業所間相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他店所（宮城県外）からの融通
- オ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合は、あらかじめ調査していた用地をこれにあてるものとするが、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5. 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。事故停電した配電線の再送電に当たっては、被災地域の状況を適切に判断し、電気に起因する二次災害の未然防止に努める。

6. 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次により実施する。

ア 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品等を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部切替又は移動用機器、貯蔵品等の活用により、応急復旧措置を行う。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速かつ確実な復旧を行う。

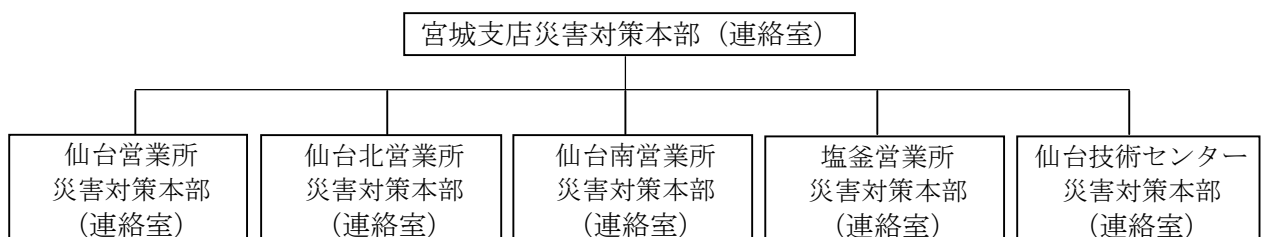
オ 通信設備

可搬型電源、可搬型衛星通信設備、移動無線機等の活用により、通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

<東北電力株式会社非常災害連絡系統図>



※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。

第 28 節 電気通信施設災害応急計画

〔東日本電信電話株式会社宮城支店〕

電気通信設備が被災した場合には、公共機関などの重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1. 応急措置

(1) 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。

ア 応急対策として、可搬型無線機の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。

イ 重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星携帯電話の利点を活かし、衛星通信を活用する。

ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(2) 通信が異常に輻輳した場合は、次の措置を講じる。

ア 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、輻輳の緩和を図る。

イ 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102 番により「非常扱い電話」、「緊急扱い電話」の申込みを受けた場合は、他のオペレーター扱い電話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を 115 番により「非常扱い電報」、「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

2. 非常時の通信の確保

災害時において市、及び地方行政機関等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第 29 節 ガス施設災害応急計画

〔ガス部〕

本節では、地震によりガス施設に被害発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、二次災害防止のための防護措置及び復旧計画について定める。

1. 災害時の要員確保

「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度 4 以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動出動し、主要ガス施設の点検を行い、被害状況に応じた配備をとる。

なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台ガス工事協同組合を通じ、仙台市ガス工事人（平成 25 年 10 月現在 118 社）へ応援を要請する。

2. 応急復旧用資材の確保

各資材メーカーとの協定に基づき、緊急時に必要な資材を即時出庫できるよう、ガス管、継手等を幸町構内の資材倉庫に常時 2 か月分確保しているほか、不足分については他事業者の協力により補充する。

3. 緊急措置（供給停止基準）

基準地震計の SI 値が 30 カイン以上となった地域については、製造設備及び供給設備の健全性の確認を行い、二次災害の発生が予測される場合には、単位ブロックで速やかにガス供給を停止する。

更に、基準地震計の SI 値が 60 カイン以上を記録した場合若しくは製造所及び供給所のホルダーの送出量又は整圧器等の圧力の大幅な変動により、供給継続が困難な場合は、単位ブロックで即時にガス供給を停止する。

4. 広報活動

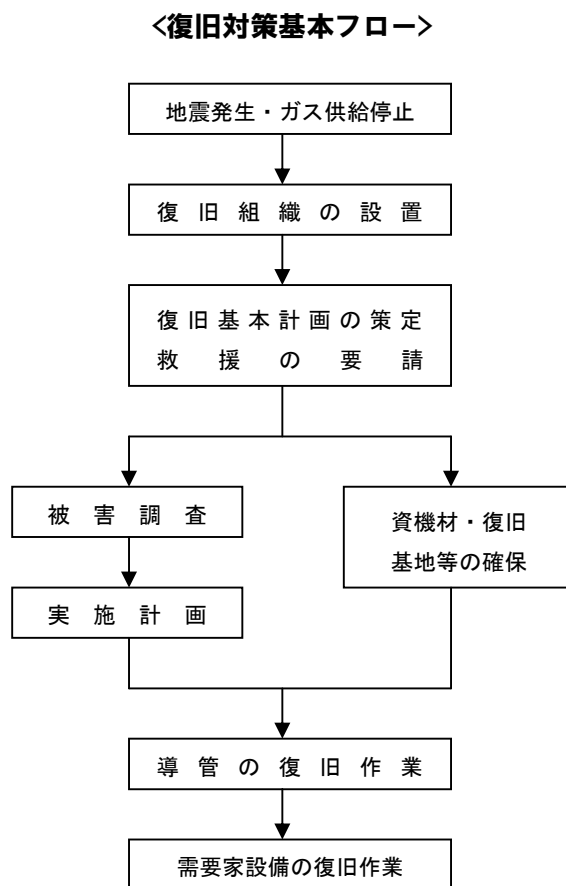
あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ホームページにより周知する。

また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。

5. 復旧計画

供給停止地区の復旧は、次のとおり行う。

- (1) 供給停止区域内の閉栓及び被害状況把握
- (2) 復旧順位の決定及び復旧ブロックの確立
- (3) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (4) 本支管、供給管漏えい箇所修理
- (5) 内管検査及び修理（倒壊等により供給再開が困難な建物は、供給管を切断し、ガスの供給を遮断する。）
- (6) 消費機器の点火試験
- (7) 開栓（供給再開）



6. 需要家支援対策

避難所及び早期の供給再開が困難な需要家に対しては、他事業者及び仙台市ガス工事人と協力しながら、代替熱源としてカセットコンロの貸出しを行う。また、医療施設等に対し、必要に応じ移動式ガス発生設備等を設置する。

第 30 節 下水道施設災害応急計画

〔建設部〕

本節では、下水道施設災害に係る応急対策及び施設の復旧対策について定める。

1. 初動対応

(1) 下水道対策本部の設置

地震発生後、建設局長（局長に事故あるときはあらかじめ局長が指名する者）は、必要に応じ、直ちに局内に総括指揮連絡班、指揮連絡班などで構成する下水道対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施する。

(2) 非常配備体制の確立

下水道対策本部が設置された場合において、初動対策、情報収集、広報活動及び施設の復旧対策などに必要な要員を確保するため、各課公所の職員の非常配備体制を確立する。なお、非常配備体制は、震災直後における初動期対応の非常配備体制及び対策が長期に及ぶ場合の交代制非常配備体制を併せて確立する。

(3) 初動対策

勤務時間内に地震が発生した場合、各課公所に直ちに次の措置を行う。なお、勤務時間外に地震が発生した場合には、各自テレビ・ラジオなどで速やかに地震・津波情報を収集し、定められた非常配備体制に従い、直ちに参集する。

ア 所管の施設などの被害状況を把握し、火災が発生した場合は、初期消火に努める。

イ 被害の状況により、施設内外にわたり危険箇所の立入り規制や薬物、危険物などに対する緊急防護措置を行う。

ウ 非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保に努める。

2. 情報収集

被害の全体像を早期に把握し、的確で迅速な対応に資するため、おおむね次の施設について被害情報を収集する。

- (1) 処理場、ポンプ場及び、管きょなどの下水道施設
- (2) 水道施設（断水地域・地帯等）、ガス施設、電気施設及び通信施設
- (3) 道路及び河川
- (4) 関連業者

3. 施設の復旧対策

(1) 第1段階

市民の下水道利用の継続と、下水の溢水防止を目的として、速やかに下水道施設の被災状況の概略を把握するとともに二次災害の危険性を判定し、必要に応じて緊急措置を行う。

(2) 第2段階

下水道施設の詳細な被災状況の把握をするとともに二次災害の危険性、施設復旧の緊急性重要性等を勘案し、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で行う。

(3) 第3段階

工期、工法、経済性、地域の将来計画及び復興計画等を考慮し速やかに「本復旧」を行う。

4. 関係機関への応援要請

災害時において、本市だけでは対応できない場合は、各種応援協定等に基づき、他都市、関係機関及び協力団体へ応援要請を行う。

(第22節「応援協力要請(受援)計画」P.149参照)

5. 広報活動

(1) 広報の基本方針

市民に状況を正しく伝え、理解を得るため、災対本部広報班との連携の下にあらゆる媒体を活用し、被害状況や復旧方針、復旧状況を広報し、情報提供を行う。

(2) 段階別の広報活動

復旧対策の第1段階においては下水道施設の被害状況の概略及び緊急措置などを、第2段階においては下水道施設の詳細な被害状況と応急復旧及び復旧の見通しなどを、第3段階においては本復旧の進捗状況などを市民に広報する。

(3) 災害発生時の下水道使用について

災害発生後も下水道を使い続けるため、油を下水に流さず紙で拭き取る、トイレトーパーの使用量は最小限にするなど、下水道利用者に対し要請する。

第 31 節 交通施設災害応急計画

〔交通部〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、自動車運送事業及び高速鉄道事業の諸施設の被害の発生及び拡大を防止し、応急復旧に努めるとともに、利用者の安全を確保する。

1. 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、「仙台市交通局災害対策要綱」に基づき職員を動員し、交通局総合災害対策本部を設置する。また、被害の程度がこれに至らない場合は、総務部に情報連絡班及び庶務広報班を、自動車部、高速電車部及び東西線建設本部に現場災害対策本部を設置し、災害対策に当たる。

(2) 要員の確保

「仙台市交通局災害対策要綱」による非常配備職員を確保する。

(3) 応急復旧資材の確保

業務用資材及び指定業者保有資材を応急復旧資材として確保する。

2. 自動車運送事業

(1) 応急措置

- ア バス乗務員は、乗務中に災害に遭遇したときは、現場の状況を的確に判断し、乗客の安全を優先して臨機の措置をとり、直ちに運行管理者に状況を通報し、その後の指示を受ける。
- イ 災害によりバス路線に障害が発生した場合は、運行管理者を経由して、道路管理者に通報し、復旧を依頼する。
- ウ 災害発生時にバスターミナル構内等にいる市民については、職員が市民の動揺や混乱を招くことのないよう留意しつつ、安全な場所へ避難誘導を行うなど、臨機の措置を行う。

(2) 緊急輸送

災対本部事務局又は防災関係機関から人員の緊急輸送について要請があった場合は、輸送に当たる。

3. 高速鉄道事業

(1) 応急措置

ア 運行規制

運転指令区長は、40 ガル以上の地震を感知したときは、全列車を停止させる。振動がなくなったと認めたときは、以下の対応をとる。

- ① 第1地震警報（40ガル以上）
注意運転
- ② 第2地震警報（80ガル以上）
25 km/h以下の速度で注意運転
- ③ 第3地震警報（120ガル以上）
15 km/h以下の速度で最徐行運転し、次駅到着後運転休止

イ 運転士の対応

運転士は強い地震を感知し、危険と認めたとき、又は運転指令区長より停止の指令を受けたときは、次の取扱いを行う。

- ① 駅に停車中のときは、出発を見合わせる。
- ② 走行中のときは、直ちに列車を停止させる。ただし、停止した箇所が危険であると認められたときは、進路の状況を確認した上、安全と認められるところまで移動しなければならない。
- ③ 運転指令区長の指令により、運転規制による運転を開始するときは、線路、電車線路等の状況について、特に注意しなければならない。

ウ 乗客の避難・救護対策

- ① 運転士及び駅務員は、駅及び列車の状況を的確に把握するとともに、乗客の動揺を静めるために、地震状況の放送を行う。
- ② 運転士及び駅務員は、必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。
- ③ 運転士及び駅務員は、負傷者等が発生したときは、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。

エ その他の措置

災害発生と同時に関係職員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。

(2) 情報連絡

災害情報及び応急復旧処置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、構内 PHS、NTT 回線等を使用する。

(3) 輸送等の確保

地震により、高速鉄道南北線が長時間運行不能と認めたときは、仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程に基づき、本市一般乗合旅客自動車により振替輸送を行うほか、災害の状況により、他の交通機関に対し、協定等に基づき振替輸送を要請する。また、公益社団法人宮城県バス協会との覚書に基づき、会員事業者に対しバスによる輸送について協力を要請する。

高速鉄道南北線が運行を再開した場合において、他の交通機関から振替輸送等の支援要請があったときは、協定等に基づき振替輸送に当たる。

第 32 節 JR 鉄道施設災害応急計画

〔東日本旅客鉄道株式会社仙台支社〕

被災内容は、鉄道輸送の各部門にわたり、広汎多岐の態様で発生することが予想されるので、次の要領により災害復旧に全力を挙げる。

1. 抑止列車の乗客代行輸送の確保

(1) 輸送の確保

災害区間発着、又は通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回区間の輸送力増強、他社線との振り替え輸送及び新幹線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(2) 陸上自衛隊の支援

上記による代行輸送の確保が不可能である場合に備え、陸上自衛隊の支援に関し、あらかじめ調整を図るものとする。

2. 給食等の確保

(1) 旅客の給食

抑止中の列車及び代行輸送待ち合わせ中の旅客に対して、必要な給食等を支給する。

(2) 給食の確保

給食などは、グループ会社等に手配し確保するものとする。

3. 大規模駅における旅客の安全対策

大規模駅においては、列車が全面ストップした場合、特に夜間にかけては、通勤・通学などの旅客が、駅の待合室・ホーム・広場などにあふれ、情報の不足などから不測の事態が誘発されるおそれもあるため、列車運転不能の状況及び他の交通機関の運行状況を案内し、誘導に努める。

また、情報によっては、関係警察署の応援を求めて、旅客の安全を図る。

4. 通信網の確保

(1) 鉄道電話

障害が発生した鉄道電話の修復に全力を挙げる。

(2) 無線等の活用

一般公衆電話も可能な限り活用するほか、「列車無線」「乗務員無線」「作業用無線」等の活用を図る。

5. 施設の復旧保全

(1) 応急工事

線路、橋梁、トンネル、停車場構造物等の列車運転確保上必要な応急工事を、線区の重要性を勘案しながら、部外施工業者等の協力を受ける等、全力を投入して実施する。

(2) 運転再開の安全

列車の運転再開に当たっては、安全を十分に確認した上で、必要な安全措置をとる。

6. 列車運行の広報活動

(1) 情報の提供

利用者の不安を除き、更に利便を図るため、駅頭に不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを掲示する等して周知を図る。

(2) 広報

新聞・ラジオ・テレビなどの報道機関に対し、随時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図る。

7. 対策本部の設置

災害発生時又は発生が予想されるときは、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を定める。

(1) 仙台支社対策本部

- ア 支社対策本部長は仙台支社長とし、対策本部の業務を統括する。
- イ 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。

(2) 現地対策本部

- ア 支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。
- イ 現地対策本部長は地区駅長、地区駅長が指定した者とする。

8. 気象異常時の取扱い

(1) 気象情報の伝達

施設指令は、気象台、関係箇所から、気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に伝達する。

(2) 輸送指令

輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。（運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。）

9. 消防及び救助に関する措置

(1) 火災発生時の措置

地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

(2) 負傷者発生時の措置

災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

(3) 応援要請

列車等の大規模災害による多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

第 33 節 住宅応急対策計画

〔総務企画部、財政部、市民部、健康福祉部、都市整備部〕

本節では、大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じた場合で、住民の避難生活が長期に及ぶと判断されるときには、避難者の健全な住生活確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を速やかに実施することが、極めて重要なことから、事前に住宅応急対策計画を定めるものである。

1. 実施機関及び担当業務

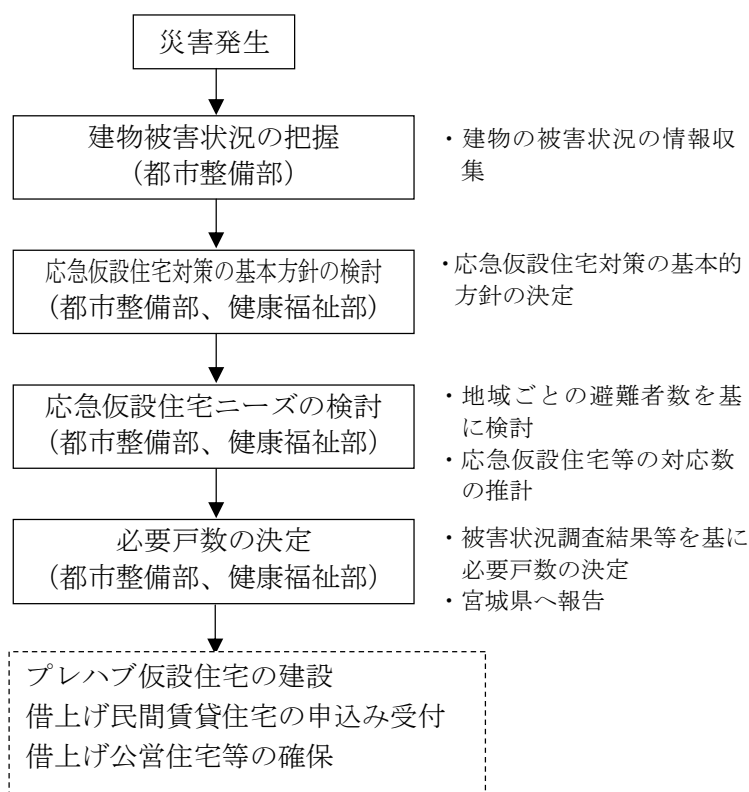
実施機関	担当業務
総務企画部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関すること ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関すること
財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関すること (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関すること (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関すること
市民部	(地域支援班) ・ 技能職団体への協力要請に関すること
健康福祉部	(庶務班) ・ 災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の総括に関すること ・ 応急仮設住宅の必要戸数及び入居者の決定に関すること ・ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）の入退去等の管理の総括に関すること
都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定に関すること ・ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関すること (市営住宅班) ・ 市営住宅の保全に関すること ・ 被災者の市営住宅への入居に関すること ・ 応急仮設住宅の施設の維持管理及びその他管理の応援に関すること ・ 災害公営住宅の計画及び整備に関すること ・ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関すること ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関すること (営繕班) ・ 応急仮設住宅の建設場所の選定に関すること ・ 応急仮設住宅の建設及び解体に関すること※建設委任時 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関すること※建設委任時 ・ 災害公営住宅の建設に関すること (建築物調査班) ・ 応急仮設住宅の整備の総括に関すること ・ 応急仮設住宅の建設場所及び戸数の決定に関すること ・ 応急仮設住宅の建設用地の提供受入れに関すること ・ 応急仮設住宅の提供要請・受入れに関すること

2. 応急仮設住宅対策の基本方針 [財政部、健康福祉部、都市整備部]

応急仮設住宅対策について、都市整備部は、各種被害状況の収集に努め、健康福祉部等との調整を行い、対応に関する基本方針を策定する。応急仮設住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。

- (1) プレハブ仮設住宅： 新規に建設するプレハブ等の簡易な構造の仮設住宅 …下記 3
- (2) 借上げ民間賃貸住宅： 宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するもの …下記 4
- (3) 借上げ公営住宅等： 公営住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として供与するもの…下記 5

<応急仮設住宅の必要戸数決定までのフロー>



3. プレハブ仮設住宅の建設〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕

災害のため、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。

(1) 災害救助法との関係

ア 災害救助法が適用される場合

- ① 県が実施し、市が補助する。
- ② 災害救助法が適用される場合の市の業務
 - ・ 応急仮設住宅の設置場所の確保
 - ・ 入居者の選定

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができないときは、市はこれに着手することができる。また、県が直接建設することが困難な場合には、委任に基づき市が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合

特に必要と認められるときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として、市がプレハブ仮設住宅を建設する。

(2) 建設用地の確保及び選定

財政部は、プレハブ仮設住宅の建設が可能と思われる市有地のリストの更新を適宜行う。

都市整備部は、建設用地の現地調査により、インフラ整備状況を把握しておくとともに、被災地との地理的關係や周辺的生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。

震災後に民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。

(3) 住宅規模

1戸当たり 29.7 m² (9 坪) を基準とする。

(4) 障害者、高齢者等に対する配慮

プレハブ仮設住宅の建設に当たっては、障害者、高齢者等に配慮し、段差の解消、スロープ、手すり等の設置を行う。

(5) 設置の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置する。

(6) 供与期間

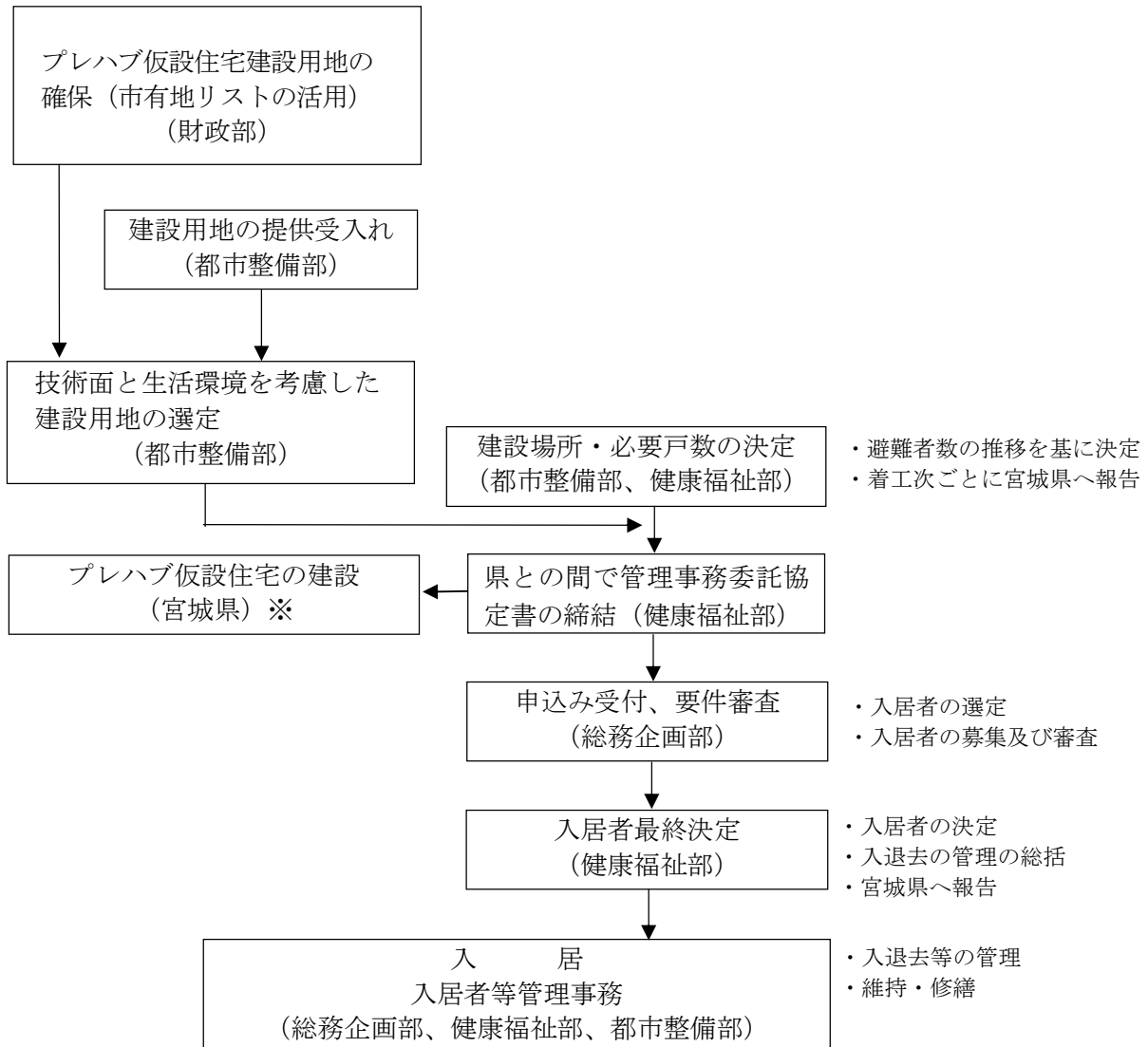
完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の期限内（原則 2 年）とする。

(7) 入居対象者

災害のため、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力で住宅を得ることができない者が原則対象となる。

(8) プレハブ仮設住宅に関する事務フロー

〈災害救助法が適用され、宮城県が建設する場合〉



※ 災害救助法が適用されない場合、又は、知事から委任を受けた場合については、都市整備部が建設を行う。

※ 無償工事や資機材・物品等の提供申出については、建設工事に関連する場合は都市整備部で対応し、その他の場合は健康福祉部で対応する。

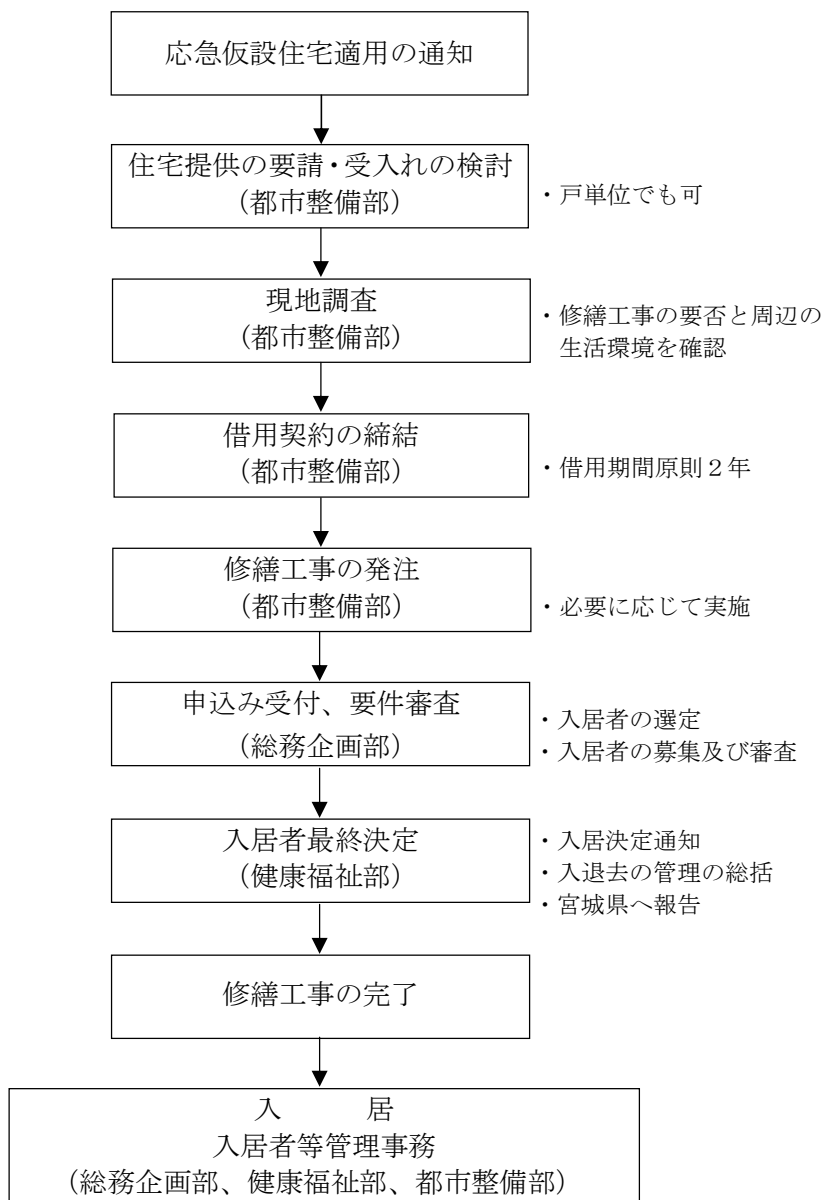
4. 借上げ民間賃貸住宅 [総務企画部、健康福祉部]

宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するものであり、受付期間の設定は、避難者数の推移やプレハブ仮設住宅等の入居状況などを考慮しながら調整を行う。

5. 借上げ公営住宅等〔総務企画部、健康福祉部、都市整備部〕

国から、公営住宅やUR賃貸住宅等を応急仮設住宅として活用できる旨の通知が出された場合は、提供可能な市営住宅の空き住戸を確保するとともに、他の公営住宅等の管理者に対して、空き住戸提供の要請又は空き住戸活用の申出の受入れを検討する。

借用契約の締結前に必要に応じて、現地調査を行い、修繕工事の要否や周辺の生活環境等を確認する。修繕工事に時間を要する見込みの場合は、借上げ民間賃貸住宅の申込状況やプレハブ仮設住宅の建設スケジュールを考慮して借用の可否を判断する。



6. 災害公営住宅の整備 [都市整備部]

(1) 災害公営住宅の整備

災害により住宅を失った者を救済するため、被災者に対して「災害公営住宅」を整備する必要があるときは、建設、買取り等により整備を進める。

(2) 災害公営住宅整備事業の手続の流れ

ア 住宅災害速報の提出（災害発生後 10 日以内、知事→国土交通省住宅局長）

イ 災害公営住宅整備計画書の提出（仙台市長→東北地方整備局長）

ウ 住宅減失戸数の査定

エ 整備計画の内示（東北地方整備局長→仙台市長）

オ 補助金*交付申請（仙台市長→東北地方整備局長）

カ 補助金*交付決定（東北地方整備局長→仙台市長）

*東日本大震災においては、東日本大震災復興交付金

7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去 [財政部、健康福祉部]

(1) 災害救助法との関係

ア 災害救助法が適用された場合

知事の委任を受けた場合に、市長が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合

市長が必要と認めたときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として市独自で実施する。

(2) 被災住宅の応急修理

災害のため、被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に修理し居住環境の確保を図るため、被災住宅の応急修理を行う。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊（半焼）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では住宅の応急修理ができない世帯

イ 期間

災害発生の日から 1 か月以内

(3) 土石等障害物の除去

災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運びこまれ、日常生活を営むことに支障をきたしている世帯に対し、土石等障害物（一般廃棄物）の除去を行う。

ア 対象者

災害によって、住家が半壊（又は床上浸水）以上の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯で、かつ、自己の資力では障害物の除去ができない世帯

イ 期間

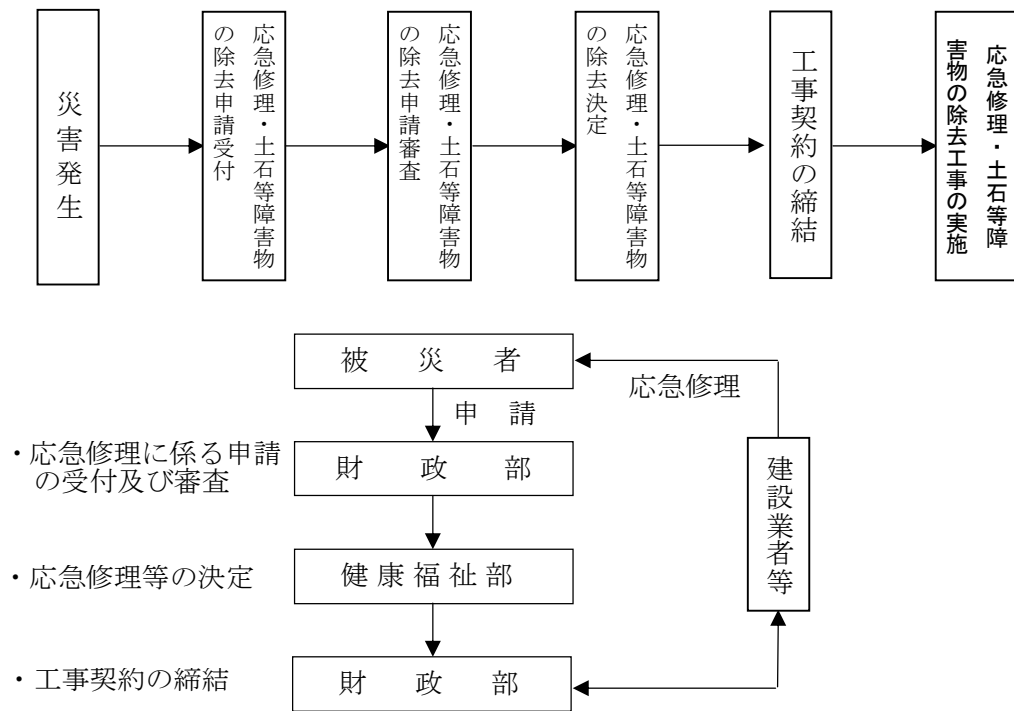
災害発生の日から 10 日以内

(4) 応急修理及び土石等障害物の除去の範囲等

居室、玄関等日常生活に必要な最小限度の部分に限定し、建設業者等に委託して実施する。

(5) 応急修理等に関する事務処理

〈被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に関する事務処理〉



8. 市営住宅の応急復旧 【都市整備部】

市営住宅の被害状況の確認を行い、応急復旧を行う。

(1) 被害調査

ア 都市整備部は、市営住宅の住民の安全確保と被害状況を把握するため、現地調査を実施するとともに、必要に応じ市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者に調査を依頼し、以後の取り組み方針を決定、確認する。

イ 被害状況の確認事項はおおむね以下のものとする。

- ① 現在の住宅への継続入居が不可能で別の市営住宅（応急仮設住宅を含む）を必要とする者の数
- ② 損害の程度：各団地及び棟ごとの全壊、半壊等の被害程度の確認、継続入居可能の可否、被害額の推定

(2) 応急復旧

都市整備部は、地震災害等が発生し、市営住宅において被害が確認された場合は、応急復旧対策に係る今後の取り組み方針を決定する。

市営住宅の被害状況に応じた応急復旧対策の取り組み方針を決定するまでの間、必要に応じ指定管理者と協議し、応急措置をとるよう指示する。

9. 人員体制について

東日本大震災時の経験を踏まえ、応急仮設住宅の入退去の募集及び審査、被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員の体制等を整備する。

10. 建築資材及び建設要員の確保 【市民部】

住宅等の応急修理を行うための人員、資材等を確保するため、仙台市技能職団体連絡協議会に対して協力を要請する。

第 34 節 農林水産業対策計画

〔経済部〕

大規模な災害により、農林水産業の施設等への被害が発生した場合に、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行うものとする。

災害により、農林水産物及び農林水産業の施設等への被害が発生した場合は、「仙台市農林業関係被害報告要領（平成元年4月 経済局長決裁）」に基づき、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害が発生した農作物等及び農林業施設等に対し、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行うものとする。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
農政企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策及び被害防止広報の総括に関すること ・ 所管施設の被害の把握、被害情報収集に関すること ・ 県及び部庶務班への被害報告に関すること
農業振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関すること ・ 農作物災害対策専門部会の開催に関すること ・ 農作物等及び農業用施設（共同利用施設等）に係る災害対策の立案に関すること ・ 被害防止広報に関すること
農林土木班	<p>(整備係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る被害の把握、被害情報収集、県及び農政企画班への被害報告に関すること ・ 農地及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に係る災害対策の立案に関すること ・ 被害防止広報に関すること <p>(林務係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林地及び林地施設等の被害の把握、被害情報収集、農政企画班への被害報告に関すること ・ 林地及び林地施設等に係る災害対策の立案及び災害復旧の指導に関すること ・ 被害防止広報に関すること

2. 農業対策

農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の下、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。

特にため池については、宮城県策定「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づき緊急点検を行う。点検結果、安全上必要があると認められた場合や被害が確認された場合には、応急措置を行うなど二次災害の防止を図る。

(1) 農作物災害対策本部の設置

「仙台市農政推進協議会*要綱（昭和 55 年 4 月 市長決裁）」第 5 条に基づき、農作物等、農業用施設等に係る災害が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、農作物災害対策本部を設置し、災害への対策を講じる。

*農政に関する諸問題を協議し、市域の農業の安定的拡大を図るため設置している市の協議会。

(2) 農作物災害対策専門部会の開催

「仙台市農政推進協議会専門部会要領（昭和 55 年 4 月 経済局長決裁）」に基づき、仙台市農政推進協議会（以下「協議会」という。）の下部組織として、農作物災害対策専門部会を設置しており、協議会からの付託を受け、被害状況の把握のための調査及び情報の収集、被害防止対策の啓蒙宣伝活動、技術対策の検討など、実際の事務手順や処理方法等について、具体的な事項を検討する。

なお、専門部会での検討は基本的対応とし、重要事項は協議会を開催し、検討する。

(3) 農業用施設

地震時において、農道、農業用排水路施設の被害状況の把握を適宜行うほか、次のため池施設について、被害状況を点検し関係機関に報告する。

施設名	管理主体	施設名	管理主体
愛子ダム(月山池)	経済局農林土木課	銅谷	経済局農林土木課
斉勝沼		将監	
芦見堤		松森調整池	
白木堤		寿連原	
大沼			

※愛子ダムは、震度 4 以上、その他は震度 5 以上で宮城県河川課に被害状況を報告。

(4) 農作物等

農作物等に被害の拡大等を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、病虫害防除、応急技術対策等に関わる応急対策を実施する。個々の災害に対応する応急の技術対策については、宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）の農産物に係る応急技術対策に準拠した指導を実施する。

(5) **家畜等**

災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、関係機関・団体と連携して防疫指導等に努めるとともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼養管理指導を実施する。

3. **林業対策**

林道や治山施設等への二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携の下、被害把握、被害情報収集に努め、安全点検、応急復旧を実施する。

また、林道については、生活道路に供される路線を優先的に通行確保することとし、それ以外の路線については交通の危険を防止する必要がある場合、関係法令に基づき、状況に応じて速やかに通行禁止又は制限の措置を講ずる。

4. **水産業対策**

水産業施設に係る被害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携の下、被害把握、被害情報収集に努め、水産物生産者・団体等の災害応急対策について、情報の伝達及び助言等必要な対策を実施する。

第 35 節 民生安定のための緊急措置に関する計画

本節では、本市が直接又は間接に関与して行う経済援護等の措置について、その概要を記す。

1. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 【健康福祉部、区本部】

災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 40 号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金、精神及び身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

種 類	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額
災 害 弔 慰 金	1 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害	死亡した者の遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・同居又は生計同一の兄弟姉妹)	1 主たる生計維持者の死亡 500 万円
	2 都道府県内において 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害		2 その他 250 万円
災 害 障 害 見 舞 金	3 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害	災害弔慰金の支給等に関する法律に掲げる程度の障害を受けた者	1 主たる生計維持者 250 万円
	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害		2 その他 125 万円

※ 死亡者が、その死亡に係る災害に対し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合の災害弔慰金支給額は、当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

【費用の負担：国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）】

(2) 災害援護資金の貸付

ア 対象災害

宮城県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害

イ 貸付対象者

アの災害により、世帯主が負傷又は住居、家財に一定程度の損害を受けた世帯の世帯主

ウ 貸付限度額

災害の種類及び程度		世帯主の負傷あり (療養期間1月以上)	世帯主の負傷なし (療養期間1月未満)
1	家財及び住居に損害がない場合	150万円	
2	家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合	250万円	150万円
3	住居が半壊した場合	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)
4	住居が全壊した場合	350万円	250万円 (350万円)
5	住居の全体が滅失し又は流失した場合		350万円

※ 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は、()内の金額を限度とする。(自己所有の住宅が対象。ただし、全壊及び滅失・流失した場合は、賃貸住宅でも対象となる。)

エ 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円未満
2 人	430万円未満
3 人	620万円未満
4 人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに 730万円に30万円を加えた額
世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円未満	

オ 貸付条件

- ① 利率：年3%（据置期間中は無利子）
- ② 据置期間： 3年（市長が被害の程度、その他の事情を勘案して定める場合
にあっては5年）
- ③ 償還期間： 10年（据置期間含む）
- ④ 償還方法：年賦又は半年賦（元利均等償還）

カ 貸付原資負担

国（2/3）、市町村（1/3）

キ 東日本大震災による特例（貸付条件）

- ① 利率：年1.5%（据置期間中は無利子）※保証人を立てる場合は無利子
- ② 据置期間： 6年（市長が被害の程度、その他の事情を勘案して定める場合
にあっては8年）
- ③ 償還期間： 13年（据置期間含む）

2. 被災者生活再建支援金の支給 [健康福祉部、区本部]

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の再建を支援する。

(1) 対象となる自然災害(本制度が適用になる場合はその旨の公示がなされる。)

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
 - イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 - ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 - エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
 - オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
 - カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、
 - ① 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
 - ② 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害
- ※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象世帯

上記の災害により

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：万円)

区 分		A 基礎支援金 住宅の被害程度	B 加算支援金		計 A+B
			住宅の再建方法		
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

※ 全壊世帯には、大規模・半壊解体世帯、敷地被害解体世帯、長期避難世帯が含まれる。
 ※ 加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除く。

3. 生活復興支援資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】

震災により被災し、り災証明、り災届出証明書の発行を受けている低所得者世帯に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。

種 類	内 容
一時生活支援費 (当面の生活費)	月 20 万以内 (単身世帯 15 万以内) × 6 か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※り災証明書が必要
生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80 万以内 ※貸付内容により、り災証明書、り災届出証明書が必要
住宅補修費	250 万以内 ※市の災害援護資金貸付との併用はできない ※り災証明書が必要

- (1) 対 象：仙台市内に住居があるか、又は今後当面の間、仙台市内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯（収入の目安あり。他の受給制度や貸付制度優先）
- (2) 利 率：年 1.5% ※保証人を立てる場合は無利子
- (3) 据置期間：2 年以内
- (4) 償還期間：据置期間経過後 20 年以内で借入金額により設定

4. 社会福祉資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】

災害により被害を受けた低所得者に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申込みは、各区社会福祉協議会事務局に行う。

名 称	貸付限度額	利 子	貸付機関
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内

5. 母子及び寡婦福祉資金の貸付 【子供未来部、区本部】

災害により被害を受けた母子家庭や寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため無利子又は低利子で各種資金の貸付を行う。償還は、月賦、半年賦又は年賦償還のいずれかによる元利均等償還となる。申込みは、各区家庭健康課へ行う。（貸付を受ける場合は、保証人が必要）

6. 災害見舞金の支給 【健康福祉部、区本部】

災害により、住家に被害を受けた世帯に対し、仙台市災害見舞金支給要綱に基づき、災害見舞金を支給する。

（資料 11-1「仙台市災害見舞金支給要綱」参照）

(1) 支給対象

市内に住所を有する者の世帯で、災害救助法の適用を受けない小規模災害により住家に全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水又は消火冠水のいずれかの被害を受けた者

(2) 見舞金の額

被 害 の 区 分	世帯の種類	被災人員数	支 給 額
全焼、全壊、流失	準世帯		1人当たり2万円
	その他	1人	3万円
		2人～4人 5人以上	5万円 7万円
半焼、半壊、床上浸水 又は消火冠水	準世帯		1人当たり1万円
	その他	1人	1万円
		2人～4人 5人以上	3万円 5万円

※ 準世帯とは、寄宿舎、寮、下宿、入所施設等に居住している者の世帯で一般の独立世帯と同一に扱うことが不適当なものとする。

7. 生活保護 【健康福祉部】

災害による被害や職の喪失により生活の困窮に陥った低所得世帯に対し、生活保護法に基づく基準の範囲内で必要な扶助を実施する。

8. 市税の減免等〔財政部〕

災害により被災した納税義務者に対し、仙台市市税条例（昭和40年条例第1号）等の定めるところにより、市税の減免、徴収猶予、納期限の延長等の措置を講ずる。

(1) 個人市民税の減免

ア 災害により死亡又は障害者になった場合

該 当 事 由	減 免 の 割 合
死 亡	全 部
特 別 障 害 者 (精神又は身体に重度の障害がある者)	全 部
普 通 障 害 者	10 分 の 9

イ 災害により納税義務者等の所有する住宅又は家財に被害を受けた場合

損 害 割 合	前年中の合計所得金額	減免の割合
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	500 万円以下	2 分 の 1
	500 万円を超え 750 万円以下	4 分 の 1
	750 万円を超え 1,000 万円以下	8 分 の 1
10 分の 5 以上	500 万円以下	全 部
	500 万円を超え 750 万円以下	2 分 の 1
	750 万円を超え 1,000 万円以下	4 分 の 1

ウ 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合

損害割合 ※1	前年中の合計所得金額 ※2	減免の割合
10 分の 3 以上	300 万円以下	全 部
	300 万円を超え 400 万円以下	10 分 の 8
	400 万円を超え 550 万円以下	10 分 の 6
	550 万円を超え 750 万円以下	10 分 の 4
	750 万円を超え 1,000 万円以下	10 分 の 2

※1 農作物の減収による損失額の合計額の、平年における当該農作物による収入額の合計額に対する割合

※2 農業所得以外の所得が 400 万円を超えるものを除く。

エ 減免は、災害を受けた日以後に到来する納期において納付すべき当該年度の税額について適用する。ただし、災害を受けた日がある年度の翌年度の賦課期日以後であるときは、災害を受けた日の属する年度の翌年度の税額についても適用する。（固定資産税について同じ。）

(2) 固定資産税の減免

ア 土地（一画地の土地について災害により損害を受けた場合）

被害の割合	減免の割合
10分の8以上	全部
10分の6以上10分の8未満	10分の8
10分の4以上10分の6未満	10分の6
10分の2以上10分の4未満	10分の4

イ 家屋（災害により損害を受けた場合）

被害の程度	減免の割合
全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
内壁、畳等に損傷を受け、使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

ウ 償却資産（災害により損害を受けた場合）

損害の程度	減免の割合
全焼、全壊、流出、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
上記に該当しない場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(3) 軽自動車税の減免

ア 災害によりき損した軽自動車等で市長が認める場合 減免の割合－全部

イ 減免は賦課期日から納期限までの間に災害を受けた軽自動車等の当該年度の税額について適用する。

(4) 徴収猶予等

被災した市民が、災害のため市税の申告、その他書類の提出や納付を所定の期限までに行うことができない場合は、地方税法、仙台市市税条例等の規定により、それぞれ期限の延長や徴収猶予が認められる。

9. 国民健康保険料等の減免〔健康福祉部、区本部〕

(1) 国民健康保険料の減免

災害により被災した納付義務者に対し、仙台市国民健康保険条例等の定めるところにより、国民健康保険料の減免、徴収猶予の措置を講じる。

ア 災害により納付義務者等の所有する家屋又は家財に被害を受けた場合

損 害 割 合	前 年 中 の 合 計 所 得 金 額	減 免 の 割 合
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	500 万円以下	2 分 の 1
	500 万円を超え 750 万円以下	4 分 の 1
	750 万円を超え 1,000 万円以下	8 分 の 1
10 分の 5 以上	500 万円以下	全 部
	500 万円を超え 750 万円以下	2 分 の 1
	750 万円を超え 1,000 万円以下	4 分 の 1

イ 減免は、災害を受けた日以降に到来する納期において納付すべき当該年度の保険料について適用する。

ウ 被災した納付義務者等が災害のため納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができない場合は、仙台市国民健康保険条例の規定により期限の延長等の徴収猶予が認められる。

(2) 国民健康保険一部負担金の減額・免除・徴収猶予

災害により被災した被保険者に対し、仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則の定めるところにより、一部負担金の減額・免除・徴収猶予の措置を講じる。

ア 災害により納付義務者等の所有する家屋又は家財に被害を受けた場合

損 害 割 合	減 免 の 割 合
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	2 分 の 1
10 分の 5 以上	免 除

イ 減額・免除は、災害を受けた日の属する月から六月以内の申請に基づき、申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について適用する。

ウ 徴収猶予する期間内において徴収猶予する一部負担金相当の収入が生じる見込みがあるものについて、申請した日の属する月から三月の間の一部負担金について徴収猶予を適用する。

10. 国民年金保険料の免除〔健康福祉部、区本部〕

災害により被保険者、所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養家族がその所有する住宅又は家財に損害を受け、保険料を納めることが困難と認めるときは、日本年金機構によって免除の措置が講じられる。

11. 子ども医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における特例

〔健康福祉部、子供未来部〕

子ども医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成事業には、所得制限により対象外世帯でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合に、これらの事情を勘案して医療費助成の対象とすることができる。

12. 保育所保育料の減免 〔子供未来部、区本部〕

災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、仙台市児童福祉法施行細則(平成元年規則第90号)の定めるところにより、発災の当月から6月間保育料を減免することができる。

損 害 程 度	減免の割合
全焼、全壊、流失等損害の割合 100%の場合	全 部
半焼、半壊等損害の割合 50%以上の場合	5 0 / 1 0 0

13. 介護保険料等の減免 〔健康福祉部、区本部〕

災害により被災した被保険者に対し、介護保険法、仙台市介護保険条例等の定めるところにより、第1号被保険者の介護保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減額(給付割合の変更)の措置を講じる。

(1) 介護保険料の減免及び徴収猶予

ア 災害により第1号被保険者等の所有する家屋又は家財等に被害を受けた場合

損 害 割 合	減免の割合
10分の5以上	全 部
10分の3以上 10分の5未満	2 分 の 1

イ 減免は、災害を受けた日から1年以内に納期の末日が到来する保険料について適用する。

ウ 被災した納付義務者等が災害のため納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができない場合は、徴収猶予が認められる。

(2) 利用者自己負担額の減額

ア 災害により要介護被保険者等の所有する家屋又は家財等に被害を受けた場合

居宅介護サービス費等に係る利用者自己負担額の負担が困難な場合、保険の給付割合(100分の90)を変更し、利用者負担額の減額の措置を講じる。

損 害 割 合	給付の割合
10分の5以上	100分の100
10分の3以上 10分の5未満	100分の95

イ 減額は、災害を受けた日の属する月から12月の間に受けたサービスに係る保険給付の額について適用する。

14. 障害福祉サービスにおける介護給付費等の額の特例〔健康福祉部、区本部〕

災害により、介護給付費等の支給決定者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有する家屋又は家財等に被害を受けた場合において、居宅介護等のサービスに係る利用者負担額の負担が困難と認めるときは、利用者負担額の減免の措置を講じる。

15. 社会福祉施設入所費用の減免〔健康福祉部、子供未来部、区本部〕

養護老人ホーム、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設への入所費用について、災害により特に必要があった場合は、これを減免することができる。

16. 市立小中学校に通う児童・生徒の保護者に対する助成〔教育部、各学校〕

災害により被害を受け、経済的に就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行う。

助成（認定）要件	援助内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民税が非課税である（地方税法295条第1項） ○ 個人事業税・固定資産税が減免されている ○ 国民年金の掛金が免除されている ○ 国民健康保険料が減免されている ○ 生活福祉資金の貸付を受けている 	学用品費、通学用品費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、通学費（小学校4km・中学校6km以上）、医療費（トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病、う歯）

17. 市立幼稚園保育料の減免〔教育部、幼稚園〕

災害により、著しい損害を受けた場合、仙台市学校条例等の定めるところにより、保育料を減免することができる。

損害程度	減免額
家屋が全壊した場合	保育料の全額
家屋が2分の1以上損壊した場合	保育料の半額

18. 市立高等学校授業料等の減免〔教育部、各学校〕

天災、その他不慮の災害を被った場合、仙台市学校条例等の定めるところにより、授業料等を減免することができる。

19. 中小企業に対する復旧・復興支援〔経済部〕

(1) 中小企業災害関連融資

災害により被害を受けた中小企業者の復旧及び経営基盤の安定を図るための融資制度を設けている。

ア 概要

資金名	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率	備考
中小企業育成融資 (経済変動対策資金) 〔災害関連〕	運転資金 又は 設備資金	3,000万円	運転資金7年以内 設備資金12年以内	年1.5%	信用保証付 保証料年0.7% 据置期間 1年以内

(注) 融資利率は、平成25年4月1日現在の数字であり、今後の金融情勢により変わる場合がある。

イ 貸付対象

- ① 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により、激甚災害の指定を受けた災害により被害を受けた方
- ② その他市長が特に認めた災害により被害を受けた方

ウ 追加措置

上記の融資の実施のみではその目的を達することができない場合においては、必要に応じて本市融資制度に係る利率の優遇、利子補給、保証料補給等の措置を講じる。

(参考：中小企業融資制度ガイドブック)

(2) 中小企業支援合同相談窓口の設置

災害により事業活動に支障をきたしている中小企業者の経営等に関する相談にワンストップで対応するため、市内の支援機関・金融機関等の関係機関と連携し、合同相談窓口を設置する。

20. 私道等の復旧の補助〔建設部〕

私道等が災害を受け、復旧を要する場合は、「私道等の整備補助金交付要綱」に基づき、復旧費の一部を補助する。

(1) 補助基準

- ア おおむね5戸以上の住民が利用するもの
- イ 道路幅員については、おおむね4メートル以上であるもの
ただし、建築基準法第42条第2項に該当する道路にあつてはこの限りでない
- ウ 側溝を敷設するものにあつては、道路幅員が4メートル以上であるもの
- エ 排水施設を整備する場合は流末排水に支障のないもの

(2) 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定めて私道等の整備等補助金交付申請書に必要書類を添えて各区役所建設部道路課、宮城総合支所道路課又は秋保総合支所建設課へ提出する。

21. 住宅の復旧融資のあっせん等〔都市整備部〕

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資や既設住宅ローンの返済方法変更に関し、融資のあっせん、住宅相談窓口の開設、融資相談等を行う。

22. 宅地災害の復旧工事に関する補助金交付制度〔都市整備部〕

自然災害により被災した宅地の復旧工事の費用の一部を助成する制度で、復旧工事に係る費用から住宅金融支援機構及び仙台市の宅地防災工事資金融資の限度額を控除した額に10分の8を乗じて得た額以内で、2,000万円を限度として交付する。

23. 義援金の配分〔健康福祉部〕

(1) 義援金の受付

仙台市における災害義援金受付口座及び義援金受付窓口を設置し、義援金の受付及び希望者に対する義援金受領書の交付を行う。

(2) 仙台市災害義援金配分委員会の運営

「仙台市災害義援金配分委員会設置要綱」を制定し、当該要綱に基づき仙台市災害義援金配分委員会の運営（委員・監事の委嘱及び委員会の開催等）を行う。当該委員会において、仙台市あて義援金の配分内容の決定を行う。（日本赤十字社等4団体及び宮城県あて義援金の配分内容の決定は、宮城県災害義援金配分委員会にて行う。）

(3) 義援金の管理等

仙台市あて義援金及び日本赤十字社等4団体及び宮城県あて義援金のうち、仙台市に配当された額を歳入歳出外現金として管理する。

(4) 義援金の配分

義援金申請書の受付窓口（被災者支援相談窓口）を設置し、義援金申請書の受け付けを行う。受け付けた義援金申請書の審査を行った上で、対象となる方への義援金の振込みを行う。

24. り災証明書の発行〔財政部、消防部、区本部〕

災害対策基本法第90条の2の規定により、災害による被害の程度に応じた適切な支援を図るため、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するに当たって必要な住家及び非住家（以下「住家等」という。）について被害の状況を調査し、市長・消防署長が確認できる被害についてり災証明書を発行する。

(1) り災証明事項

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害によって被害を受けた住家等について、全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、流出、床上浸水及び床下浸水の証明を行う。

(2) り災証明者

災対本部が設置された場合におけるり災証明は、市長が行う。

ただし、災対本部が設置されない場合のり災証明及び災対本部の設置の有無にかかわらず、火災によるり災証明は、対象となる住家等が所在する管轄消防署長が行う。

(3) 被災程度の判定（火災の場合を除く）

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定されている住家等の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成21年6月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当））（以下、「運用指針」という。）に示されており、この運用指針に基づき調査及び判定を行う。

また、地盤に係る住家等の被害認定については「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」（平成23年5月2日付事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当））に基づき、調査及び判定を行う。

なお、災害発生時においては、内閣府より運用指針の改定や暫定的な運用等が発出される場合があることから、情報収集に努め、調整を図り、調査及び判定を行う必要がある。

(4) 「り災証明書」発行体制等について

り災証明書の発行までの業務体制を次のとおりとする。

ア 災対本部設置時の災害に伴うり災証明書（火災を除く）

受付、入力区本部が主体となって実施し、建物被害認定調査及び発行事務については財政部主体で実施する。

イ ア以外のり災証明書

消防部が主体となって実施する。

(5) 「り災届出証明書」の発行について

り災届出証明書は次の場合に発行する。

ア 災害により住家等以外の物に被害が生じたものについて届出がなされた場合（火災を除く）

イ 住家等に被害が生じた確実な証拠が立証できないものについて届出がなされた場合

25. 被災者台帳の作成及び活用（被害が甚大な場合）

災害対策基本法第 90 条の 3 及び第 90 条の 4 の規定により、災害による被災者の総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した「被災者台帳」を作成する。

(1) 被災者台帳に記録する情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 電話番号その他連絡先
- ク 世帯の構成
- ケ り災証明書の交付の状況
- コ その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項

(2) 被災者台帳の活用方法

被災者台帳の基盤となる情報システムは総務企画部が整備した上で、区本部及び各部において被災者の情報や援護の実施状況等の情報を登録し、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。

26. 人員体制について

東日本大震災時の経験を踏まえ、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、義援金の配分、り災証明の発行に係る業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員の体制等を整備する。

第 36 節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保

〔財政部〕

本節では、被災した公共施設等の復旧と、そのための財源確保に努める旨を定める。また、財政援助が行われる主な事業等について述べる。

1. 公共施設の災害復旧

被災した公共施設等の復旧に当たっては、原形復旧にとどまらず被害の状況等を十分に検討し、災害の再発を防止するために必要な施設の新設、改良等を積極的に取り入れた復旧計画を策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、速やかに災害復旧が完了するよう災害復旧事業の推進を図る。また、復旧に際し、速やかに必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。

2. 災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき援助される主な事業等

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法(昭和37年法律第150号)に基づき援助される事業はおおむね次のとおりである。また、これらに加え、特別法等による財政援助が行われる場合があるので情報の把握に努める。

事業等	適用される法律等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚法第3条
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	同上
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費 国庫負担法	同上
公営住宅等災害復旧事業	公営住宅法	同上
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法	同上
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	同上
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの 災害復旧事業	老人福祉法	同上
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法	同上
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉 ホーム又は障害福祉サービス(生活介護、自立 訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。) の事業の用に供する施設の災害復旧事業	障害者総合支援法	同上
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法	同上

事業等	適用される法律等	
	通常災害	激甚災害
感染症指定医療機関の災害復旧事業及び 感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律	激甚法第3条
堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内) (公共的施設区域外)		同上
湛水排除事業		同上
農地等の災害復旧事業 (農地、農業用施設、林道の災害復旧事業) 及び 農業用施設、林道の災害関連事業	農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する 法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する 法律	激甚法第6条
開拓者等の施設の災害復旧事業		激甚法第7条
天災による被害農林漁業者等に対する 資金融通の特例	天災による被害農林漁業者等 に対する資金の融通に関する 暫定措置法	激甚法第8条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業		激甚法第9条
土地改良区等の行う湛水排除事業		激甚法第10条
共同利用小型漁船の建造費の補助		激甚法第11条
森林災害復旧事業		激甚法第11条の2
中小企業信用保険法による災害関係保証の 特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による 貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金 助成法	激甚法第13条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業		激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業		激甚法第16条
私立学校施設災害復旧事業		激甚法第17条
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律	激甚法第19条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助の特例		激甚法第21条
罹災者公営住宅建設等事業	公営住宅法	激甚法第22条
小災害債に係る元利償還金の基準財政 需要額への算入		激甚法第24条
雇用保険法による求職者給付の支給の特例	雇用保険法	激甚法第25条

(1) 激甚法による救助の手続

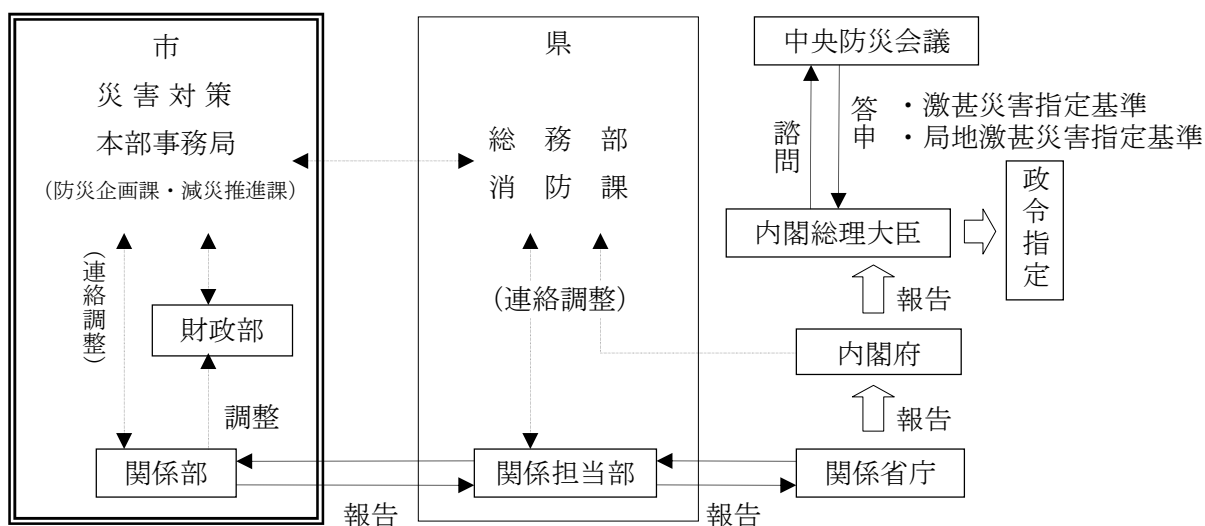
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚法が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

(2) 激甚災害指定の流れ

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する（本激）。

また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断して、政令で指定する（局激）。

<激甚災害の指定手続>



第 37 節 復興に関する計画

〔復興事業部〕

大規模災害が発生した場合は、被害状況や地域特性、応急対策の進捗等を勘案し、迅速な復旧を目指しつつ、更に災害の教訓を踏まえ、中長期的な取り組みによる計画的復興を目指す必要性について早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、必要な場合には、これに基づき市の復興のための計画（以下「復興計画」という。）を策定するものとする。

1. 復旧・復興方針の決定

被害の状況や社会経済活動への影響等の把握・分析に努め、可能な限り早期に、当面優先的に行うべき復旧対策等に関する取り組み方針（以下「復旧方針」という。）を定めるとともに、復興計画の策定が必要と判断される場合には、復興に向けた中長期的な取り組みに関する方針（以下「復興方針」という。）を定めるものとする。

2. 復興計画の策定

大規模災害からの復興は、地域コミュニティや産業構造等にも大きな影響を及ぼすような複雑かつ大規模な事業であり、関係する部局や機関等も多数に及ぶこととなる。こうした事業を可能な限り速やかに実施するためには、復興計画を策定し、関係部局・機関等と調整を行いながら計画的に復興を進めていく必要がある。

復興計画は、復旧方針及び復興方針を踏まえつつ、一日も早い復興を果たすため、可能な限り速やかな策定を目指すとともに、市民等の意向を尊重し、協働により復興を進めるため、多様な主体の意見が反映されるよう努めるものとする。

(1) 復興計画の策定に当たって、以下の事項に配慮する。

- ア 組織横断的な庁内体制により復興計画を策定し、その推進を図るため、市長を本部長とする復興推進本部を設置する。
- イ 復興計画に専門的見地からの検討を加えるため、必要に応じ、学識経験者等により構成する復興検討会議を設置する。
- ウ 多様な主体から本市の復興に関する意見を聴取するため、復興計画に関する意見交換会やパブリックコメント等を実施する。
- エ 復興事業は多くの機関が関係する大規模な事業となるため、国や他の自治体等の関係機関との連携や調整を図りつつ策定を進める。

(2) 復興計画の内容について、以下の事項に配慮する。

- ア 将来にわたり市民の安全・安心が確保されるよう、被災から得た教訓を生かし、より災害に強いまちづくりを目指すものとする。
- イ 本市の特性や目指すべき都市像を踏まえ、復興を通じてより魅力ある都市づくりを進めるものとし、総合計画等の上位計画との関係にも留意する。
- ウ 復興の推進に当たって、高齢者や障害者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が支え合い共生できる社会づくりを目指すものとする。
- エ 被災地域の特性や被災前からの地域課題等を踏まえ、復興を通じてより良い地域づくりを目指すとともに、地域コミュニティの維持・回復や再構築を図るものとする。
- オ 被災者の生活再建と被災地域の再生を早期に果たすため、復興事業の迅速な推進を図るとともに、必要に応じ、緊急性や優先度を勘案した事業の重点化を図るものとする。